607-31
1200501532645

3

帝國圖書館藏

横尾惣三郎著

如何にして農民は生くべきか

東京　農村研究會板

昭和五・四・一・内交
帝圖

愛知縣種畜場

本場は有畜農業の本山で農業經營の革新をモットーとし總面積七十町歩中約三十町歩が開墾され大正十二年迄は陸軍種馬所の持てあまし酸性土壤の荒蕪地であつたが有畜農業の御蔭で愛知縣有數の沃土となり特別會計で理想的農業經營を行つてゐる。（參照第十章）

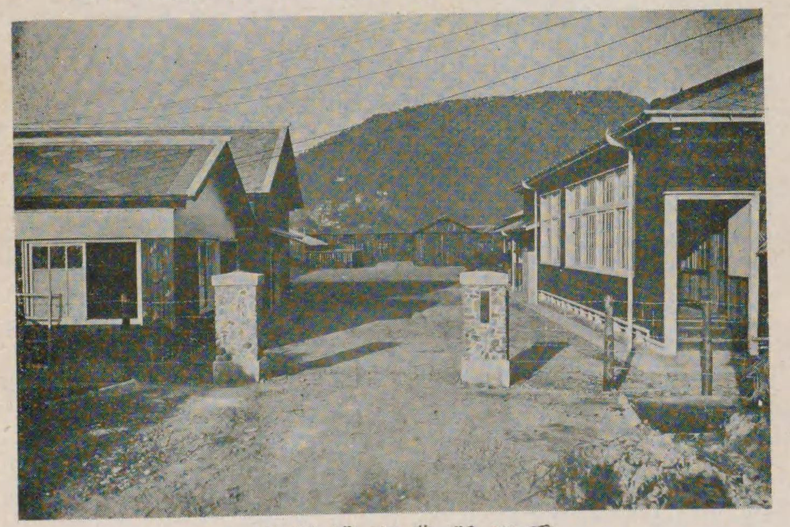

香川縣農事講習所

自給自足をモットーとして昭和二年四月設立されたる我國に於ける農業教育の革命と稱せらるゝ勤勞中心の農業教育機關。上圖の愛知縣種畜場と共に山崎延吉氏が日本一と評してゐる。遠景は象頭山琴平神社（參照第十一章第四節）

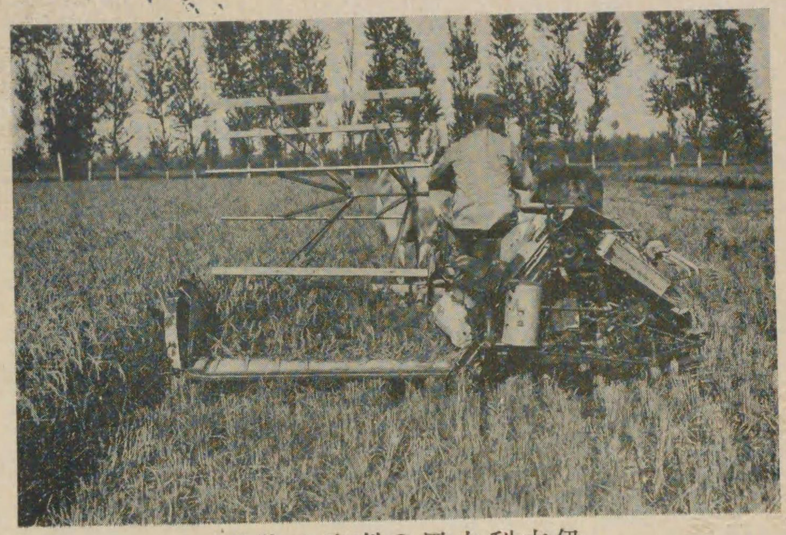

伊太利水田の刈取の狀況

伊太利の米作地は北伊バルチエリーを中心として同地には試驗場がある。伊太利の米作は總て機械的大農である。（參照第六章）

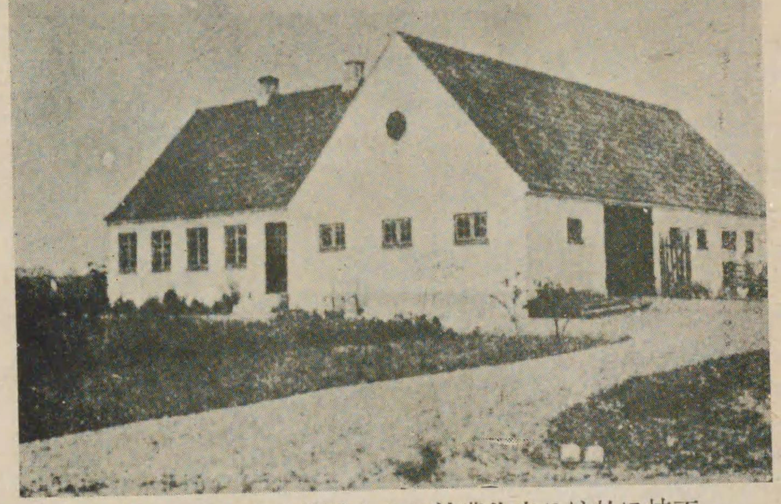

丁抹に於ける自作農法により建築された住宅と農舍

（參照第二章第二節）

607-31

序

農民は如何にして生くべきか、此は政治上社會上乃至は經濟上から考へて、現在並に將來日本の持つて居る最も大きい惱みの一である。本書にも詳しく述べてある通り、農村問題等——地主對小作農の爭ひ、農業の經濟的行詰まり、農民の生活不安等等——の前途は恐らく日本が開闢以來遭遇した又遭遇すべき最も深刻なる危機を孕んだ社會問題であらう。諺に噴火山上にダンスすると云ふが、現在政府の執つて居る政策や、政黨の主張などは多くは對選擧の人氣取專門で、農民の心の眞底に觸れた、ほんと

うに農民、殊に憐れな中、小農や小作農を救ふと云ふ風な、眞心（まごころ）のこもつた政治で斷じてないのは誠に遺憾至極と云はねばならぬ。誤魔化し政治は化（ば）けの皮の剝げる時が來る。普通選擧は既に行はれ、次いでは小作法も小作組合法も出來て來よう。爲政者が依然として小さな然も利己的な階級意識の傳統に囚はれて、其日暮しの政治に沒頭して居る結果。所謂此等農業無產階級の人々が、己の心と己の力とのみを以て、己の事を捌かんとする時が來たならば——ヨーロッパ大戰後、中歐東歐の諸國を席捲した土地改革（ランドレフホーム）の如く——日本の危機は惱みは實に其時にある。彼の太陽の様な大きな公平な而して何物にも滲み通る暖い心を以て、農民の爲めに否農民と共に、愛と熱とを以て政治をするのが、今日爲政者の最も努むべきことではなからうか。穩健なる、然し何よりも先づ農民大衆の福利を基調とせる、徹底した農村改革の實行は、日本を救ふ上に最も緊要の仕事である。

此意味からして本書の說く所は、赤裸々なる一切の事實と此に對する具體的解決案である。吾等はもはや虛僞や體裁の社會に飽き〳〵した。講壇學究の抽象論も眞理の攻究には因より必要であるが、明日の生活に惱みつゝある農村大衆の慾求とは餘りに遠ざかつては居るまいか。思ふにマルクス其他社會革新派の大なる弱みは矢張り玆にある。調子は高い。

思想に執るべき所は大にある。然しながら彼等に實行しうべき的確なる具體案が、果して何程あるであらうか。

天を仰げ。然し大地をしつかり踏みしめて一歩は一歩より進め。然らば何時しか目的の彼岸に到達する。吾等は決して停留場なき飛行機の空中滑走であつてはならぬ。循環小數の連續は實際政治に禁物である。農村問題解決に關する具體案の提唱は、蓋し本書の目的であり生命である。

自作農の創設にせよ、小作農の解放にせよ、生産費の半減にせよ、組合製絲其他工業的農業の提唱にせよ、乃至は農村教育の革新にせよ、即ち今農村の重要問題に對する具體案の主唱は、十數項に亘つて居る。著者は勿論學者ではない。深遠なる學理を說くのは著者の思ひもよらざる所である。淺學菲才從つて江湖識者の叱正を仰がねばならぬ點は固より多々あるが、著者は云ふ所必ず自ら地方官とし此を實行し、又實行せんことを期して居る。官界十二年、長野、愛知、香川に於ける組合製絲、愛知縣種畜場に於ける有畜農業、香川縣農事講習所に於ける自給自足の農業教育乃至は同縣に於ける綜合的農事試驗場の如き、少くとも著者の心身を傾倒して、官を退いた今日尙微力を盡して居る農村改革の一端である。

本書は既刊「歐米農村巡り」の姉妹篇とも稱すべきものである。彼は歐米農村の現情の紹介が目的であるが、此は歐米農村の視察より得たる、我

國農村改革の具體案である。彼は總論であつて此は云はゞ各論である。兩者を合して一貫したる著者の主唱が、一層明白にされうると思ふ。

最後に聊か加へたいことがある。

本書の大部分は大正十三年十二月下旬より新年にかけ、巴里の客舍に於て綴つたものである。萬里の異鄕殆んど友を斷つて蟄居し、早朝より深更に亘つてペンを走らすこと約三週間、大晦日の夜の如き元日の二時を聽いて、ふと愛兒の淋しい正月のことなど胸に浮べて、遙に祖國の新年を懷ふた位、歐米各國の農村巡りの半箇年と併せて、眞に骨を削り血を啜るの思ひがあつた。

不法なる若槻內相の歸朝命令を峻拒したゝめ、巴里に於て大正十三年十二月十二日免官とはなつたものゝ、國家に對する報告丈は義務であると考へて、波荒き大西洋の船中に於て船醉と戰ひ乍ら此を淨書し、百餘枚を綴つて二月四日ワシントンより若槻內相に提出したのが、此巴里の原稿であり、尙又本書の最初の草稿であつた。爾來五箇年、其大半は數十回に亘つて東京日々新聞に發表し、末廣、那須兩教授其他先輩の御批評も仰いで稿を改むること數回、漸く公にすることが出來たのである。幸に今日本書の出るに當つて、末廣、那須兩教授は勿論東京日々の城戶、小野、杉山、の三兄に深く感謝する次第である。

本書と既刊「歐米農村巡り」、「歐米議會見聞記」、の三著は多額の費用を給して、著者の半生の宿志であつた歐米の天地に遊ばせてくれた日本國民に對する御恩返へしの報告であると同時に、著者に執つては心骨を削つた苦しい、然し顧みて樂しい好個の記念である。

昭和五年三月十三日

小石川寓居

横尾惣三郎

如何にして農民は生くべきか　目次

第一章　高天ヶ原農業と工業的農業……一
　第一節　エジプトの博物館と日本の農業……一
　第二節　我國農業の缺陷……八
　第三節　工業的農業……二九
　　一、歐米の實例……二九
　　二、工業的農業とは何か……三七
第二章　誤れる勸業政策……四二
　　富士山嶺より鹽を振りまくの類……四二
第三章　自作農創設維持の具體案……五六

第一節　自作農政策の重點……五六
第二節　ヨーロツパ各國に於ける自作農政策の一般と其批判……五九
一、丁抹の自作農政策……五九
二、チエツク共和國の土地改革……七七
三、ヨーロツパ各國の土地改革の概況……一〇三
第三節　自作農創設維持の具體案……一〇五
一、土地所有制限强制徵收權及先買權の設定……一〇六
二、强制徵收價格の決定……一〇九
三、自作農の創設方法利子並償還方法……一一〇
四、住宅農舍等の建築資金の貸付……一一二
五、自作農の選定要件並に資格者……一一三
六、創設後の保護發展策……一一四
七、特別會計の設置……一一七

八、費用負擔……一一七
第四章　小作法制定の急務……一一八
小作法案の批評……一一八
第五章　どうして小作農は解放されるか……一五六
第六章　生產費の半減は不可能か……一七五
第七章　大農か小農か……一九八
第一節　世界の論戰……一九八
第二節　伊太利の共同耕作……二〇五
第八章　蠶絲業の改革……二二五
第一節　改革の具體案……二二五
第二節　生產費の節減……二二九
第三節　養蠶家の生くる道……二三四

一、組合製絲の利益と經營法……二三四
二、組合製絲の經營法……二四一
三、組合製絲經營上最も注意すべき點……二四六
四、營業製絲と組合製絲の比較……二五五
五、組合製絲十訓……二五八
第四節　營業製絲家の大合同……二五九
第五節　國家の施設……二六一
第六節　生絲のヨーロツパ進出……二六三
第七節　對人絹並綿絲と價格の競爭……二六四
第八節　天然絹絲と人造絹絲の將來……二六六
第九章　組織網の缺陷……二七四
水路なくして灌漑するの類……二七四
第十章　有畜農業の普及……二九七

第十一章　農村教育の革新……三一三
第一節　迂遠なる教育の現情……三一三
第二節　私立學校の價値……三一五
第三節　丁抹の國民高等學校……三一七
第四節　自給自足の農學校……三一七
第五節　香川縣立榎井農事講習所……三四一
第十二章　地方から中央へ……三五〇
地方長官公選の具體案……三五〇
第十三章　將來の農村……三七〇
一、行政機關……三七〇
二、教育機關……三七一
三、産業機關……三七五

四、文化的機關……三八五
五、交通機關……三九〇
六、衞生機關……三九〇

（目次終）

如何にして農民は生くべきか

横尾惣三郎著

第一章　高天ヶ原農業と工業的農業

第一節　エヂプトの博物館と日本の農業

赤裸々な—日本の價値は何であるか。

自分は思ふ、各方面に行詰つて居る日本のあらゆる問題を解決する眞の第一歩は、赤裸々なる日本を知ることである。日露戰爭歐洲大戰と所謂トン、トン、トン拍子に帆を走らせた、云はば世間の苦みをしみ〴〵味はふ暇のなかつた日本人は餘りに有頂天になりすぎて、天を仰いで濶歩するのは

よいが、果して足が大地にしつかりとついて居るだらふか。

世界の一等國とか、三大強國とか、空疎な形容詞を有難がつて居る國民の內幕を省みたらどうだらう。國際關係にせよ、經濟生活にせよ國を離れて海外から祖國を顧ると、何ともない淋しい心持がして、噴火山上にダンスをして居る同胞の前途が思ひやられてならぬ。千百の議論より一の事實が强い。早い話が世界の一等國と稱する日本の民度を世界の弱小國と云はれて居る丁抹やスエーデン、ノールエー等の所謂スカンヂナビアの國々の民度と比較して見給へ。日本が優つて居るとはつきり斷言しうる無謀漢が何人ある！

カイロー博物館の驚き　ヨーロツパやアメリカの農村問題の調査を命ぜられて、夜も眠られぬアラビヤ海の熱氣から逃れて太陽の國の都カイローに着いたのが大正十四年の五月下旬、生れて始めて隊商ならぬ駱駝に乘つて沙漠の中に例のピラミツドやスフヰンクスを見物して、一人の國王を埋めるに三年の日子と三百餘人の人を殺したと云ふ馬鹿氣た大工事に其昔の暴王振りにあきれた外、豫期した程の興味もひかなかつたが、翌日世界最古の文明が解かると云ふ埃及の博物館を見物して驚いた。一人に數万圓も費して、朱や其他の貴重な藥品で死體を保存したと云ふ金銀で立派に飾つた立派の寢棺の中に横はつて居る國王の何個とあるミイラはまだしも、工藝其他の美術品に現はれて居る四千年前の古代エヂプトの燦爛たる文化と、今日イギリスの羈絆の下に豐饒なる天然の資源を擁し乍ら、頭巾を無造作に卷きつけて裸足で街路をノロ〳〵歩いて居る羊の如く憐れなエヂプト人の現在と比べる時、感想はそれからそれへと走つてさしも廣い博物館を時間のあるまゝに漂つて居ると急に眼についたのが古代エヂプトの農具、鍬やら鋤やら色々のものが順序よく並べてある。

音に名高い世界の沃野、人類文明の始めて發生したと云ふナイル河畔の畑を耕した農具はさてどんなものかと好奇心の赴くまゝに見物すると、此は又實に驚いた！意外も意外！四千年前エヂプトの農民が使つた農具は些少の差こそあれ其大體の型がよく日本の現在農民の用ゐて居る鋤鍬等に似て居るではないか。夢かとばかり熟視すると夢ではない。現實の然も眞晝中の正直正銘の事實である。

四千年前と云へば、神武天皇紀元より千四五百年も太古のこと、其大昔にエヂプトの農民が使つた農具が日本の現在の農具と同一であると云ふことは抑々何を意味するだらふか。

高天ケ原農業　とりもなほさず豐葦原の瑞穗の國と誇るが日本の農業は農具が其一端を物語る通り、四千年以來餘り進歩しない原始的農業、自分は名づけて此を高天ケ原農業と云ふ。高天ケ原は二千六七百年前の出來事、エヂプトの四千年前とはまだ〳〵桁が違ふが、他に適當の評語がないから敢て高天ケ原農業と云ふ譯。

高天ケ原農業！此一語はよく日本の農業の現狀を寫し得て遺憾ない。實際日本の農業は農具を始め經營組織の總てが全く幼稚なもの、畜産も殆んどやらない米麥作本位の原始的單一農業、經營方法も單調で從つて勞力の調節もあつたものでなく、忙しい時には盆と大晦日が一時に舞ひ込んだも同樣、暇の時は一週間の仕事を一ケ月にひき伸ばすに苦心すると云ふ有樣、勞賃が高い〳〵と云つて大部分手ばかりで働いて機械は使はない。産業組合は外國の眞似をして型だけは行き渡つたが大切な魂は入つて居らぬから、徒に睡眠組合が多くなり、生産費が世界一かゝつて生産物の處分方法は無類下手と云ふ。之で儲からぬ儲からぬと云つて國家や府縣の補助ばかり目あてにする。自治的發達などは表看板だけ、勸業の各種團體からして喜んで官權の寄生蟲となつて其指揮采配に働いて居る。

日本の農業は音樂的　日本の農業を視察した或外國人の批評に日本の農業は音樂的であると云ふから、はて不思議な滅法の話、音樂的所か政府から其道の所謂先達まで農村娯樂の探索に大騷ぎをして居る位、少しも濕り氣のない乾き切つた沙漠の樣な日本の農村を、さりとては一大發見をしてくれたものとよく〳〵質ぬて見ると、此は又素敵な觀察。

何でも之は日本で一番農業の開けて居ると云ふ東海道を旅行した時の話、汽車の窓から兩側を見ると四五月の頃だつたらふ。長いコートを着て極めて細いズボンを穿いて、頭にはターバンならぬ灰色の布を被り小造りだが頑丈の素朴な農民が花壇の樣に小さく區劃された畑に、三々五々鍬を上下に上げ下ろし乍ら土を起して居る樣が誠にリズムに合つて音樂的であると云ふ批評！

ヨーロツパでは今時耕耘するに手道具でやる所はない。立派な機械のトラクターか、少くとも二頭曳きの牛馬耕、書物か博物館でなければ容易に見られない昔物語、此勞賃の高い世の中に利益の一番薄いと云はれる農業をやるにいくらでも家畜や機械の利用出來る社會に手で一日精々五畝歩位の猫の額の樣な土地を耕して汗水垂らして居る國は東洋丈。よくヨーロツパやアメリカを旅行すると漫遊客や水兵の募集のポスターに富士山の繪を上にして其下に桃割れの娘さんが赤子を背

負つた姿と人力車を汗をふきつゝ走らせて居る圖があるが、此が日本の紹介とは恐れ入つたもの。ヨーロツパやアメリカでは曳き手は家畜か發動機で、人間は乘り手の役に限つて居る。人間が荷車を曳いたり、況して人間を乘せて走つて居るなどは誠に夢物語。

日本の農村は花壇で充滿　更に又或る西洋人の見聞記に、日本は美の國だけに非常に澤山花壇があつて花作りが盛ん、日本を旅行すると農村は到る所花壇ならざるはなしと、あまり法外な批評だけによく〳〵聞いて見ると、あの猫の額の様な日本の田畑を區劃が少さく出來て居るから花壇と間違へたと云ふ話、間違つたのも道理、ヨーロツパでは小農國のベルギーやオランダでも平均農家一戸當り四五町歩、小農國で有名な丁抹でも十一町四段餘り、ヨーロツパでは七町歩以下は水飲み百姓で七町歩以上三十町歩が小農經營、三十町歩以上百町歩が中農經營、百町歩以上一万町歩位が大農經營の部類、日本の様に平均一戸當り一町歩など云ふ極小農國はヨーロツパ人の農業概念に入らないと云ふもの。それもその筈。日本の耕地面積は總面積の僅に一割五分七厘、八割四分三厘は山と川、從つて山水の風景は世界でも有名だが肝腎の身はない國、所謂骨と皮だけで肉は極く少々の痩せぎす國である。從つて一枚五畝とか一段とか云ふ猫の額の様な耕地は日本には

見られるが、ヨーロツパやアメリカでは少くも一枚一町歩以上三町五町が普通であるから、外國人が花壇と間違へたのも無理はない。之にデンマークやイギリス、ドイツ等の進んだ國では農家を中心として、耕地が其周圍附近にある様に便利に集めて所謂野中の一軒家的の農業經營であるから、畑は自然にまとまつて大きく出來て居る。日本の様に農家が部落的に集まつて耕地は五町離れて一段歩、十町行つて五畝歩と云ふ具合に離散して居つて、忙しい時を籠を肩にかけて桑摘みに出かける姿は宛然旅行にでも出掛ける様な具合。雨に降られて途中で歸るか、ヅブ濡れ桑を運ぶの餘儀なきことは枚擧に遑ない。誠に不經濟の話である。

花壇と少し違ふが似た面白い話がある。米國のさる會社の技師長を優待した後、三越の七階の庭園に案内して東京全市を見せた所が其技師長非常に感心して、さて曰く、聞きしにまさる東京の自働車の多いのには誠にびつくりしたと、案内の重役尚更意外の批評に驚いたのも無理はない。アメリカに自働車の多いのは今更ならぬ話。ロスアンゼルス市には人口三人に一臺宛の割合、計四十三万臺。之アメリカの技師長が東京に僅かばかり走つて居る自働車にびつくりしたとは人を馬鹿にした例の皮肉と思つたが、餘りのことに聞いて見ると件の技師長宣く、あの自働車小屋の多いこ

とを、指さすのを見れば日本の木造家屋を悉く自働車小舎と間違へた譯。成程ニューヨークやシカゴの自働車小舎と日本の木造家屋は似たる點なきにしもあらず。皮肉か、洒れか、兎に角件の技師長なかく〳〵隅に置けぬ代物である。

要するに日本の農業は原始的單一農業の云はゞ高天ケ原農業、而してヨーロツパの農業は第二節に詳しく説明する所謂工業的農業、日本の農村及農業の生くる道は何と云つても此の高天ケ原農業を一變させてヨーロツパ並の工業的農業にするにある。

高天ケ原農業と工業的農業、此一句こそ日本とヨーロツパの先進國の農業との相違を示す適切の評語であり同時に日本の農業の進むべき活路を示す指針である。

第二節　我國農業の缺陷

赤裸々の日本の農業を露すためには唯高天ケ原農業だけでは、聊か霞を隔てゝ物を見るの感があるから、以下少しく我國農業の缺陷を説いて見よう。病氣を知らねば藥はもられぬ。己れを知らねば敵には勝てぬ。自己の缺陷を知るのは進歩發展の第一歩。

愛農心の缺乏　現今我國の農民に愛農心があるか。言葉を換へて云へば自己の職業たる農業に對し信念と熱愛とがあるかどうか。不幸にして否と答へねばならない。丁抹は他人も許し、我も許す世界第一の農業國である。而して丁抹に於ては愛農心が最も強く、國民の大多數は商業工業よりも農業を愛すると云ふ。丁抹農業の今日あるのは主として此愛農心即農業に對する農民の信念と熱愛の賜であり、此愛農心が丁抹農業の根本動力であると云ふ。

總ての事業や職業に信念と愛の必要なことは申す迄もない。自己の職業や仕事に對して我自身信念と熱愛がない様でどうして成功が出來ようか。自ら疑ひ自ら侮る様な仕事に成功のあらう筈はない。土に親み土に生くることを以て最大の幸福とする丁抹農民に、今日の偉大なる農業の發達を見たのは當然である。

飜つて現在我國農民の心理狀態は如何、此頃農民の中には止むを得ず詮方なしに、或は宿命とあきらめて父祖傳來の仕事として盲目的に農業をやつて居る者が日に月に殖えて若し何か他に格好の仕事があるなら、明日にも農業を棄てて他の職業に走りたいと云ふのが偽らざる彼等の腹の中である　農業はつまらない、儲からない、行く先の望みがない、早く〳〵逃れたいと云ふのが眞實の

叫びであらふ。大地主然り、小農然り、小作更に然りである。近來大地主が競つて土地を賣つて都會地に走り、其他中地主や小地主小作農が都會地や商工業を羨む事實は誠に馬鹿氣た位である。早い話が近來の滑稽なる悲劇の隨一として農村では嫁を貰ふに困まると云ふ、有りあまる人間の多い日本の殊に農村に於て偖ても不思議の話と驚くかも知れないが事實は事實で、農村の處女が都會へ都會へと目がけて安月給取でもよいから、農業はもう眞平だと云ふ。一葉落つて天下の秋を知る。時代の波に最も早くすひ込まるゝ青年男女にして然りだ。以て如何に現代の農村が浮腰であり、愛農心などの地を掃ふて居るかゞ諒解出來よう。

結果を責めるのみでは物の改善發達は期待出來ない。思ふに我農民に愛農心の少い原因は固より彼等に努力と熱心の足りない事も其一因であらふが、其最も根强い原因は農業に對する將來の期待（プロスペクト）がないためである。いくら働いても骨折つても農業をして居つては所詮幸福な生活も自己の發展も出來ないと云ふのが僞らざる農民の悲鳴である。

此農民の不平や失望は我國に於て或點まで事實である。と云つて決して此は現在の農民のみの罪でない。我國の農業が現狀の如く利益の少い所謂高天ケ原農業であつては、農民の悲觀するのも無理はない。然し現在は何所までも現在である。將來ではない。我國の農業を現在に見て到底將來の望みなしと云ふ者があるならば、事此より暴斷はないと思ふ。要は現狀を轉換して農業を丁抹の現在の如く有利ならしむるにある。而して其道は發見し得られんかと云ふに、自分をして云はしむれば、日本の農民も大正七八年の農業爭議以來今や其發見の道程にあつて所謂産褥の苦みにあると云つてよい。工業的農業の完成はとりもなほさず日本の農民の生くるコンクリートの十間道路である。唯從來の樣な鍬や小笹の細道を焦らずに、速に此大道を發見して廻れ右をすればよい。

廻れ右！廻れ右！廻れ右をすれば、一番殿軍（しんがり）の人間が一番先頭になる。譬へば玆に大蟻をたてゝヨイショ〳〵と、進んで行く人間があると、世間の大衆は何も一向其行先や目的を知らないで無我夢中に後をついて行く。其行先が斷崖で先頭の人間は此れを發見して逃れようとしても後から何も知らぬ大衆がワイショ〳〵と押すなの押すなの騷ぎのために順々に絶壁から落ちて慘死するが、然も後から來る人間は喜んで暮穴に急ぐのを知らないと云ふのが現在の農村の狀況。英斷一番廻れ右をして工業的農業に進めば一路平坦希望の空は輝いて居るのである。

千百の議論よりも一の事實が強い。丁抹では農業をして居る人間が經濟的にも社會的にも最も幸福な人間で、正直に勤勉に働きさへすれば一筆の土地すらない小作農でも、數年の間に有名な同國の自作農創設法の御蔭で一割の貯蓄さへ出來れば九割の融通を政府から受けて自作農になれる。産業組合の巧妙な行き渡つた組織網の御蔭で、資金や生産品の處分から肥料其他の購買まで安々とやつて貰ひ、自分は唯一生懸命生産にだけ從事して居ればよい。

然も一方に於て社會黨内閣の總理大臣スタングは屋根葺職工上りの勞働者であり、文部大臣はニナ・バングと云ふ教員上りの老婦人、農務大臣は小農階級と云つた具合に、丁抹の農村の産業組合の理事者や國民高等學校の教師には前國務大臣や次官が居る。例へば國民高等學校中の白眉と云はるゝアスコブ國民高等學校の校長アペル氏は前文相である。隣家の田吾作が大臣になり知事になるのだから、同じ百姓をしてゐても國務大臣の心を以て農業をしてゐるのと、日本の樣に府縣知事が時たま視察に來ると二三日仕事を休んで大騷ぎをする連中とは其意氣抱負に於て天地の差がある。鎗一本で關ケ原の役に一國の大名になれたなら、何故鍬一本で天下が取れぬ理由があるかとは丁抹農民の腹の中である。丁抹では代議士は其選擧區に住むことになつて居るから從つて相當の人物が農村の實務に携つて居るのである。事情如斯であるから丁抹農民の意氣は高く、農業に對する信念と熱愛が深く強いのである。

重ねて云ふが愛農心のない所に農業は發展せぬ。我國農業の根本の憂は農民自身に農業に對する信念のないことである。

天降り萬能　ヨーロツパやアメリカのあらゆる施設と日本の之と比較して著しい根本的の差違は、自治的發達と天降り萬能との對照にある。ヨーロツパやアメリカの施設事業は民衆本位で必要利害を痛切に感じて居る人間が主動者で政府や官憲は單に助長者にすぎない。日本は此と全く正反對で、政府や役人の功名手柄が中心で、民間の人々は補助と云ふ僅かばかりのまやかしものに釣られて、施設の正體内容ははつきりと譯らないで、ひつぱられて行く連中である。自治的活動と天降り萬能と此二つの正反對の流れが歐米の諸國と日本との區別を最もはつきり著はして居る。

農會にしても、産業組合にしても農業教育にしても何から何まで外國の模倣で、之れが又役人の御節介による天降り案のみである。明治初年ならいざ知らず、時代も昭和五年何時になつても

天降り一方ではたまつたものでない。日本の農業の根本的缺陷は實に此天降り萬能にある。天降り萬能のために農業の生氣はすつかり痲痺の狀態である。

小作農の多いこと　農業は自作農が根本、一國の農業狀態の健全なり否やを計る最も善い秤(はかり)は自小作の比率を見れば明瞭。小作農の多い國ほど農業上は勿論、國家全體の上から見て不健全と斷定してよい。世界一の農業國たる丁抹は自作農が大正十三年末に百人中九十二人半で小作農は僅に七人半にすぎない。所が日本は大正九年の調査によると總農家戸數五百五十七萬三千戸の中自作農百七十四萬二千戸で、小作農百五十六萬六千戸、自作兼小作農二百二十六萬四千戸である。其割合は、自作農三割一分、小作農二割八分、自作兼小作農と小作農とを合すれば實に六割八分に達してゐる。而して小作農の耕作面積は實に約二百八十二萬町歩で、總耕地の五割二分に達して居る。實に驚くべき小作國と云つてよい。人の命の長短で國家の政治が解かる。文明國中丁抹は北緯五十五六度の極北の寒地なるに拘はらず世界一長命の國であり、日本は氣候溫暖の海國であるけれども最も短命の國であるが日本も小作農が全體の一割弱にでもなつた曉にはきつと長命國になるに違ひない。

政治上社會上自作農が最も歡迎すべきものであるのは勿論、農業經濟上から見ても自己の土地を自己のものとして耕す人間と、他人のものを借りて耕す人間と、何れが永遠の考で親切に一生懸命耕作するかは議論の餘地はない。土地の改良の如きを小作農に期待するのは元來が無理である。

英國の有名な農政家アッシュレーが英國と丁抹の農業を比較して、耕作技術や農具等所謂能率の點に就ては英國は決して丁抹に讓らないが、農業經營に最も必要な產業組合に就ては英國は遠く丁抹に及ばない。これ兩國の農業をして天地の差あらしむる所以である。而して英國の農村に產業組合の發達しない重なる理由は丁抹產業組合の著者として有名なフェーバーの云ふ通り、自作農が少くて小作農が多いからで、產業組合は大他主や小作農の社會には發達しない。

我國に小作農が全體の六割八分に達して居り、然も年々漸增の傾向であることは農業上は勿論政治的社會的に考へて大なる缺陷と云はねばならぬ。

レールなき汽車　レールがなくては汽車は走らない。レールなくして汽車を走らせようとすれば顚覆あるのみだ。從つてレールのない所には汽車は走らないで精々運送車か手車にすぎない。日本の農村及農業を概觀すると最も必要な組織網がなくして銘々勝手の源平の一騎打、折角の生

産物も中間商人に安く買はれて百日の汗水の苦勞が半日位で勝手に浚れて行く。肥料農具其他必要な品物を買ふにも同樣、いかものを高く握まされる。農村から絞り上げる郵便貯金や生命保險の十數億の金はあつても地方から中央に吸收されて農村はサワラ沙漠の樣に乾ききつて資金の大渦渇、愈々借りるとなれば一割二割の高利を拂はねばならぬ。產業組合や農會と云ふ立派な組織はあつても、前述した通りの附燒刃の睡眠組合睡眠農會だから、間に合はない。云はゞレールのない所に汽車を走らさせることは出來ないから、文明の利器は汽車と云ひ、自動車と云ひ、目の前に見てはゐるが使ふことは出來ないで、昔ながらの運送車か手車を曳いて喘いで居る始末。或人が水路なしで灌漑する樣なものだと云つたが全くの適評。日本の農業をしてヨーロツパ流に利益をあらせるにはどうしても生產の能率を高むるのも必要だが夫れよりも先で此レールたり水路たる組織網を充分に發達させることが肝要である。どんなに生產が增加しても此組織網が發達しなければ五十馬力の機關に百馬力の仕事をさせる樣なもので却つて苦悶を增させるだけ、機關の破損は時日の問題である。資金の貯蓄融通にせよ、必要品の購買にせよ或は生產物の販賣にせよ產業組合や農會の力に依つて汽車を滑かに動かす樣にせねばならぬ。さもなければ日本の農村は永久に浮ぶ瀨がない。日本の農村の金利の高いことや、繭や米や野菜にせよ販賣方法の拙い事や、進んでは保管加工設備の乏しいこと、此を丁抹の農村に比べると天地の差があつて情けない。丁抹では農產物の約六十パーセントが農民自身の團結の力たる產業組合に依つて、內地は勿論海外に迄賣却せられるから、殘りの商人による四十パーセントも產業組合に追從する樣に出來て日本と全く正反對である。丁抹農村の研究家たる英人ライダー・ハガードの調査によると、丁抹では農業の生產物が二十パーセントの費用で市場に賣却されるがイギリスでは百パーセント以上かゝると。如何に組織の發達如何により農民の利益が殺がれるかゞ解かる。日本の農民も自己の生產物の處分は少くとも五割位自己でして、以て商人を追隨させる樣に早く自覺して貰ひたい。

片輪農業　車の輪の一方を外したら車は動かない。一本足で驅け足をさせたら負けるにきまつて居る。日本の農業は恰度ビツコで驅け足をする樣なもので、農業に一番肝腎な家畜の飼養が極めて少く、又經營法が單調で穀作本位の結果は忙がしい時は盆と大晦日が一所に來た樣な具合だが、冬季農閑になると仕事がなくて困まると云ふ有樣、勞力の調節は勿論出來て居らないし、事業に大切な資金の運轉も一年僅に一—二回、利益の少いのは當然である。

ヨーロッパの農業は穀作家畜農業の並行だから、勞力の調節は勿論餘剩勞力の利用も上手で抜け目がない。農業資金の運轉の回數も多く、所謂工業的農業だから利益は多い。家畜農業が盛んだから、肥料も澤山出來地力も肥へる。結局收入が多くて支出が少いから儲かるのである。日本の農業も穀作と共に畜産を盛んにし、産業組合を發達させて丁抹の農民の樣に生産と購買販賣加工等を分業とし、農家は唯生産だけに專心從事する樣にせねば到底算盤はとれないと思ふ。

手で耕す農業　日本は耕地面積に比例して世界一人口の多い國のせいもあるが、前述した樣に近頃まで一切が人力本位の農業で機械と云つた所でホンノ御粗末な簡單のものにすぎなかつた。近頃農業爭議のため地主の自作を餘儀された結果、勞力の節約が問題となつて色々の農具が使用される樣になつたが、之もまだ幼稚のもので到底ヨーロッパの精巧のものと比較にならない。鍬の代はりに耕耘用のトラクターにした所で伊太利では開墾用には一〇―二〇馬力の發動機を使ふが、日本では此頃水田に使ふシーマーなどは僅に三馬力位で、ヨーロッパで云へば玩具も同樣、之また玩具のトラクターも參々星の如しと云ふ有樣で、丁抹の篤農家のフインガーと云ふ人の家に――此人の弟が北海道廳に招聘されて家族諸共大正十三年から來て先頃まで居つた――日本から青年が二人來て丁抹の農業の實習をしてゐたが、フインガー氏の話に日本人は非常に勤勉だと豫ねて聞いてゐたが、どうも實際仕事をさせて見ると案外。成程砂糖大根を掘つたりする手の仕事は大變早いが機械を扱はせると全く幼稚で大變に恐がつて居る。尙ほ時間勞働に慣れてゐないためか能率が思つた程上らないと云はれたが、全く其通りで、手の仕事はキヤルフホルニアの野菜栽培でも日本人が一等、然し農業の生産量の大部分は勞力だから機械力を使用しないでは將來は算盤がとれぬ譯。伊太利の米作と日本の米作と比較して見ると勞賃が二分の一以下で充分、其他の穀作にしても同樣である。

世界無比の肥料代　丁抹の篤農家で肥料代の話を聞いたら、一町步約十八圓の金肥で他は全部堆肥、廐肥と綠肥の所謂自給肥料で間に合はせると云つて居た。日本の水田は普通段當り十二三圓以上の金肥をせねばならぬと云ふ。桑園なども少くも十圓の金肥はいると云ふ。金肥が丁抹の十倍位である。然も堆肥廐肥は肝腎の畜産がないから、極く僅少で尙ほ綠肥も餘り使はない。學者の說明によると現在の儘で金肥萬能で行くと遠い將來は地力が消耗して何も實らぬ時が來ると云ふ。恐ろしい金肥萬能の國である。

耕地の狭小と散在　我國の耕地面積は約六百五萬ヘクターで(一ヘクターは一町二十五歩)農家一戸當りは僅に一町歩、世界無比の小農國たることは前述した。獨逸のゼーリング教授や丁抹のラルセン教授に遇つた際日本の農業の狀況を話した所が、どうしても合點せない。一體一町歩位の小面積で五人の家族がどうして養へるか。ヨーロッパでは最少限度四町歩なければ粥もすゝれないのに日本では僅に一町歩で生活出來るとは世界の奇蹟であると云つた調子で、段々話して日本の耕地はヨーロッパの様に輪作どころか一年に二度も三度も使用して極めて集約的の農業であり、尚ほ養蠶の如き色々の副業があつて收入もあるし、且つ農民の生活は極めて質素であると苦しい話をした所で容易に信を置かなかつた。が養蠶の話でヨーロッパでは絹が高いから、成程養蠶で小面積でも金が取れると頷いた位、一町歩で年平均何の位收入があるかには全く返答に弱つた。日本の農民の悲慘な生活を知らないヨーロッパ人には到底理解出來ないのは當然である。ヨーロッパやアメリカでは前述の如く、小農經營と云つても十町歩から三十町歩位、中農經營が三十町から百町歩位だから、土地は充分にあつて總て輪作(ローテーション)で五六年一期になつて年々作物が違ふし、然も其中には家畜を放つて必ず一年位は土地を遊ばせて置く、一年に二毛作など絕對にやらない。

其上肥料は澤山あるから土地は肥えて作物のよく出來るのは無理はない。日本は全く動物虐待人間虐待所か大なる土地虐待の國である。

耕地面積が左表の如く全面積の約一割五分七厘であり、人口は一平方哩に約百五十一人と云ふ密度であるから、耕地一町歩の上に生活して居る人口の數は實に世界一である。オランダやベルギーが人口稠密の國と云つた所で耕地が割合に多いから、日本より耕地一町歩に生活してゐる人間は遙に少い。

然も此一町歩宛と云ふ小面積の耕地があちらこちらに五畝一段と散在して居るから、ヨーロッパ流の自家の周圍に一圍となつて居るのと比較すれば能率は實に二分の一にも當らない。のみならず耕地の形と云ひ耕作道路の不完全と云ひ到底能率本位の器械器具を使へない。

耕地の狹小で利用狀況の如何に不利なるかに就ては數字は一番雄辯だから統計を御目にかけよう。

1 人口面積耕地比較（萬國事協會統計一九二三年）

國名	人口	面積（千ヘクタール）	密度（一平方キロメートル）	耕地面積（千ヘクタール）	耕同地面積ノ割合ト %
日	五八、四八一、五〇〇	三八四三一	一五一・七	六、〇五〇	一五・〇
英佛	四三、二三一、三〇八（アイランドヲ除ク）	三一、〇三一	一八七・四	五、七三六	一四・九
獨	六一、〇三六、〇〇〇	四七、〇一一	一三一・四	一〇、〇四九	四二・六
チエック	一三、六一一、三四九	一四、〇三七	九七・〇	五、九〇三	四二・一
伊	三七、六五七、〇〇〇	三〇、九九八	一二七・九	一三、三一〇	四二・九
丁抹	三、三五一、〇〇〇	四、三〇三	七七・九	二、六六六	六二・三
白墺	六、五三六、〇〇〇	八、三六三	八一・〇	一、八七〇	二二・三
和	七、六六六、〇〇〇	三、〇四四	二五二・八	一、二一〇	三八・八
ルーマニヤ	一六、五〇〇、〇〇〇	三八、六一四	五一・五	一〇、六〇〇	——
瑞典	六、五〇〇、〇〇〇	四一、〇八六	一三・四	三、八〇一	九・三
ハンガリー	八、一八六、〇〇〇	九三、二	八七・九	五、四二一	五八・九

2 土地利用狀況（單位千ヘクタール）（萬國農事協會一九二三年統計）

國名	農耕地	%	牧場及草地	%	森林	%	其他	%
日	六、〇五〇	一五・〇	三九五	一・〇	一六、六一〇	四八・三	一三、七三一	三五・七
英	五、七三六	二四・九	二、四三三	一〇・四			四、八三五	二一・一
佛	一一、七三四	四一・八	一〇、八八八	三〇・〇	一〇、三四七	一九・〇	一〇、四三六	一九・二
獨	一〇、〇四九	四二・六	一、四一一	一三・四			九、〇三八	四〇・五
チエック	五、九〇三	四二・一	一、五〇三	一八・五	四、六五五	三三・三	八八	六・二
伊	一三、三一〇	四二・九	六、七八八	二一・九	三、三六三	一八・〇	五、三〇七	一七・二
丁抹	二、六六六	六二・三	五〇	一・八	六七	八・五	七八	一八・五
白墺	一、八七〇	二二・三	一、三四四	一五・八	三、三七三	三九・八	九九二	一一・七
ルーマニヤ	一〇、六〇〇	三七・三					一、三七六	
和	一、二一〇	三八・八	五〇七	一六・七			一、三七一	四三・五
瑞典	三、八〇一	九・三	一、三四	〇・五	三七、一	九三・七	一一、七四二	二六・六

備考　二欄に跨つて居るのは兩者の計である。例は森林、其他に跨るは兩者の計である。

3家畜頭數ノ比較（英國政府調査）（百エーカーに對する頭數）

年次	牛	羊	豚
英 一八七三	一九・二	九四・六	八・〇
一九二二	二二・三	六五・四	七・四
佛 一八八三	一三・〇	二四・〇	六・五
一九一三	一六・三	一七・七	七・七
獨 一八七三	一九・五	三〇・九	八・八
一九一三	二四・五	七・〇	二六・六
白 一八八〇	二八・二	七・五	一三・二
一九一二	四〇・九	四・一	二七・五
和 一八七三	二八・七	一八・〇	七・二
一九二二	三七・六	一二・二	二七・七
丁 一八七二	一八・七	二七・八	六・六
一九二二	三三・五	六・〇	二五・三

世界一の耕地價格　我國の耕地の價格の高いことは全く驚くばかりで、富の程度や生活狀態の違つて居るヨーロツパやアメリカと比らべて耕地ばかりは四五倍から十倍も高いのだから實際と思へぬ位である。畢竟人口が馬鹿に多くて耕地が無類小面積で、土地の外に天然資源の見るべきものが割合に少いのと尙ほ農業が傳統的に生產業として最も重要な位置を占めてゐたゝめであらう。兎に角如何に我國の農業經營が多額の資本を土地に投下し、從つて生產が馬鹿に高くなり、各國の農業に比らべて著しい不利の地位にあるが解からう。

ヨーロツパやアメリカを步いて日本の耕地價格と比敵出來るのは、此も日本人が入つてから價格の急に騰つたキヤルフホルニアの野菜園藝地の値段で、一町步四五千圓位してゐる。夫れに次いでは丁抹、和蘭、白耳義等だが遙に安い。

各國で實際農業家や團體等で調べた耕地價格小作料金等を左表に揭げるが、此は爲替相場の關係もあり、地方地方の關係もあるから大體の標準を示すにすぎない。

	耕地代價（一町步）	小作料	貧擔
日本 田	七〇〇〇圓	三八五圓	
畑	五〇〇〇	二五〇	八〇—一二〇圓
英國	八〇〇	三七・五	八・七（ストラッドフホード附近）
獨逸	一五〇〇	七〇	五〇（ハレ附近）
伊太利	一三〇〇	五〇	二五（ロヂオエミリア）
丁抹	一六〇〇	七五	三五（ターストラップ）
和蘭	一六五〇	九〇	——

チエツク　六〇〇　二一
米國加州　五〇〇〇　三七〇

高い小作料　小作料の高いことも恐らく日本が文明國中世界一である。例へば水田にすれば收穫の約五十五パーセント位、ヨーロツパでは普通の小作が大低二十パーセントから多くとも三十パーセント以下である。彼のラテン系の諸國のフランス、イタリー、スペイン等に主として行はれて居る分益小作になると、地主が農業の經營監督の任に當り、農具も小農具は小作人持だが大農具や農舍は地主持で、肥料や家畜の購入は地主小作折半の負擔で、小作人は小農具と勞力だけを供給するにすぎないが、然も收穫の分配は折半する。其外小作人は地主から住宅を無賃若くは安い家賃で供給され、菜園の少しや自家用の豚や鷄を飼ふことは自由である。斯様な特典のある分益農でも收穫は折半となつて居る位だから、農具肥料勞力農舍一切小作人持で、然も經營の責任一切小作人にある日本の地小作の關係に於て、五五パーセントも小作料に取られるなどは、實に眼の球の飛び出る小作料と云つて差支ない。

日本の小作料が斯様に高い原因は前述した耕地が少いのに人口が非常に多いためと、從つて耕

地の値段が世界無比高價であり、又土地の負擔が非常に重いため等で誠に困つたことであるが、今日の如き高い小作料では小作農は唯漸く辛うじて糊口を凌ぐだけで、生活の向上などは思ひもよらない。農民の半數以上を占める約千六百万以上の人間が斯かる悲慘の狀態であるとするならば、誠に憂ふべき社會問題である。

びつくりする土地の負擔　耕地の負擔の重いことも世界一で、獨逸のゼーリング教授に水田一ヘクター約百圓から百二十圓位の負擔だと話したらびつくりされて、獨逸の未曾有に高い戰時中の土地の負擔よりも遙に重いが、日本の農民は實に豪いと感心した様な馬鹿にした様な話をされた。元來日本は昔から租稅と云へば地租と云ふ位に土地が殆んど唯一の稅源だつたから、負擔は從つて重く、近頃でも地租を地方に委讓するのは國體に背くなど、樞密院や貴族院あたりで眞面目に騷ぐ連中もある位だから、何でもかんでも土地に賦課するのは無理もない。尙ほ他の稅源と異つて土地は存在が明瞭であるから勢ひ誅求に流れ易い。地租にかゝる重い負擔をかける國は未開國の證據で、租稅の原理が次第に解かつてくれば、租稅は所得に課すべきものだから、段々地租は輕くなるにきまつて居る。

世界の惡道路　道路の惡いことも驚くべきもので此道路の惡いために農村で農業の經營上如何に不利益であるかは想像の外である。肥料收穫物の運搬は因より泥濘のために勞力を浪費することは誠に夥しい。獨り道路ばかりでなく鐵道其他の交通機關がヨーロツパの樣に便利でないから、自然農民の蒙る損害は大きい。丁抹やイギリス其他ヨーロツパの文明國に行けば農村の道路でもコンクリートで自働車馬車の交通が多いから幅員もずつと廣い。ヨーロツパやアメリカで日本を視察した人々が日本の道路には池があると批評して居るが雨天の際などは全く其通りでヨーロツパやアメリカでは雨天の際は埃塵を流すから道路は却つて清潔になる譯。ロンドンやパリ、ベルリンでもわざ〳〵夜の十二時過に水道の管を拔いて道路に放水して洗ふ位だから、到底日本の雨天の際の道路など想像出來ない。其コンクリートにしても東京の路面の樣にヒビの入る樣な薄化粧でなく三尺以上も固めてある。よく近頃東京や大阪等で雨天の際紳士連がゴムの長靴を穿くが、あれはヨーロツパやアメリカで畑の中を穿く靴で若しパリやロンドンでゴムの長靴をはく紳士があればあの人はキ印ぢやないかと怪まれる位。どんな雨天の日でも奇麗な絨氈の座敷に入るにも靴を脫ぐ人は決してなくそのまゝで上る位。靴をぬぐのは夜寢る時に限るだけだから以て如何に道路がよいかが諒解出來よう。善道は善政なりで、政治の第一義は餘り澤山の下手な施設をするよりも道路をよくするにある。所謂大道成つて技葉全しである。

先づ日本の農業の缺陷の重なるものは大體上述の通りである。此弱點を持つて居る農業だから、農民の生くる道も誠に容易でない。

第三節　工業的農業

一、歐米の實例

理窟よりも實例が頭に入り易い。工業的農業の何たるかを說く前に歐米の實例を簡單に述べてみよう。

丁抹の養鷄と牛豚の加工販賣　ロンドンで丁抹の卵を買ふと、其卵にゴム判で二樣の數字と一個の商標とがある。第一の數字 125 は生產者たる養鷄の番號、第二の數字 250 は卵を取扱ふ產業組合の番號、第三の商標は輸出組合聯合會の商標、ロンドンの家庭で若し其卵が腐つて居れば直に丁抹の何村の何某と云ふことが解つて、一個につき五十倍の罰金が課せられる。從つて其檢查

は嚴重で先づ丁抹の養鷄の狀況を說明すると各村に養鷄組合があつて平均農家は五十羽位飼つて居り、一週間に三回位組合の事務員が馬車で巡廻して集卵に來る。集卵の際生產者の番號と組合の番等とをゴム判で捺す。鷄卵の檢查方法は大體石油箱の內部を黑く塗つてある器（うつわ）の底に六十四燭の電燈が二個點けてあり、其上を硝子板で掩ふてある。そこへ卵を橫に十二個縱に八個計九十六個を入れてある框をのせる。曇つた卵はペケとしてはねる。二人の婦人に依つて其檢查の早いこと、日本の樣に卵を一つ宛電燈の光や太陽に向けてぢいつと見るのとは雲泥の相違である。容器は凡そ疊一疊位で厚さ七八寸、鉋屑（かんなくづ）でつめて約千四百四十個入つて居る。ボール箱の中に十か二十を入れておつかなびつくり運ぶ國と大體桁が違ふ。斯樣に檢查が嚴重だから丁抹の卵がヨーロツパでも一番信用があつて、フランスやスヰスの卵が品質は却つてよいが値段は一割安だそうである。自分もコーペンハーゲン輸出聯合會の實際を見たが實に驚くべき大規模のものであつた。

次に牛豚肉の加工の狀況を述べると、丁抹の農村には到る所に產業組合の工場があつて此牛豚肉の加工場の外に牛乳の乾酪工場がある。卽丁抹は工業的農業だから農村に煙突が多いのである。

工場は大體學校の雨天體操場の樣に廣いもので豚の例を云ふと豚が二頭宛自働的に太い針金を傳つて鼻をつるされてダンスよろしくやつてくる。すると入口で二人の屠夫が居つて銳利なナイフで心臟めがけて刺すが血も出ない鮮かさ。今度は直にぐら〳〵沸湯して居る三間に二間位の湯釜の中にずぶ〳〵と入る。此屠殺方法は實に巧のもので、學者の研究によると無苦痛（ペインレス）の由であるが、當の豚に聞いた人はないから眞僞は保證の限りでない。やがて湯釜の中から上ると完全に煮られて出る。此豚をナイフで一寸（ちよつと）切つて皮を剝ぐ。半分位宛二人で剝いで居る。次に首頭（あたま）や手足を切る。段々自働的に廻はつて居る中に、豚は立派な肉になつて、燒印で1等2等3等と等級判が捺してある。一等肉は煮（クック）ないで食べられる。二等肉は煮て食べる。三等肉は惡い所を切つて多くは勞働者向き、如斯檢查が嚴重で明瞭だから、丁抹の肉はヨーロツパで信用が一番高い。

飜つて雞卵にせよ或は精肉にせよ、日本の現狀を比較したらどうだらうか。地卵と稱して上海卵を混合したり、一ケ月置きの卵を新鮮だと欺いたり、或は牛肉と稱して櫻肉をまぜたり、鷄肉と稱して兎肉を入れたり所謂羊頭を揭げて狗肉を賣るの類が枚擧に遑ないではないか。隨分まやかしものが多くて價格の馬鹿に高い上に油斷も隙（すき）もあつたものでない。例へば同じ輸出品の生絲にした所で日本の生絲はニューヨークで聞くと其商標格付が數千あつて此が各製絲家の勝手の商

が標だから、數多くて外國人は勿論、日本人にも何が優等品なのか劣等品なのか解かる筈がない。解らないから、問屋や輸出商が途中でゴマカして、日本にない商標や製絲家が澤山ニューヨークにあらはれる。早い話が日本の生絲の商標で大黒様がよいのか布袋様が善いのか羽子板がよいのか毬(まり)毬(まり)がよいのか日本人にも解からん程度の格付商標。此を丁抹流に横濱の檢査所を擴張して格付商標は政府が行つて、1234と數字の等級にして輸出したら、簡單でもあり外國人にもよく解かつて、各製絲家の格付商標と違つて信用も高くなる。現在の様に粗製濫造では我自ら安賣の競爭をする様なものである。

伊太利の米作と共同耕作　米作は東洋ばかりでなく現在ではアメリカのキヤルフホルニアやテキサスでやり、ヨーロッパではイタリー、スペインで作つて居る。ラングーンやシヤム邊から所謂外國米は勿論のこと内地の米價によつてはアメリカからも輸入されたことがある位。大正十四年ロスアンゼルスの白米の價格が一升八十錢位。之は爲替が一弗二圓五十錢見當の時で若し平價の一弗二圓に復すると六十四錢位になる。一升八十錢はアメリカも不作の爲めに高いのであつた。

伊太利の米作は北部のミラン以北に盛んでバルチエリーが中心地である。自分も一日ゆつくり視察したが、水田は長方形で勿論機械を使ふために、日本の様な小さいものでなく長さは一二町もまつと長いのもある。耕耘は勿論トラクターで此トラクターも十馬力二十馬力と大きいもの。此頃愛知縣や富山縣で少し使ふシーマーの三馬力のとは大違ひ、除草は日本流に身體を三十五度位に屈めてやるのとは違つて機械で一度に五柵乃至七柵位やる。刈取は馬二頭曳きの機械で稻の高さ一尺位の所から刈り取る。だから水田の刈跡が日本の様に一二寸の株でなく一尺位の株が殘つて居る。刈り取られた稻も機械の鐵板の上にあつて相當の束(たば)になると自然の重さで落ちる様になつて居るから集めるに樂である。脫穀籾摺りは勿論電氣又はガソリンの發動機、籾の乾燥は火力乾燥で、日本の様に土藏の前あたりでネコの上に並らべて、冬の日の弱い所で天候も變り易いから、干したり、ぬらしたり、乾(かわか)したりといふ具合とは違つて一日に二十石や三十石はやる。こういう具合だから一町歩の當りの人夫が日本では平均二百五十人だが伊太利は百二三十人。半分以下で充分である。

然し日本では到底斯かる機械的の米作はやれないと、やらぬ先から頭ごなしに云ふ人が多いが、何も不可能の話ではなく次に說く伊太利の様に農民が自覺して共同耕作をやる様になれば日本も

一村一部落の水田を殘らず産業組合に提供して共同耕作の組織とし、不必要な田の畔道や境を取つて大規模にやれば百町二百町歩となつて機械的にやるのは雜作もない。唯農民が御生大事に猫の額の様な花壇式の水田經營をやつて居るから、機械は使用出來ないのである。

次に伊太利の共同耕作の中で工業的農業に關係ある部分を紹介すると、此伊太利の共同耕作組合の詳しい話は後述するが、此は小作農や農業勞働者が二十五年前に血の雨を降らした農業爭議の結果、段々苦心して考へ出した農業の經營方法で、伊太利は此の共同耕作に就ては今や世界一の成績を擧げて、各地で盛に三百町歩五百町歩と一團にして經營して居る。家畜農業も勿論盛んにやつて居つて、此加工販賣の實況はすばらしい工業的農業の成績を擧げて居るが、玆には其一の葡萄酒釀造の有樣を述べると、我國の葡萄栽培者の樣に葡萄の實のまゝで賣らないで、大部分は組合の工場で葡萄酒に作つて賣る。

自分の視たのはロデオエミリアの共同耕作組合の聯合會の工場であるが、堂々たる五階のコンクリートの建物で地下室が釀造場。大きな葡萄の壓搾器から、釀造樽の大きなのや其又葡萄酒の保管器など誠に豪氣のもので其葡萄酒を二階に送る裝置など直徑二三寸もある管で素張らしいも

の。日本人の樣に葡萄酒は嘗めるもの位に心得てゐる者には、案内の支配人から大きいコップについがれて、どうぞと出された時には全く飲む元氣はどこへやら。恰度キャルフホルニアで一時間四十五哩の汽車で走つて一時間餘りもかゝると云ふ例のネープル畑に案内されて、バケツに一つ五十錢など〳〵云ふ正札を見せられて食べない中に、いやになつたと同じ心持であつた。本場のフランスやイタリーでホテルや家庭で葡萄酒を飲んで居る具合を見ると、日本のビールコップ位に三分の一もついで其中に水道の水を入れてぐーと二三度に飲み乾す。それもその筈日本で四合入五―六圓もする白葡萄にせよ、パリーで七―八十錢でいくらでも買へるのだから、宮內省御用などと勿體振る必要は更にない。

斯樣に農民自ら產業組合の力により葡萄酒に釀造して賣るのだから、保存もきけば利益も多く、仕事も又多くなる。日本の農民の樣に折角の果物も一時に個人賣買をするから、利益の大部分は中間商人に取られて利益も無なければ仕事も暇になる。

丁抹の蔬菜栽培と精糖工場　砂糖を作るには布哇の樣に甘蔗から取るのと丁抹や獨逸、チェツクの樣に甜菜から取るのと二方法ある。前者は熱帶地方で後者は寒帶に出來る。丁抹、獨逸、チ

エツク地方に於ける甜菜の栽培は仲々盛んで見渡す限り甜菜畑の所がある。此甜菜も甜菜其儘では賣らないで、此を又農民自身の組織になる産業組合で砂糖に製造する。自分の視た丁抹ホルビー村では此甜菜を運ぶために立派なレールが敷いてあり、新式の設備で澤山の甜菜を集めて精糖して居つた。布哇で視察したのは營利會社の精糖工場であつて非常に大規模のものであつたが、あれがヨーロツパの農村なら必ず産業組合で同様にやるに違ひない。何しろ原料品を持つてゐる農民の結合だから、普通にやれば儲かるのが當り前である。

丁抹の乳酪工場　丁抹の農村を朝早く歩くと野中の一軒屋たる農家の前に牛乳罐の大きいのが三つ四つ主なくして並んで居る。玄關の靴ですら危險の日本ならば、牛乳だ盜まれはしないかと御互ひいらぬ心配をする所だが、一向丁抹の農村では平氣のもの。やがて程經て二頭馬車を駆する粗朴の農夫がやつてくると、件の牛乳罐を叮寧に馬車内に收めて順々に農家を見舞つて行く。別に主婦に挨拶するでもない。

此は乳酪組合の事務員で、組合員の牛乳を毎朝斯くして集めて居るのである。夕刻になると又件の馬車が空の罐を運んで各農家の前に下ろして行く。此牛乳は乳酪工場に運ばれてバターやチーズに製造され、國内は勿論大半は英國に輸出されるのである。而して丁抹のバター、チーズには一定の容器と商標とが法律で定められてあつて全國共通である。尚ほ品質善い牛乳を得るために牛乳の檢査技師があつて各農家を巡廻し、一年中の乳量と脂肪の分量と飼料とを研究調査して、飼料が安くて、量が多く質が優つた牛乳を搾れる牛を發見して、此を組合員に繁殖の上供給するのである。此組合をコントロール組合と云つて居るが萬事が斯く經濟的能率本位に出來て居る。

二、工業的農業とは何か

工業的農業とは農民の生産した原料を出來るだけ産業組合で共同的に加工して、其加工品を産業組合で共同販賣するの謂である。日本の農業の様に原料品で賣つて其加工販賣は中間商人に營まれて利益の大半を搾取されるのと違ふ。卽ち日本の農民は農業だけだが、工業的農業になると**農民が農業と工業と商業とを兼ねるのである。**從つて仕事の量が多くなり、勞力の案配がよく出來、原料品で賣らないで精製加工し、共同販賣をするから農民の受くる利益は遙に增加するのである。

農業經營の關ケ原　は何時であるかと云ふに生産物を販賣する時である。生産物を販賣する時

が農業經營戰の關ケ原で、此時農民は一番褌を締めねばならないのである。

よく日本人は目的と手段とを間違へるが、農業でも農業の目的は金を儲けるにあるので、決して生産物を多く得るのや、又品質の優良のものを得るのが目的ぢやない。此等は單に手段で決して目的でない。何でも多收穫だ優良品だと日本人は生産の時に腦味噌をすつかり使ひ盡して肝腎の生産物の販賣の時にはまるつきり根氣がない。善い樣に中間商人にごまかされてゐる。金をとるのが目的だから生産物を賣る時一番元氣旺盛にしつかりやらねばならぬ。優良品の生産や多收穫は、畢竟生産物を高く賣る手段にすぎないので、大抵はこの方法で金も比較的多くとれる譯であるが必ずしもさうでない。

農民のよく陷る失敗は蒟蒻が大變儲かるから或はトマトーが高いから乃至は生絲が高いからと云つて蒟蒻やトマトーや或は田に桑を矢鱈に植ゑる連中があるが、皆して一つのものを栽培する時は結局生産過剩になるのは當然で、近年の蒟蒻の樣にいくら蒟蒻が各方面に利用されてもこう急激に增産されては價格の下るのは當り前、其中には投機的取引も出來て、相場を亂高下にするし、又下落模樣になれば風聲鶴戾の譬に洩れず需給關係以上に下落する。多收穫却つて仇になるのは獨り蒟蒻や野菜のみぢやない。早い話が豐年には米價下落で農民が怨嗟の聲を放つではないか。多勢が田に桑を植ゑる時は却つて桑園を田にする時で寧ろ逆にやつた方が當ることが多い位である。

時代錯誤の源平の一騎打　日本の農家にも近頃は生産物の處分方法として產業組合を利用するものもあるが、まだ大多數は個人賣で野菜物にしろ、家畜にしろ隨分ムゴイものである。日本の農家の生産物の賣買は、云はゞ源平時代の一騎打で、我れこそは何村の何の某と元來が憶病の農民だから豈夫名乘りはしまいが、片方の商人は、岩見重太郎、荒木又右衞門の格で出て來る農民を一人宛バサリ〳〵首をチョン切つて居る。誠に中間商人の猾策憎むべしではあるが、農民の無智も亦憐むべきである。現代は團體戰爭の時代、八百萬の大軍が北佛の野に相對峙したり、一万メートルの遠い海上で海軍の勝敗は既に決せられると云ふ世の中、獨り日本の農村ばかり源平時代の一騎打を繰り返すべき時でもあるまい。

盆と大晦日が一緒　工業的農業になれば農民の仕事は自ら增加するから勞力の調節も善く考へて、現在の日本の農業の樣に六七月頃や收穫時は盆と大晦日が一緒に舞ひ込んだ樣に忙しくなり、

寢ずに働いても間に合はぬかと思ふと、暇の時になると所在なさに苦むと云ふ有様。工業的農業になれば原料品で賣らずに加工するから仕事も多く又利益も多くなり、同時に資金が何回か運轉する。現在の様に一二回運轉するのと違つて回數も多くなる。

家畜農業が必要　之にはどうしても家畜産業が必要で、前にも述べた通り日本の農業は穀作一點張りの片輪農業だから、出來るだけ畜産を盛んにして勞力の調節と自給肥料の供給とを考へねばならぬ。家畜農業は穀作農業と並んで勞力の調節上最も必要で、農家の餘剩勞力利用上此に越したものはない。而して前述した様に産業組合により共同的に加工して生産品を販賣する。家畜農業經營の詳しいことは又別章で述べるつもりである。

日本に工業的農業はないか　工業的農業が將來日本の農業の生くべき道であることは既に詳しく述べたが、此工業的農業が日本にないかと云ふに茲に立派のものがある。それは外でもない。産業組合による養蠶家自身の製絲事業で普通組合製絲の名を以て知られて居る。群馬、長野、埼玉、愛知其他の各府縣に盛に行はれて現在四百三十組合、二万數千釜の多きに達して居り、尚ほ將來益々盛大になるに違ひない。此組合製絲に就て面白いことは、日本にまだ産業組合組織の輸入されない遙か昔の明治十四五年頃群馬縣に起つたもので碓氷社、甘樂社、下仁田社所謂上州南三社として遠くニューヨークまでも知られたのである。世界の最も進歩した工業的農業がヨーロッパの國々から教へられずに、我日本にも農界の先輩の苦心によつて堅實なる芽をふいたことで、道は邇にあり、此を遠くに求むと云ふが、知つたか振りの先生達がヨーロッパに於ける産業組合の組織はなどゝ鹿爪らしく飜譯的の薄ペラな知識を振り廻はしてゐるが、こういう立派の工業的農業に氣がつかずに、吹けば飛ぶ様な組織の微弱な模倣的組合を推奬して居るなどは、時代錯誤の甚しいものと云はざるを得ない。明治三十年頃産業組合が輸入された時、此南三社を組合組織にしろと、役所の命令だが産業組合法の輸入前に出來たものだから、此に合はないと云ふて大騒ぎをしたことがある。自然に農民の力で出來たもので、法律の作つた今時の産業組合と違ふから是非もない次第である。

工業的農業の話は大體此で終るが、最初にも述べた通り、日本の農民の生くる道は現在の高天ケ原農業を一變して工業的農業にするより外はないのだから、此點に就て充分に農民諸君の自覺を煩はしたい。

第二章　誤れる勸業政策

富士山嶺より鹽を振りまくの類

御役所風仕事　我國の勸業施設を見ると勸業に限らず あらゆる政治がさうであるが、爲政者が自分の紀念碑でもたてるつもりで總て爲政者本位の仕事に出來て居る。前述した天降り萬能で、ヨーロツパやアメリカを視察したり洋書で讀んだものを、そのまゝ下地の如何も構はず直譯的におやりになる。農民が腹から必要を感ずるか、たとへ必要のものでも、受ける當の相手の農民が之まで充分理解した上に是非共と云ふ意氣込があるかどうか、その邊の診察は無我夢中で、强制的に天降らせる。

所が農民は一向まだ海のものとも山のものとも知らない位だから、希望などは勿論しないので例の補助金や利權で農民を釣る。補助金と聞けば貰ふものは借金でも喜ぶ眼はない連中だから、僅かばかりの補助金で美事に釣られる。斯樣の次第だから日本の勸業施設は補助金の一點張り、御役人の仕事本位であるから、劃一形式萬能で型に入れるに都合のよい樣に、邪魔になる枝葉はすつかりもぎ取つて、之が他日立派に伸びるつもりであらうがなからうが一向構はぬ。並木ならまだ亭々として空に聳ゆる趣はあるが、やつと老人の喜ぶ四疊半式の盆栽と云ふものを見給へ。農林省の勸業政策にせよ農村振興が何のかのと云つた所で補助政策の一點張りで、眞に所謂一國の農村及農業の慾求に直面した大政策は一も見當らんじやないか。例へば最も必要な自作農政策にせよ、小作法にせよ、丁抹の樣な數十年來の終始一貫した自作農の根本政策や、中歐東歐に國運を賭してやつて居る土地改革の樣な大政策は一もない。補助金萬能の政策も善いが、聲だけ大きくはあるがホンの僅かで、云はゞ富士山の頂上から鹽を振りまくの類、積雪十丈その上に一つまみ位の鹽を振りまいた所でどれ程の効果があろうか。

逆は眞なりや　勸業施設は自治的活動が原則、必要を感ずる當の農民の自覺發奮があつてこそ、堅固な土臺の上に經濟的に實際的に發達こそすれ、側から天降り的にすゝめられた仕事に成功したのはない。所が日本の勸業施設は萬事が天降り、恰度總てが逆にやると實際に副ふ樣に出來て居るから面白い。例へば農業の團體中最も中心たるべき農會にしろ、此は自治的活動を必要とする

農民自身が自覺して團體を作り、各地方に斯様の團體が出來て、始めて必要があれば國家は適當な
る法律を作つて此が發達を助けると云ふのが順序。産業組合の起源發達の歴史にしても同樣で、
法律が先に出來て施設が後に生ずるなど云ふものはあらふ道理がない。施設が或程度出來て後に
法律が出來るのである。施設や經驗が法律を作るので、法律が出來て施設が出來るならば、此は
紙上の施設で、法律によつて作られて施設に魂のあらふ筈がない。

所が日本の勸業施設は總て同樣に法律が出來て法律に依つて生れたるものである。從つて當の
農民の自覺により、慾求によつて自然に發達したものでなく、法律により作られたもの。ヨーロツ
パやアメリカでは農民の發奮努力により施設が出來、此農民の施設が反映して法律が出來るのだ
から、當業者たる農民によつて法律が生れるのである。

例へば當世大流行の補助金にしてもヨーロツパでは農民の眞の慾求から或施設が起つて、相當
の年月と經驗により、其仕事は眞に必要のものであり、もうあゝいう風に經營して行けば大丈夫
と定評が出來たものに補助金を下附して此を普及させると云ふ順序、日本の補助政策の樣に補助
を受ける當の農民は何が何やら一向知らないで、唯先達の一、二人が役人の勸誘を聞いてそんな

ものかしら位の程度で仕事を始めるのと全く雲泥の差がある。役人が主で農民が御客の立場にあ
る。全く予盾撞着總て逆に出來て居る。幾何學では逆は必ずしも眞ならずと云ふが、日本の勸業
施設丈は逆は總て眞なりと斷言して差支ないから慨嘆の至りである。

死活の洗禮が原動力　凡そ物事の發達の經過を見ると眞の必要から起つた仕事は色々の起伏は
あつても結局ものになる。而して此眞の必要は何から來るかと云ふに、死ぬか生きるかの苦みか
ら湧いたものが眞實の必要と云ふもの。所謂死活の洗禮を經たることが一番の原動力。生きるか
死ぬかの瀬戸際から出た仕事はソツがない純粹無垢だ。卽ち必要そのもの丶權化と云ふべきもの
である。茲には抽象の論理よりも具體的の事實を述べよう。

丁抹農業起死回生の原因　凡そ物事の革新には力と動機とが必要である。時機が熟さなければ
物事の革新は成功しないし、又よし時機が來ても當事者に力がなければ機會は眼前を素通りにし
てしまふ。

丁抹の農業が今日の發達を見た抑々の原因を調べて見ると、天降り萬能、補助政策一點張りの
我國現時の勸業政策に對し好個の教訓であると同時に、現在の農業爭議に惱んで居る我農村及農

民に對し誠に得難き發奮興起の念を與へる。今より七十有餘年前の丁抹と今日の日本と其原因こそ異れ、まさしく同じ苦悶に惱んで居る、唯此局面を利用して禍を轉じて福となす所謂起死回生の偉業を日本がなし得るか否やは懸かつて將來の問題である。

丁抹の農業をして瀕死の苦海に陷れた事件は何であるかと云ふに、獨り丁抹のみならず、さしも長い泰平の夢を貪つて居つたヨーロッパの農民に浦賀港の黒船ではないが、上へ下への大騒動を起させた一大事件が勃發した。夫れは今から七十五六年前、新大陸卽ち南北アメリカやオーストラリヤ等の新しい國々から非常に廉い穀物がヨーロッパに潮の様に押し寄せてきた結果、ヨーロッパ各國の農民は到底此廉價な農産物との競爭に堪へないで日一日と壓迫され、若し其儘で進んだならばヨーロッパの農民は一齊に農業を廢めねばならぬ様な大恐慌にぶつかつた。之もその筈、アメリカや濠洲では土地は廣く地代は只の様に安いし、又肥料は殆んどやらないで出來ると云ふ様な處女地であるから、農産物の安いのは當り前、之に人口は少く消費する量は僅かだから、爭つてヨーロッパに輸出する、穀物の洪水が一時に押し寄せたと云ふのが當時の有様であつた。

ヨーロッパの各國は此新大陸からの穀物の洪水にびつくりして色々對應策を講じた結果、二つの全く正反對の政策を執るに至つた。一つは保護政策で、輸入してくる穀物に重い關稅を賦て輸入を防いで國內の農業を保護する。ドイツ、フランスが此代表者。今一つは自由貿易主義で、新大陸の農産物には別に稅をかけない代はり、自國の輸出物も無稅にして貰ふ。イギリス、丁抹和蘭が其主なる國で、ベルギーは兩主義の中間を執つた。

斯かる大騒ぎの中に丁抹は農業國であるから、國內は鼎の沸く有様。自由貿易か保護貿易かと激しく爭つた末、斷然非常な危險と思はれた自由貿易を採用した。乃木大將の熟慮斷行と云ふが物事には時に英斷が肝要、丁抹が從來の農業政策を一變し、家畜農業を主とし穀作農業を從とする大英斷に出て、同時に家畜の生産品をイギリス獨逸等の外國に輸出し、國民の食糧に必要な穀物は安い新大陸から輸入するために自由貿易主義を採つたのは、東西古今を貫く起死回生の大偉業、禍を轉じて福としたとは全く此の謂である。

穀物にすれば大西洋の荒波を越えても自由に輸入出來るが、當時牛乳や精肉にすると冷藏の設備もなかつたからはるばる大西洋を超へて新大陸から運ぶことも出來ない。此間の消息を看破つたのが丁抹識者の豪い所、農業政策を一變して家畜農業を盛んにし、從來の穀作中心の高天ケ原

農業から工業的農業に進んで行く、夫れに工業國たるイギリスと云ふ大得意は近所にあるから、牛乳や肉を加工してバター、チーズ、ハム、ベーコン等として輸出し、穀作としては此家畜の肥料を利用して家畜の飼料中心にやり、國民の食糧は不足すれば新大陸から安く買ふと云ふ一擧兩得の方針に出た。

此新大陸の壓迫と云ふ未曾有の不幸が丁抹農民には何よりの藥であつた。搗て加へて當時丁抹には內に立憲黨と保守黨の大衝突があり、立憲主義が勝つか負けるかの大騷ぎ、外にビスマークの鐵血政策から獨逸の侵入で一番豐饒な南北シレヂアを奪はれてしまふ。內憂外患交々至るとは誠に當時の丁抹であつた。然し丁抹の如き主として農業で生活して居る國としては農業を廢めることは絕對に出來ないから、生きて行くには何とかせねばならぬ。生きるか死ぬかの瀨戸際に臨んで流石は聰明なる丁抹農民、死中に活を求むるの道理で丸裸になつて躍り込み、あらゆる荒波と戰つて、美事に泳ぎぬいて今日の農業王國を建設したのである。物事の發達するには死活の洗禮が何より必要。唯意氣地のない國民は途中で泣いたり、愚痴つたりして洪水に押し流されてしまふ。國民に力の必要は玆にある。辛艱を經て志愈〻堅しと大西鄕は云はれたが、全く其通りで大事件の起るのは畢竟其當事者を試めすのである。霜が降ると却つて養蠶が進歩し、凶作に遇ふと農民が奮發して農業の進歩するのと同樣、一面から見れば現在の農業爭議の如きは我國の農業を進歩させる最もよい原動力である。論より證據大正七八年以來の農業爭議は農具の改良農業の經營は固より、流石懷手で眠つて居つた地主に自作をさせるとか、其他色々の覺醒を與へたではないか。最近數年の農業上の進歩は過去數百年に比敵(ひつてき)すると云ふのも決して過言ではない。

産みの苦み　斯くて丁抹は一大英斷によつて家畜農業を始めたが、事實は豫想の通り必ずしも平坦に運ばなかつた。農民の發奮は固より政府當局の熱心な助力もあつたが、家畜農業の一番難關である生產品の處分方法に就ては、思はぬ色々の妨害に出合つた。

之は外でもない。何分農家は數が多く、此等家畜の生產品の加工販賣に慣れないから、勢ひ中間商人の奸策に乘ぜられ易く、勝手に彼等の惡辣手段によつて買占められ、然も原料や製品をゴチャ〳〵にして高く賣られたゝめに、需要者殊に第一の御得意たるイギリスの信用を失して、イギリスの商人からは丁抹の當業者には勿論、政府に當てゝ猛烈なる抗議が來る有樣、丁抹の製品は一切買はぬと決議されなどした結果、漸く活路を得て意氣込んだ農民も、中間商人の暴利の爲め

に思つた程の利益もない上に、イギリスでボイコツトされるし、所謂四面楚歌の中に怨嗟の聲囂々と起つた。

國民高等學校の力　此際一方に於て危急存亡の此秋に當り、丁抹農民の尊い精神上の糧となり、何より心強い慰藉者となつた者は、燃ゆるが如き愛國の志士であり、平民の味方たる敬虔の牧師グルンドビヒツヒ其人であつた。彼は土に生活する農民のために、人間の道場である國民高等學校を創設し、國難に際會せる國民のために、父となり母となり、太陽の様な慈愛と熱とを以て彼等を導いた。自奮自勵は彼の農民を率ゆる信條であり、此に必要な精神上の滋養物を國民高等學校の教育に依り供給した。戰ひ疲れた農民も此偉大なる人格者の大きな光により、恰度旱天に慈雨を得た様に、よゝとして奮ひ起つた。丁抹農業の發達には如斯しつかりとした教育の根底がある。決して一夜作りのものぢやない。凡ての事業が人間であるならば。先づ第一に其人間を作らねばならぬ。折角の善い組織も此を運轉し消化する人間がなければ却つて百弊の源となる。五の力しかない胃袋に十の滋養分を與へたら五は却つて毒素として身體の中に殘るのである。

丁抹産業組合發生の由來　斯くて一方に於て農民の慰藉者たり、鼓舞者たり、同時に精神上の糧である國民高等學校の偉大なる働きは、グルンドビヒツヒによつて旭の如くに輝き始めたと同時に、丁抹農業をして今日の發達を遂ぐるに至らしめた其レールであり水路である。産業組合の驚くべき巧妙な組織は農村の先覺者たる幾多の志士仁人によつて始められた。中間商人の暴狀を見て奮起した此等の人々は、夜を日についで農民を說いて、今日の窮狀を救ふものは農民自身の奮起と結合の外はない。丁抹の諺にある通り、弓の矢は一本なら折れるが十本なら容易に折れぬ。中間商人の横暴に對抗する道は我々農民を結合して、小なる力を集めて大なる力となす產業組合の組織より外に農民を救ふべき方法はない。保守主義であり、從つて個人主義熱の強い農民を說くのは容易でなかつた。然し必要は何物よりも强い。當初の間は容易に贊成しないのみか、過去の色々の經驗から様々に反對した連中もあつたが、止むなく少數の同志によつて始められた事業の成績を見て、段々に參加する様になつた。然もローマは一日にして成らない。好事魔多しの譬の通り、微々たる勢力の中は何等眼中に置かなかつた商人の連中も、次第に芽を吹いて、他日大きな木になりはしないかと疑の念を抱く様になつてからは、此等商人の妨害が盛に起り始めて、事業創々の際ではあり、組合員の訓練はまだ出來ないし、必要な資金は集まらないし、肝腎の信用が

關係が圓滑でないために實行には困難する。そこへ中間商人は先途となつて組合員間の攪亂中傷は勿論問屋方面へ妨害を試みる。

何れの事業にも當初經驗する通り、産業組合の當事者も幾度寢て眠むられぬ夜を續けたか知れない。七轉八倒とは此事である。折角手にかけた組合が組合員の無理解と中間商人の妨害とのために、解散を餘儀なくされたものがいくらもあつた。産業組合の反對論は外部の商人や第三者からは勿論、味方たるべき農民自身の中から囂々と起つた。

けれども反對は尊い試練である。味方たるべき農民自身の反對は却つて研究の機會と反省の材料とを農民に與へた。屈せず撓まず我を忘れて戰つた二十年の歳月は、さしもに喧かましかつた反對論も、實際の成績の前には春の雪の如く消え失せて、中間商人も反對の愚と無效とを悟つて、却つて組合に追從し、當の農民は雨降つて地固まるの道理、今や最も熱心な組合の讃美者となつた。土臺は出來てレールは敷かれた。丁抹農業の隅々(すみ〳〵)まで此組織の網は人間の身體の血管の樣に行き渡つて、今日の偉大なる丁抹の農業を打建てたのである。

丁抹産業組合發達の條件　第一に土臺工事がしつかり出來て居る。即ち眞の必要——死ぬか生きるかの必要——から出發した。家畜農業を成功させるためにはどうしても中間商人と戰ひ、此を排斥して自分から加工し販賣する組織を作らねばならぬ。此組織に成功するか家畜農業を廢めるか、二つに一つ。此が農民自身の發明であり、農民自身の仕事でめり、自己の死活問題であると云ふことが何よりの强味。云はゞ厚さ數尺のコンクリートの土臺工事が立派に出來て居るのである。

第二に此土臺工事の上に、倒れたり起きたりして居る中に、産業組合の經營に一番大切な組合員の自覺と訓練が充分に出來上つた。天降り式の他人の入れ智惠の仕事と違つて、酸いも甘いも充分に嚙みわけた連中。一寸した成功に有頂天になつたり、一寸した失敗に靑くなつたりする七面鳥式の組合員と違ふ。山坂もあれば溝もあり、又平な道もあるが、結局目的の彼岸に達しうると云ふ堅い自信を持つて居るから落着いて居る。世の中は何でも此結論を知ると云ふことが一番大切だが、日本人には此點が最も不得意である。

第三に自ら必要を感じて始めた仕事だから自治的なのは勿論、總て仕事の內容が形式よりも實際的で、費用の入る所にはうんと金を費ふが不必要の所は大に締める。つまり萬事實際的で且つ經濟的である。

第四に夫々地方的或は事業別の特色を持つて居る。日本の様に何でも構はぬ劃一形式的のと違ふ。最後に基礎が鞏固に出來てゐるから永續的で、從つて出來て從つて潰れるのと違ふ。

彼我の對照　丁抹の產業組合の狀況は大體こんなものであるが、日本の產業組合にも勿論立派なのもあるが多くは恰度此と逆に出來てゐるから困まつたものである。卽ち萬事が天降り式の外國の模倣の受け繼ぎであるから、農民自身の慾求から出來たのでなく、役人の手柄功名や物好きから出發した、所謂御爲めごかしが多い。御自身の農民の方は薄ボンヤリで、唯補助金や入れ智惠の模倣にすぎないから魂は入つて居らない。從つて土臺はグチヤ〳〵で砂上に樓閣を築くの類、組合員は補助金や夢の樣な儲かる話を本氣にして始めたのだから、初の中は兎に角、少し事件でも出來るか不景氣風に襲はれると大騷ぎ。訓練のない烏合の衆だから、崩れ始めると滅茶々々、仕事は官廳本位役人本位だから電鈴の一で動く樣に劃一形式的であるが、其經營たるや非實際的非經濟的のものが少くない。大勢の損だから自分の腹さへ痛まねばと、例へば組合の貯金で株に手を出し、儲かつた際は自分等で山分けにし、損すれば組合名義にする輩もある。何のことはない、かゝる組合は理事連のカラクリ機關にすぎない。地方的や事業別の特色などはあらふ筈はない。敎科書にある通り、その儘に產業組合には曰く何々とまるで判を押した樣でなければ承知しない。丁抹では兼營の組合は殆んどなく、同一町村で必要に應じ幾つも組合があつて、一人で五―六位加入して居る。必要に應じて出來た組合だから、必ずしも始めから型にはめた樣に信用購買販賣利用云々と寶生寺入道の樣な肩書はない。

歐米の農村より學ぶべきこと　此等は要するに天降り萬能の弊で、どうしても勸業上の施設は自治的でなければ眞の發達をするものでない。現在の天降り萬能を改めて、農民自らの力による施設をしないでは何時になつても二階から目藥の嘆は絕えない。論より證據現在世界で取つて以て模範とする價値のある施設は、丁抹の產業組合にせよ、國民高等學校にせよ、獨逸のライファーゼン信用組合にせよ、イギリスの消費組合にせよ、國民高等學校にせよ、悉農民自身の力による自治的活動の結晶たらざるものはない。天降り萬能に依つて成功したものは世界に一つもないのである。

農民の自治的活動！此は天降り萬能に中毒して氣息奄々たる我國農民を救ふべき、何よりの力である。

第三章　自作農創設維持の具體案

第一節　自作農政策の重點

籠に水を盛るもの　我國に行はれて居る現在の自作農政策を見ると、更に無責任の甚しいことが解る。成程年々簡易保險や其他の低利資金により、各府縣に若干の自作農は帳簿の上に出來る譯であるが、いくら新しく自作農が出來ても、一旦出來た自作農の將來の保護維持策のない自作農政策であるから、低利資金を借りて買つた土地が、何時まで其自作農に所有されて居るか全く疑問。又資金の缺乏して居る小作農のことだ、折角土地は買つたものゝ、苦しくなつて賣却の餘儀なきに至るものも多からうが、自作農政策に最も大切な、將來保護維持の積極的の方法として何等見るべきものがない故、低利資金の償却出來ぬ中は賣却は禁ぜられて居るから、結局土地を所有して進退兩難に陷つて苦悶すると云ふ馬鹿氣た話。結局賣るべきものは賣らねばならぬから、政府の自作農政策はやゝもすれば非社會政策の最も甚しい大地主の土地兼併に逆戻りする憂すらある。從つて今日の如き自作農政策では籠に水を盛るも同樣、僅かばかりの低利資金位で猫の額位の自作農を作つても、從つて出來て從つて亡くなる方が早いと云ふもの。百年河淸を俟つとは此ことである。

千古の大事業　自作農政策の如きは國家興隆の原動力であり、內閣の變る毎に猫の眼の樣に動く基礎薄弱な一時的の仕事と違ふ。永遠の國策であり、千古の大事業であらねばならぬ。須く丁抹の樣に始終一貫した國策を樹て、內閣の變動などに左右されない確乎不拔のものでなければ、徹底した仕事は出來ない。

尙ほ又歐洲各國の自作農政策を見れば、歐洲大戰後特に各國の强大なる民衆運動の壓迫を受けたゝめもあるが、各國共殆んど國運を賭する底の大決心を以て此が遂行に當つて居る。彼の歷史的大事件として後世に特記せらるべき、中歐東歐に行はれて居る土地改革の如きは、自作農政策の强き現れに外ならない。

絕好の機會　凡そ物の實行には機會が必要である。機會が熟さない仕事は無理が多くて中途で斃れる。今や我國でも外にはヨーロツパに漲つて居る土地改革の大波が澎湃として押し寄せんと

して居り、內には前古未曾有の熾烈なる農業爭議が農業無產階級（プロレタリアート）によつて、生存の必然なる要求と、過去數千年の歷史的總計算に燃えて居る。我國に於て最も恐るべき此等小作農の結束による農村革命を避くべき唯一の安全辨は、實に徹底したる自作農政策の實行より外にない。中歐東歐の諸國の如く農業プロレタリアートの必死の壓迫に依つて、充分の用意なくよぎなくされて突然の裡に行ふよりも、デンマークの樣に暴風雨の來ない前に雨戶を閉づるの用意が肝要であるから、迫まられて濟し崩し的にやるよりも、自ら進んで周到の用意の下に大英斷を以て行ふに限る。出すべきものを出せ。出すべきものは出さないでごまかしの一時逃れる政策は愚の骨頂。速に確固たる大方針の下に、農業プロレタリアート救濟を主眼とした自作農政策を樹つべきである。機會は既に熟した。實行するのは今である。

自作農政策の重點　は外でもない。第一に土地所有の制限と此に伴ふ其强制徵收の方法、第二は耕地購入希望者卽自作農に對する資金の供給方法、第三に一旦創設せられた自作農の保護發展策、此三方法である。此等の三つの施設中一つでも缺けるならば、此は所謂籠に水を盛るの類であり、實行的誠意に乏しい人氣政策に過ぎない。

第二節　ヨーロッパ各國に於ける自作農政策の一般と其批判

ヨーロツパ各國に於ける自作農政策を詳しく說明するのは、本書の紙面の許さない所であるから、玆にはヨーロツパに於ける二大潮流とも云ふべき、漸進派と急進派の代表たる丁抹とチエツクの自作農政策に就て論じて見よう。丁抹は過去二十八年間一貫したる自作農政策により、漸進的方法によつて非常な成績を收めて居り、ヨーロツパ各國は勿論世界の自作農政策が多少共其影響を受けぬものはなく、急進派の諸國ですら丁抹の刺激を受けて居るものが多いのである。チエツクの自作農政策は急進派の代表で、所謂現在中歐東歐を風靡して居る土地改革の仲間（なかま）で、急進的ではあるがロシアと異り、合法的手段によつて自作農政策を施行して居る。

一、丁抹の自作農政策

丁抹は世界の自作農政策の試驗場　大正十四年に丁抹政府によつて公刊された、丁抹の自作農政策に關する小冊子の中に、丁抹は世界に於ける自作農政策の試驗場であり、過去二十五箇年間多大の努力を拂つて、世界の自作農政策に貢獻したのを光榮とすると宣言して居るが、此言は決して丁抹の自慢でも宣傳でもない。寧ろ吾等は喜んで此宣言を承認するものである。丁抹が過去二十五

ケ年間幾多の苦辛と犧牲を拂つて、自作農政策の遂行に努力したかは後述する所であるが、其効績は自國に於て現在僅に農家中七・五パーセントの小作農を有するのみで、九二・五パーセントは實に自作農であるのでも知れるが、此丁抹の偉大なる成績の影響を受けてヨーロツパの各國は勿論、世界の文明國が自作農の創設維持に多大の努力をする様になつたのは、世界の農民の爲め、人類の爲め、不滅の効績として賞讃すべきことである。

自作農政策の目的　丁抹に於ける自作農政策の目的は、勿論自作農の存在が政治上社會上及農業經營上から見て最も必要であり、國家發展の基礎をなすものであると云ふ點から出發したものであるが、此直接の動機としては十九世紀後半にビスマークの鐵血政策によつて、丁抹での豐饒の地方である南北シレヂアを獨逸に强奪されてから、かてゝ加へて新大陸からの農業の壓迫もあり、國内にアメリカの移民熱が相當に高く、若き人々が爭ふて移住するのと、今一つは世界の大勢に洩れず都市集中の勢が烈しくなりさうだつたから、茲に斷然意を決してしつかりした自作農政策をとることゝなり、一八八七年に調査會を設けられたのが始まりで、一八八〇年には小自作農に對する二個の大信用組合に補助の道を開いて、次で一八九四年自作農法起草委員會が任命された。一八九六年の委員會の報告は議會の協贊を經て、一八七九年十月一日有名な第一回自作農法が發布された。其後數回の修正を經て今日に及んだ。更に第二回法は一九一九年發布されて公有地分與に關する三個の法律から成つて居る。自作農政策の實施以來既に二十八年、自作農の創設されたもの一万五千戸餘り全農家の五・一パーセント餘に當り、金額は一億五千五百四十万クローネンを投じた。

一八八九年の自作農法　此法律によると土地は普通の市場で賣買されるが、然し區委員會と土地分割組合の助力によつて、自作農希望者は土地を購入する。此土地分割組合は自治的に組織された民間の團體で、其目的は大規模に土地を購入して自作農の希望者に分けてやり、又資金の供給をしたり色々の方法で自作農を援助する。此組合の力は自作農創設上非常の効力があつて、デーランド・アンド・フューネン組合の如きは、一九二三年に百二十二個の大耕地を購入して、千百五十の自作農と、後に述べる一九一九年の自作農法の目的に供する爲めに、政府に七百八十三ヘクターの土地を賣却した。ユトランド組合も自作農千戸を作つた。此等の組合は現在二十二もあつて自作農政策上非常の貢獻をしてゐる。自作農政策の土地分配などに當つては政府や役所の力ばか

りではどうしても仕事が圓滑に行かないから、斯様な民間團體の協力が是非共必要である。

自作農の資格者　一八八九年の法律によると、自作農の資格者は左の通りである。

1　勤勉で善良な性格の人で、農業に數年の經驗があり、同時に役場の證明書ある者。

2　耕地家畜の購入、家屋農舍の建築等に要する資金の十分の一以上を所有すると同時に、國家から低利資金を借りないでは困まる人。

自作農の資格としては詮衡上尚ほ相當の家族を有することが必要で、此は農業經營上相當の勞力が入るからである。尚ほオーデンズの小農養成の農學校長であり、丁抹に於ける小農の父として仰がれて居るランゲ氏が自分に語られた如く、自作農成功の條件としては賢い妻君が是非共必要である。それから貯蓄は所要費用の一割とあるが、此貯蓄の大小が自作農の成功に大關係があつて、貯蓄が少い時はどうも當初經營上非常に不利で、中途挫折の悲運を見る者が多い。貯蓄の多い程成功率が多いから、丁抹では貯蓄の奬勵方法として、貯蓄組合に年々一万二千圓の補助金を與へ、尚ほ貯蓄の多い者に優先權を與へて居る。

資金の供給方法　自作農の資格者に供給される十分の九の資金は、年々大藏省と農商務省と相談して、此等個人に貸付くべき最高額を決定する。而して土地購入契約書の登記がすむと、先づ建築費以外の金を貸付け、建築費は地方委員會が差支ないと認める時は屋根葺を終つた時三分の一、其外は完成の時に貸付ける。政府の低利資金は此等の土地家屋を抵當とするが、農業の目的に使つて居る限りは抵當權を實行しない。利子は年四分五厘であるが、唯建築費に對しては恩典がある。卽ち約三千六百圓以上かゝる時は三千六百圓を超した部分は無利子で、三千六百圓以下に對しても割引がある。

償還方法は當初五ケ年間無利子据置で、五ケ年後第一に建築費の無利子の部分に對し、建築費借入金の一パーセント宛を、第二に利子付建築費に對し利子の外全建築費の一パーセント宛を、最後に其他の借入金に對し利子及元金償却として年五分五厘宛を償還させる。斯様に長期の償還法に依つて自作農は自己の地位を固めることが出來るのである。

一九一九年の自作農法　此第二回法を作つた理由は、第一回法は後に述べる通り自作農保護の立場から云ふと、舊法では折角創設した自作農の保護が徹底しないで、此等の土地がやゝもすると兼併せられ易いから、其處置に就て色々の人爲的の方法があるけれども何れも充分でないのと、

第二に折角國家から低利資金を供給して土地を普通市場で買上げる結果、自然土地の値段が釣り上げられるために、自作農希望者に非常な不利を與へて、後日の經營を困難にしたから、此を防ぐためとである。卽ち舊法によると自作農政策を實行したゝめに、却つて大地主擁護の結果となり我國程露骨ではないが、恰度現在の自作農創設と同樣の結果を來した譯である。因に舊法と新法とは現在並び行はれて其得失の研究中である。

兩法の比較　兩法の差は左の通りである。

1　前法の樣に土地を普通市場で購入しないで、公有地を特別委員會から獲得する。獲得すると云ふ言葉は變だけれど後から說明しよう。

2　前法では面積の制限がなかつたが、新法では大體七町步として、其標準は一家の勞力により一家を支へうる程度のものとした。

3　土地を獲得するには前回の樣に金を支拂ふ必要はない。土地評價委員會により評價された代價の、年四分五厘の利子丈を支拂へばよい。但し此利子は五年目毎に土地檢査委員會の査定の結果異つてくる。從つて建築費には低利資金があるが其外には全然ない。

5　新法によると土地其他の財産を賣却する場合には國家に先買權がある。

要するに新法は公有地を小農に分割するのを目的として、三個の法律からなつて居る。政府が一は寺領地を買上げ、二は世襲土地(Entail Land)として處分を禁じられたものを、處分し得らるゝ樣にして、其代價として其土地の代價の二割乃至二割五分を國家に納付させ、其土地の三分の一以下(土地により同じくない)を、小農創設維持の目的のために國家の買上げに應ぜしむる法律から成つて居る。此三法律により得た土地を自作農希望者に分割する。新法の性質は舊法の樣に自作農が土地を購入するのではない。一種の便法で國家と契約を登記したる時に、其小農は自作農法に依る特別の制限のある外、所有者と全く同一の權利を獲得して、土地の使用收益の權利については勿論、舊法の小農と異ることはない。だから一方から見ると永久の小作者の樣であるし、一方から見ると所有者の樣でもある。此點に關して丁抹政府は其小農を小作農と呼ばれる事を好まないから、法文中には「此等の條件によつて農業財産を得たるものは此財産に關し法律に依つて定められたる範圍内で所有者に屬する一切の權利を獲得す」と、規定して極力小作と稱せらるゝ事を避け居るが、要するに英國のアッシュレー卿が批評した樣に、制限せられた所有權或は永久的

小作權と云つてよい。卽ち吾々が羅馬法から學んだ所有權の嚴密なる觀念から離れたる中間性のものと云ふべきである。面積の最小限度を定めたのは舊法は大地主の反對によつて、自作農が自分の農業經營と同時に他方地主の依頼に應じ得られる様、二個の目的を有して居つたから、從つて面積が狹すぎて、實際やつて見た結果は自分の家の耕作よりも勢ひ賃金を多く得たいから、他に手傳つて小農の成績は面白くないものが出來、又一方當時心配した様な大地主も勞力の供給に關して、實際此迄の經驗により不安を感じない様になつたから、如斯改正した。土地の獲得については資金を要しないで一定の利子を支拂へばよい。唯建築費については舊法と同様の恩點がある。家畜購入其他の運轉資金に對しては政府より低利資金の供給がないから、當初は舊法よりも多額の資金が費る。併し此等に對しては前記の小農信用組合があつて資金の需要に應ずるから、實際には些程の困難を感じない、自作農希望者の資格は舊法と大體同様である。

自作農希望者に分割される土地の評價はどうして定めるかと云ふに、土地評價委員會が經驗のある購買者に其土地が普通の大きさを持つて居るものと假定して、普通に支拂ふ金額を標準として決定する。此價格は時勢により變はるから五ケ年毎に改正し、其改正した値段の年四分五厘を

支拂ふのである。

自作農の權利義務

1 國家に先買權があり、包括的の相續による外處分は許されない。國家が買收する場合には、自作農が土地の改良又は面積擴張のために投じた費用と、所有者の資本及び勞力により增加した價格は之を賠償する。

2 土地は農業の爲に用ゐねばならぬ。自家用の外宅地にも用ゐてはならぬ。

3 必要なる農具や資金を整へねばならぬ。此は經營が惡くて自作農の目的を達しない時は國家に買收するためである。

4 小農は農務省の同意がなければ、土地の生産を損する様な變形を禁ぜられてゐる。

5 他人に小作させる事は出來ない。

6 農務省の同意無くては耕地を處分することは出來ない。而して前述の利子は五ケ年毎に修正される。此は小農の勞力資本によらないで土地價格の自然增加を豫想するからである。

新舊法の性質は大要右の様である。そして新法により寺領地から約一万二千町餘、世襲地から約

二万二千町歩餘を得たし、此世襲地の開放により國家は約四千五十万圓の資金を公納金として徴つた。此は前記三分の一の土地買上費と第三法による土地の買上費に當てねばならぬ。而して此第三法の買上には已に約百三十五万圓の豫算を通過した。今新法により平均一戸當りの面積を七町歩とする時は五千戸を創設し得ることゝなる。

三、自作農法の成績。

(1) 一八九九年法の成績

一九〇〇―一九〇五年	小農戸數	政府低利資金
一九〇五―一九一〇	一八五九	六、五三〇、〇〇〇(クローン)
一九一一―一九一五	三二三三	一四、八一九、〇〇〇
一九一五―一九一六	二五四四	一五、七一八、〇〇〇
一九一六―一九一七	五六五	四、二一四、〇〇〇
一九一七―一九一八	四一三	三、一九三、〇〇〇
一九一八―一九一九	二七四	二、一一八、〇〇〇
一九一九―一九二〇	二二五	一、九四三、〇〇〇
	一五〇	一、三一一、〇〇〇
一九二〇―一九二一	一三七	一、二七三、〇〇〇
一九二一―一九二二	四六〇	(五、二九三、〇〇〇 一、八六九、〇〇〇
一九二二―一九二三	九六四	(三、六二九、〇〇〇 四、八八三、〇〇〇
計	一〇八二四	七五、七八三、〇〇〇

備考 一九二一年―二二年と二二―二三年の兩年は一九一九年法の成績が思はしくなかつたから、特別追加低利資金を出して一戸に對し、初年には最高約九千九百圓の三割、次年には約九千圓の一割五分を貸付けた。

(2) 一九一九年法の成績

	戸數	面積	建築資金
A寺領地		一、〇四八・八(ヘクター)	二、五二〇、〇〇〇(クローン)
一九二〇年	一五八	一、一八二・四	二、七六八、〇〇〇
〃 二一年	一七二	一、二六五・〇	一、八七二、〇〇〇
〃 二二年	一五七	一、六八一・三	一、六六二、〇〇〇
〃 二三年	一四五	四、六〇〇・五	八、八二二、〇〇〇
計	六三二		

B公有地	戸數	面積	建築資金
一九二〇年	三七	二三〇・八(ヘクター)	五八三、〇〇〇(クローン)
〃 二一年	一六一	九九七・一	二、五七三、〇〇〇
〃 二二年	五〇二	三、四一四・一	六、四一八、〇〇〇
〃 二三年	五〇五	三、五九六・六	五、七八八、〇〇〇
計	一、二〇五	八、二三八・六	一四、九六二、〇〇〇
總計	一、八三七	一二、八三九・一	二三、七八四、〇〇〇

公有地を分割して從來僅少なる土地を所有してゐる小農に土地を與ふる法律（一九二〇年七月二十八日）

寺領	戸數	面積	建築資金
一九二〇年	一四一	三七〇・〇(ヘクター)	四九、〇〇〇(クローン)
〃 二一	一二一	三六三・八	五〇、〇〇〇
〃 二二	九五	三四八・二	六一、〇〇〇
〃 二三	一一九	三〇五・八	五六、〇〇〇
計	四七六	一、二八七・八	三一六、〇〇〇

公有地	戸數	面積	建築資金
一九二〇年	二四五	一七一・八(ヘクター)	四五、〇〇〇(クローン)
〃 二一	六二	一七三・一	一三七、〇〇〇
〃 二二	一〇八	三七六・四	二〇五、〇〇〇
〃 二三	一三九	四六二・〇	
計	五五四	一、一八三・三	三八七、〇〇〇
總計	一、〇三〇	二、四七一・一	六〇三、〇〇〇

一九二〇年より二二年に亘る平均一ヘクターの地價は一〇三〇クローンで面積は一戸當り約七ヘクターである。(C)の面積增加一戸當り二・四ヘクターである。

備考 一ヘクターは約一町　一クローネンは約四十五錢

新舊兩法の得失は目下試驗中であるが、以上の統計により一九二〇年度には寺領地からの分割は相當數に達したけれども、一九二一年迄は公有地の成績が振はなかつたから、一九二二年俄然增加して五百戸に達して舊法を凌駕した。但し一九二三年になつては兩者の成績が相反して、新法は五百五戸であつたが舊法は九百六十四戸に達した。而して舊法の土地は地味が往々肥沃でな

かつたが新法による土地は一般に良好である。

自作農政策の成績につき各方面の意向を聞くと、第一回の一八九九年法は前述した様に土地價格の釣上げとなり、小農希望者の將來經營上不利を來したのと、其將來の保護に關し徹底しない憾があつた。勿論保護策としては特に小農信用組合法を設けて其利子を保證した。其他普通産業組合の組織により他國と比べる時は、遙に有力な援助を與へて居れるのは事實であるが、然し此等の保護があつても尙ほ土地兼併を禁ずる法律と、一九一九年の第二自作農法を發布された位である。第二自作農法の缺點は自作農政策であるに拘はらず、完全なる所有權を與へないで、國家が最後の所有權を保留してゐる點にある。勿論此缺陷に對しては實質上何等の差異のなき充分な權利を付與して居るけれども、聊か小農として物足りない感があるのは事實である。

而して實際の成績はランゲ氏の言葉が最も公平だから引用すると、四―五年間に當初、四乃至五パーセントは經濟上其他の理由により失敗する。此四―五年間を經過すれば爾後意外の事變なき限りは大體成功するし、成功要件は、

一、貯畜が相當ある事。

法律の規定の如き十分の一では勿論不足である。少くも十分の二以上を要する。

二、頭腦あり經驗ある若き農業者たる事。卽ち青年農業者の成績がよい。

丁抹には此種の青年が比較的多く、農家の次男三男以下は土地よりも寧ろ主として金錢其他の財産を分與せられるから相當の財産を有し、然も國民高等學校其他の農學校を卒業して勤勉な青年農民である。此等多數の希望者中から僅二十パーセント位を選拔するにすぎない。寧ろ選拔方法が嚴重に失する位である。

三、怜悧勤勉なる所謂世話女房が肝要。

小農成功者の多くは家庭を持ち、然も其妻女は善く農業を理解し、苦樂を分つ所謂世話女房でほしい。此點は經驗上最も必要で、當初四―五年間は經營上餘程骨が折れるから慰安者たり、激勵者たり、相談相手たる苦樂を共にする糟糠の妻が必要である。

四、相當の家族を要する。

創業時代には土地の改良其他種々の準備を要するから、小面積でも割合に多くの勞力を要する。殊に資力の乏しく家畜力器械力の應用等が意に任せないから、家族の勞力は特に必要である。余

がアスコブ附近の小農を訪問した際、其苦心談の一節に、今一頭の馬を購入出來れば遙に仕事は樂だけれど云々との嘆聲を洩らしたのに見ても一般を知りうる。卽ち自給自足は小農經營の原則である。

五、直接には產業組合の助力と、間接には國民高等學校及小農のために設けられた農學校の敎育が必要である。

小農の成功上產業組合の必要なのは申す迄もなく、又國民高等學校の功績は前述したが唯玆に一言すべきは此等小農の爲めに小農自ら設立した農學校の存在せる事で、此は丁抹小農の誇りたると同時に、他國に於にて容易に發見しえざるものである。小農の經營上必要なる頭腦と農業上の智識とを授け、全國に亘つて小農協會を組織し、小農の有力なる後援機關であるオーデンズ小農々學校の如きは十數万圓を投じて建築し、充分なる實習地が有り、ランゲ氏の如き人格者で斯界の權威者を戴いて眞に小農の爲めに小農による自治的學校である。

之を要するに丁抹に於ける自作農政策は、官民相倚り出來うる限り首尾一貫した施設を試みつつありと云つてよい。

產業組合の偉大なる貢獻　米や麥でも荒地には出來ない。如何なる事業でも所謂下地が大切である。丁抹の自作農政策が他のヨーロツパの國々と比べて格段の成功をした理由は、固り色々あらうが、此產業組合の組織網が全國に行き渡つて、此等の小農に必要な資金を供給し、肥料農具其他の必要品の購買をしてやり、最も困難な生產品の加工販賣に當つたから、斯業經營早々の彼等としては、產業組合は全く大なる後援者であり相談相手であつた。彼等は唯農業の生產にさへ專心從事して居ればよいので、此が非常の强味であつた。此等の產業組合に二種あつて一つは普通の產業組合であり、其二は此等自作農のために作られた信用組合で、大正十三年末迄に千百七十二組合、組合員八万千三百人で此等の組合を糾合して中央聯合會があつて大に活動して居る。

此等の產業組合は云はゞ老練な船長の樣なもので、丁抹の自作農政策も此產業組合の巧妙な組織なしでは到底今日の盛況を見ることは出來ない。此產業組合の外、例の國民高等學校があつて自作農に必要な人物を作り、絕えず精神上の糧を供給してゐる。殊に小農養成のために小農の大本山として小農養成學校が設けられ、自作農の相談相手として非常なる成績を擧げて居る。要するに自作農政策の如き大事業は唯政府や役人の力のみで出來るものでなく、民間の自治的團體が

各方面から協力して始めて成功するのである。日本の現在の自作農政策の如きは此點に於て缺陷だらけである。

自作農の保護　自作農政策の中最も困難なことは、一旦創設した自作農の保護維持策である。自作農の創設は易いが、此保護維持策は實に至難である。丁抹初めヨーロツパ各國の最も苦んで居るのは、此點で未だ充分の良案があると云へない。

丁抹の保護維持策としては前述した産業組合の力が偉大で、自治的に非常なる効果を擧げてゐる。元來法律の力よりも此等の自治的の力が自然で堅實な働をする。法律の强制力は思つたより薄弱のもので色々の抜け道を見付ける。だから理想としては法律の威力よりも、かゝる自治的活動に俟つべきものである。

然し又實際の運用としては一方にしつかりした法律の制裁力が必要で、此點から云ふと丁抹では土地兼併の禁止令があり、更に多年の經驗から、一九一九年法の如く獲得地の處分を禁じる様な法律を作つて自作農を保護してゐる。唯此法律の不徹底の點は何年たつても永久に土地の所有者になれぬ點で、何と云つても所有慾は人間の天性だから、丁抹農民が物足らなく思ふのも無理はない。或方面の話では丁抹の一九一九年法は土地國有の前提であると云ふが、イギリスの勞働黨などもスエーデンが嘗て議會に提案した様に土地國有を理想とし、現在ヨーロツパに行はれて居る自作農政策の如きは生産經濟上から見れば精巧な大規模でやる機械農業に比して遙に不利であり、又農民から見れば僅かばかりの土地を色々の苦しい思ひをして持つのは、却つて彼等のために負擔を負はす様なものだとして非常に反對してゐる。つまり勞働黨の理想は土地國有で現在の工業のやうに大規模に機械農業をやらうとして居るのである。どうしても自作農の徹底した保護策としては土地兼併の禁止位でなく、土地の所有制限をするのと、一旦創設した自作農は少くとも二十年位其賣買處分を禁ぜねばならぬ。

二、チエツク共和國の土地改革

農業プロレタリアートの革命　フランス革命をブルヂヨアの革命とすれば、今度の土地改革は農業プロレタリアートの革命と云つてよい。成程フランス革命では政治上の特權打破は或點まで成功したが、財産の民衆化、平等化と云ふ在來の極端な資本主義を打破する無產階級の要求は遂に失敗に終はつて、結局資本家の好きな政治になつたのである。歐洲大戰を機會としてヨーロツ

パに潮の如く漲つた土地改革の大波こそは、全く農業無産階級の革命と云つてよい。

土地改革の如き從來世間から至難と思はれた大事業が、しかく速に成功した原因は結局歐洲大戰の賜で、元來戰爭に參加したものの大多數は矢張り農民で、特に小作農や農業勞働者が一番多かつた。所が戰爭中民衆的の空氣はいやが上に高くなつたのみならず、各國の政府當局も苦しい時の神頼みで、勢ひ多大數を占むる農民に頼らないでは戰爭は出來ないときたから、農民の鼻息は益〻荒い。斯くて戰爭が濟むと當然論功行賞が問題になる。戰敗國とても同樣で農民の國家に對する要求は烈しい。

殊に戰爭の苦しい經驗で金を持つて居るよりも、物、特に土地を持つて居る人間が一番利益で且つ安全であることが如實に解かつたし、又戰時中は勿論戰後一―二年の間は農産物が馬鹿に景氣善かつたから、農民は勿論國民の一般が益〻土地に對する慾望が烈しくなり、從つて戰後農民の國家に對する分け前として、土地をくれろと云ふ要求は猛烈のもので、彼等は團結をなして從來貴族や大地主が不當に長い間所有して居つた土地を沒收して自分等に呉れろと脅迫した。

農民暴動の偉力　猫の眼の前に鰹節を置いたも同樣、戰爭で一度味を占めた農民は大戰後國家の結合力が弱まつて政府當局が民衆の威力に憑えて居るのを機會とし、革命をもし兼ねまじき勢で肉迫したから、此城容易に拔くべからずと見へてゐた貴族や大地主の堅城も脆くも破れて、土地改革の大事業は突差の間に決してしまつた。チエツクの政府當局の一人が如何にも感慨に堪へぬ口調で、農民の暴動程怖ろしいものはない。レーニンの革命があれ程速に、而してあれほど長くしつかりと打樹てられた主なる原因は、實にロシア農民の支持があるからで、工業勞働者の暴動は聲は多きいが、金さへ少しばら撒けば大したことはないが、農民の一揆となると容易に勃發はしない代はりに、一度始まつたら大騷動。一九一八年以來の農民の暴動にはチエツクも全く懲り〳〵したと告白して居つた。

土地改革の遠因は勿論貴族や大地主が大面積の土地を所有して居るのは不當であり、此を徵收して出來るだけ多くの國民に土地を所有させるのが政治上、經濟上乃至社會的に見て最も必要だと云ふ從來の學者、政治家の主唱に基くのであるが、さしもの大事業を坂の上から石を轉ばす樣に急轉直下させた近因は實にヨーロツパ大戰に伴ふ農民の自覺であつた。

土地改革の現在行はれて居る國々を過激穩健の順序に分類して見ると

1　ロシア
2　エストニア、リトニア、ポーランド
3　チエツク、ルーマニア、ユーゴースラビア
4　ハンガリー、ドイツ

等で先づ玆には其代表的のチエツク共和國の土地改革の内容を紹介し、最後に此等各國の狀況を略述しよう。

驚くべき土地分配の不公平　地震は地殻の最も弱い所に爆發する。土地改革の烽火（のろし）が中歐東歐に先づ起つたのは土臺に非常な無理があるからである。先づ土地改革の内容に入る前にヨーロッパ大戰前同國の土地分配の狀況を述べて見よう。

チエツク共和國の總面積は一四、〇三八、五一〇ヘクター（ヘクタール）で其内容は左の如くである。

農耕地	六、〇五〇、九六一
牧草地	一、三八八、八一六
牧場	一、二一二、〇五八
森林	四、六五四、九一一
原野其他	七二六、七二四

而（そ）して耕地分布の狀況は

面積（ヘクタール）	農業戸數	面積（ヘクタール）
〇・五以下	六六七、五二六	一〇二、二三二
〇・五―一	二〇一、三八九	一四四、三九三
一―二	一八〇、五四二	二五六、六八四
二―五	一七六、八二六	五六〇、八五五
五―一〇	一〇三、四五一	一四四、〇七七
一〇―二〇	九四、九六〇	一、三五四、六八八
二〇―五〇	五一、八一三	一、四四九、三五二
五〇―一〇〇	四、一八一	二七六、九二四
一〇〇―二〇〇	一、一二六	一五一、九八四

二〇〇――	五〇〇	五六七	一七三、九五四
五〇〇―― 一、〇〇〇		二一四	一五四、二四〇
一、〇〇〇―― 二、〇〇〇		一六五	二四〇、五〇三
二、〇〇〇以上		二三六	二、一五〇、六八〇

更に此れが歩合を見ると左の通りである。

面積(單位ヘクター)	總農家數ト ノ割合 %	總耕地ト ノ割合 %
二ヘクター以下	七〇・七	六・四九
二―― 一〇	一八・九	一六・八二
一〇―― 一〇〇	一〇・二	三九・六九
一〇〇―― 五〇〇	〇・一二	四・二〇
五〇〇――二、〇〇〇	〇・〇四	三・〇九
二、〇〇〇以上	〇・〇二	二七・七一

而して一〇〇ヘクター以上を統計すると、總戸數との割合が〇・一八%で、耕地面積は總耕地面積の三七%を占めてゐる。土地分配狀況の不自然なことは驚くべき至りで、一方に於て少數の大地主が土地の三分の一以上を占有して居り、他方に於て一〇ヘクター以下の小農は農家戸數の九割を占めてゐる。然も其小農の所有する土地の僅に二三%に過ぎないばかりでなく、土地のない農業勞働者は非常な多數を占めて居る。如斯不健全なる土地分配の原因は、多年の虐政の結果であつて、殊に十七世紀に起つた彼の白山(ホワイトマウンテン)の戰爭に於て舊ハプスブルグ家の征服を蒙つた際にチエツク人の所有地は概ね沒收されて、之を武功のあつた獨逸人系の人に與へてしまつた。

土地改革の原因

土地改革の原因はチエツク當局者が極力辯解し否認しつゝあるが、獨り農業上、經濟上、社會上の理由のみによるのでなくて政治上の理由が大きいのである。

(1) 政治上の理由

前述の如く舊ハプスブルグ家の不正を改め、之を共和國の中堅である忠實なチエツク・スロバキア人に還して、共和國の基礎を固め、出來得るならば約三百万人の獨逸人及マヂヤール人を驅逐しようとするのが腹の中である。卽ち土地改革の名によつて虐政の爲めに、海外殊にアメ

リカに移住した約二百五十万人のチエツク・スロバキア人を故國に歸らせ、彼等の貯畜した金で幸ひ彼等に土地改革による土地を買收させようとした。尙ほ前述した通り歐洲大戰後農民や勞働者が革命をも起し兼ねまじい熾んな要求を緩和するために、彼等に土地を與へて之を解決しようとした。

(2) **社會上、經濟上の理由**

小作農や農業勞働者に耕作させるよりも、自作農を創設維持するのが社會的經濟的理由からしても最も緊要であることは多言を要しない。

(3) **海外移住と都市集中の防止**

チエツク・スロバキア人は舊墺太利の虐政に不平を懷いて、尙ほ到底滿足なる生活が出來ないから相率ゐて海外に移住した爲めに、同國が獨立するようになつたから中堅人種たるチエツク・スロバキア人を召還するばかりでなく、土地を與へて將來の海外移民を防止しなければならない。同時に土地が少數の貴族大地主に所有せられる結果自然農民の都市集中を煽るから、之を阻止しようとした。而して土地改革を建國早々萬事整はざる中に急激に實行した理由は、次の事情からである。新國家の獨立後同國政府の最も憂慮したのは、チエツク共和國內には舊墺領であつた關係上、約三百万の獨逸種族がある。商工農の各階級に亘つて主要部を占めて居るから此等の勢力を打破して、チエツク・スロバキア人に好都合になる樣な、あらゆる施設をせねばならぬから、後述する樣に政府、議會等土地改革の機關等は殘らずチエツク・スロバキア人の代表者によりて獨占し、土地改革の大綱は獨逸人の參加しない中に決定しようとしたからである。即ち新憲法による新議會召集前に決定しようとしたゝめと、更に土地に餓ゑてゐる勞働者の革命を恐れた爲めで、卽ち前述した樣に農民の革命は遲緩だけれども、一度發すれば最も徹底的であつて、一番恐るべきものであることをロシアの苦い經驗から知つたゝめである。

土地改革の內容

(1) 土地强制徵收權

一九一九年四月十六日の法律によつて、農耕地百五十ヘクター其他の土地二百五十ヘクター以上は相當賠償の下に强制徵收をする。但し公有地や强制徵收をなして却つて不利となる法律上並經濟上獨立の土地は之を除く。尙土地の狀況によつて五百ヘクターまでは徵收しない事も出

來る。但書の獨立的の土地云々は頗る曖昧で其運用に際して種々(いろ〳〵)の情弊を生じたのと、此法律によつて徴收し得べき面積は、左表の様に三、九六三、六〇四ヘクターで、全面積の二八・二%に當る。右の中農業地は一、二二九、六八八ヘクター(ヘクター)で全農業地の四一・四%に當る。

農業地	一、〇二八、二四三	
牧場	二〇一、四四五	
牧草地	一八一、三六〇	
森林	二、四五三、四六五	
其他	九八、五五一	
計	三、九六三、〇六四	

徴收箇所は千七百三十箇所である。

森林の徴收は個人に分配しないで、悉く國有である。森林の様なものは國有がよいとの理由だけれども、一は國防の目的からで洪牙利に備ふるためである。

(2) 長期小作地の買收及期限の延長

建國の組織の多忙な一方に於て、危險なる農民の要求は猛烈を極めて、第一項の土地徴收をするの遑がないから、玆に便法として一九一九年五月二十七日の法律によつて、大面積の土地や教會に附屬してゐる土地を小作してゐる農民に對しては之を買收するか、或は一九〇一年十月一日以來小作せる者に對しては、少くとも六ケ年の年期延長の權利を與えた。但し面積は八ヘクターを超ゆるを得ない。價格は一九一三年の時價によつて直に支拂ふか、或は十ケ年賦として最初二ケ年賦を即時に支拂はせる。但し此法律は市街地に接近する土地や公共團體の所有地、公共組合の建築に必要なる土地、公共的病院其他の慈善人道的の事業に必要なる土地は除外する。此法律の一九二二年末迄の成績は、一二八、四八七の農家が面積一一〇、〇〇〇ヘクターを購入して、全額は一億七千九百八万三千三百八十クローネンに上つた。

(3) 土地改革の機關

土地改革機關の設置については各政黨の反目があつた。少しチエツク共和國建國當時の狀況を述べると、一九一八年のクーデーターにより、舊墺國から獨立すると直(ただち)にチエツク系に屬する

各政黨の代表者だけで、臨時聯立內閣を組織して、次に選擧によらないで各政黨の代表者で議會を作り、憲法選擧法及土地改革其他の重要法律を制定した。是チエツク・スロバキア人の策戰であつて、一切の計畫が出來る迄は獨逸系其他の人民を參加させない工夫をした。建國當時の議會は

チエツク農民黨	五四
〃 社會民主黨	五〇
〃 國家民主黨	三六
モラビアン・カソリック	一八
ボヘミアン	六
國家社會黨	二八
產業組合黨	一〇
スロバキア黨	四〇

此等の黨派から出來て全くチエツク・スロバキア人ばかりであつた。

而して此等の黨派は、自分の勢力擴張を忘れないで盛んに反目した、此はチエツク建國の第一の缺點であつた。土地改革も農民黨と社會黨とは自然目的が違つて居つて、結局この土地改革は兩者の妥協によつて出來上つた。土地改革の機關についても暗鬪があり、從つてその主管を農務省に置かないで、土地局（ランドラフイス）を設け、長官一人副長官二人とし、勢力有る議會の議員から評議會を作り、三ケ年の任期で十二の地方廳と五十八の地方委員會を作つた。

(4) 資格者（一九二〇年一月三十日の法律による。）

1 小農
2 小作人
3 職人（余暇を以て農業をする者Tradesman）
4 農業勞働者及使用人
5 土地をもたない者、特に遠征軍人（大戰の際聯合側に屬して各地に遠征した者）チエツク・スロバキアの軍隊に加はつて國家の爲めに盡した者の遺族、廢兵及其遺族
6 前記の資格者の作つた組合

7　自治體其他營利を目的としない公益法人

8　農業組合及消費組合

9　科學研究其他善良なる目的を有する團體

資格者は前述の通りで、面積は一家の勞力により、一家を支へるのを標準とし、六ヘクター乃至一〇ヘクター、土地の狀況によつて一五ヘクター迄とする。農業地ばかりでなく、建築地をも認めて、共同所有權及長期小作をも許す。森林には個人の資格者を認めないで、國家又は公共團體を資格者とした。魚池も同樣である。

徴收地が少く此等資格者の希望を滿たすことの出來ない地方は、他の地方で分割の結果、所謂殘余地（レムナント）として殘したるものを以て其地方の徴收しない土地と交換して之を與へる。尙殘餘地があるときは地方の公共團體等に共同耕作地として分配する。

(5)　獲得者の義務

1　土地の希望者は國家の徴收した價格に土地改革の費用及內地移住資金等として約四〇乃至五〇%を加算したる代價を支拂ふこと。

此はチエツクの土地改革の特別なる規定で、土地代價は國家の徴收原價でなくて、それ丈け小農の負擔を重からしめるもので望ましくないことである。

2　權利の効力を失ふ場合。

a　附近に於ける小農の土地と比べて二倍より大きくなる場合

b　此の獲得地によつて生活しないか或は農業經營をしない場合

c　經營の惡い場合

d　償却金を三ケ年以上怠つた時

e　素行不良若くは他の惡例となる場合

此等の場合には國家は買戻權を實行するかもしれない。

(6)　權利の制限

（一）　獲得地は土地局の同意なしでは十ケ年間賣却することは出來ない。讓渡、交換も同樣

（二）　抵當權の設定は原則として之を許さない。但し獲得地の代價として支拂ふべき年賦金、農舍の建築擴張、農具其他設備の購入增加、相續實行のため止むを得ざる場合には土地局

の同意の下に許される

(三) 土地局の同意によつて譲渡を許す場合は左の如くである

1 抱括的相續

2 獲得後二ケ年内に緊急止むを得ざる必要によつて全部を譲渡する時、其場合には獲得者により投ぜられた資金のため増加した價格は國家の利益に期する

3 重大なる理由ある時は獲得地の一部でも、殘部が家族を支ふる丈けの面積なる場合には許す

(7) 資金の供給方法及價格の決定

一九二〇年三月十一日の法律によつて土地は價格の十分ノ九、建築費は半額を供給し、共同組合及團體に限つて運轉資金を供給する。此運轉資金の供給は國家が現金で交付するか、半額迄の損失を限度として保證の義務を負ふことになつて居る。上記の團體は政府に對して辨濟の保證を立てねばならぬ。期間は長期で無利子である。

此外内地移住資金及遠征軍人救濟資金がある。前者は人口の稀薄なる地方に内地人及海外に移住してゐる人々を招致して、内地に移住させる爲めの資金で、國費や大面積の土地を徴收せる際の割引料及徴收地分與の際、此目的の爲めに一五%を納付せしめた費用を以て之に充てる。然し事實は大地主の土地徴收の爲め失業した農業勞働者の救濟資金に用ゐられる。後者は遠征軍人優待の爲めである。

價格の決定は一九一三―一五年の間に於て、百ヘクター以上の面積の耕地が、普通市場に賣買せられた時價を標準とする。即ち一九一三―一五年の市價である。大面積には割引がある。即ち千分ノ一から四〇%に達する。而して尚徴收されべき土地で一九二三年迄に徴收せられない土地は毎年價格の一万分ノ五を納付させられる。一九一四年後に加へられた土地の改良や土地に現存する作物は賠償するし、殊に肥料は現金賠償である。賠償金は土地局から現金又は賠償銀行の預金證で之を交付する。利子は年四分で若し預金證のときには、毎年千分ノ五の元本償却をする。價格の決定に不服なときは三審制度の裁判に三十日以内に異議の申立をなすことが出來る。政府は此等價格の決定に就て詳細な表を作つた。

(8) 農業勞働者の救濟方法

土地の強制徴收によつて職業を失つた農業勞働者の救濟策は、前述した様に革命惹起の虞があり、重大な問題であつたから土地局から

1　土地を與へること
2　適當なる職業を與へること
3　賠償金を與へること
4　老廢年金を與へること

以上何れかの方法によつて救濟し、尙此等の資金は前述したる內地移住資金から出した。此救濟に不服なときは仲裁委員會に訴願することが出來る。

(9)　强制小作

前述した緩和策として六ケ年を期とする强制小作は一九二一—二二年の兩年に亘つて十四万千百七十二ヘクターを二十五万五千百八十二人に小作させ、一戸當り〇・五六ヘクターに當る。卽ち土地を徵收し之を分與する遑がないから土地改革の前提として、不平者の緩和の爲來從めの小作者の小作年限を强制的に延長した。

(10)　建築用地

住宅難及公共團體の建築等を救ふ爲め、此等强制土地の一部を、此目的の爲めに供給した。其成績は三万二千人に對し一万二千ヘクターを融通した。丁抹の自作農改策では自己の農業上必要なる家屋農舍等の建築の外之を禁じてゐる。

土地改革の成績　（一九二三年末迄）

今回の土地改革によつて徵收せらるゝことになつた大地主は、千七百三十名で其所有地は四百万ヘクターに上るが、此等地主に對し百五十乃至五百ヘクターの土地所有を許容したのと、其他森林及土地改革の除外例てある自治體、公法人の所有地があるから、眞に强制徵收せらるべき耕地は約九十万ヘクターである。一九二三年末迄の成績は左の如し。

	希望者	獲得者	
小　農	九九、九四七	六二、八一三	五四%
土地を所有せざりし者	四〇、八五〇	二一、六三五	一八%
其　他	四七、一三〇	三二、七八五	二八%

計	一八八、九二七

右の中五ヘクター以上の所有者で希望したものは一五%に當り、廢兵九千八百九十九人、遠征軍人六千二百十八人で、獲得者の九八・六%は個人であつて其他は共同團體である。獲得者の第一位は勿論農業者で、職人(トレーズマン)之に次いで、第三は農業勞働者(一〇・六%)第四位は工業勞働者及使用人(九・八%)である。分配地は約十七万ヘタターで中、小農に對しては十三万七千四十一ヘクターを分配し、五ヘクター以下の土地所有者に對しては金分配地の約六七・八%を、從來土地を所有せざりしものに對しては一ヘクター乃至五ヘクターを、二ヘクター所有者には三―四ヘクターを、四ヘクターの所有者には五―六ヘクターを、上述した方法で分配した。尙大農も必要があるから今回の土地改革でも、百五十乃至五百ヘクターの大地主千七百三十を存することゝした。其他は殘余地(レシュナント)とし、從前の大農管理者、農業勞働者、小作農等よりなる共同耕作者や公共團體、自治體、慈善團體等四百三十六團體に分配した。大約平均八十八ヘクターで、此目的は大農、中農を作るにある。卽ち小農ばかりでなく農業の經營としては大農、中農の必要を認めたからである。其内譯は左の通り。

大農場管理者勞働者	一一三
小作人團體	一三五
國家	二五
公共組合	一〇
自治體	一六
產業組合	一七
遠征軍人	二六
篤農者	四六
其他	四八

次に土地改革に伴つて、歐洲の農業勞働者は其數が頗る多く、然も農業經營の經驗がなく且歐洲(ヨーロッパ)には機械の使用、其他各般に亘つて小農經營法が我國の樣に發達してゐないから、各國の小農政策は經濟の見地から云ふと、當初必ずしも良好の成績を示したとは云へない。現にチエツク共和國でも上述の理由によつて小農政策の爲め、收穫は約四割を減じたとの批難ある位で、此補

ひをなす爲めに各國政府は今や熱心に小農經營の指導に努むると共に、學者をして熱心に大農、中農、小農の經濟的調査を行はせて、其缺陷の改良に盡力させて居るのは前述した。而して此が改善策の一方法として伊太利の例に依つて、小農の聯合になつた共同耕作を奬勵し、組合を作らせて居る。此共同耕作は小農で同時に大農の利益を得るため合員を有して、千九百九十六ヘクターを得た。此共同耕作組合に耕作を共同的にするものであつて、自分はボヘミア洲のニコボ・ハラデイストの共同耕作組合を視察したが、組合員は四十二家族で組合建物の一部に生活してゐて、耕地は二百五十三ヘクタで二ケ所に分かれてゐる。主として砂糖大根（シュガー・ビート）の栽培で、其他馬鈴薯穀作等を耕作する國家と製糖會社から資金を仰いで、該會社の直接間接の援助によりて成立したものである。其成績は二ケ年目で未だ結論を下し難いが、指導者たる組合技師は數字を擧げて有望なことを說明した。未だ試驗時代だと云ふのを適評と思ふ。

內地移住は一九二三年末迄に二十の移民地を作つて、五百九十三の家族で六千三百五十七ヘクターを耕し、其他國家の力によらない私的移住も二百八十五家族、三千八百ヘクターを耕作してゐる。此等の成績については當局者は頻に成功を說いてゐるが、民間團體の意見によると移住民の中には農業の經驗の乏しいのと、移住地の調査が充分でなかつた爲に、成功三分、失敗七分と云つて內地殖民の困難を說いてゐる。最後に强制徵收を蒙らない地主に對しては、濫りに小作權を奪ふことのない樣に、若し小作人が希望ならば、地主の意思に反しても小作を繼續し得ることゝした。尤も此等は戰後に於ける一時的の便法である。

土地改革の批評　チエツク土他改革の成果については種々の議論をなし得られる。自分がブラーク滯在中、議會に各政黨領袖を訪問したる際や、獨逸系マヂヤール系大地主組合より文書で貰つた回答によるも、政府、政黨、地主悉く自己の立場から大に宣傳に努めつゝあるから、其眞相は大に割引せねばならぬ。地主組合には獨逸系、チエツク系の二種がある。共に土地改革に反對だけれど獨逸人は主として人種的壓迫から反對し、兩者共に地主的感情からやるのは勿論である。此等の意見や外國人例へば教授テックスター女史や（チエツク・スロバキアの土地改革の著者）農政學者でチエツク土地改革の中心人物の一人たるブルドリツク農科大學長等の意見を併せ酌酌して愚見を述べると。

一、土地改革は政治上社會上から見て必要（ネセシテイ）の問題たること

チエツク共和國の人種關係や土地分配の不公平及歷史的不平については已に詳述した。此等の理由によつて土地改革はチエツク共和國としては是非やらねばならない問題である。

二、國民の大多數に幸福を與へ建國の基礎を固めるために必要である

獨逸系を排斥して不公平な土地の處分をするのは惡いが又一面同國と調和しない國民に對しては或種の壓迫も亦止むを得ない。尙同國の現狀としては海外移住を防ぎ、海外在留者を招致し併せて都市集中を防止するために必要である。之は要するに人種的に些少の非難はあらうが、過去數百年に亘つて不當なる壓迫を蒙つたプロレタリアートを解放し、政治上、社會上、經濟上から見て最も必要な多數の自作農を作り、大多數の國民に對し自由と獨立の新精神を與へて、以て民衆的國家の基礎を築いたことは同國ばかりでなく人類の幸福である。此大目的の達成のためには下に述べる色々の缺點も其罪を補ふて餘りあると思ふ。

三、チエツク當局者の言によると同國の土地改革は露西亞のそれと違つて、革命でなくなつて合法的だと云ふけれども、其徵收價格はたとへ大戰前の市價だとするも爲替相場の變動の結果、

三分ノ一乃至六分ノ一となつたのは貴族、大地主に對し非常なる財産の損害を與へた彼等の過去に於ける橫暴等を考へると、價格の引下げは又止むを得ないとしても餘りに低價である。同國の當局者が口を極めて此點を辯明して、中歐に於ける土地改革を實行した國家の中でチエツク國の賠償が最も土地所有者に有利だと云つてゐるのは、所謂問ふに落ちずして語るに落つるの類である。

四、國家の徵收價格で小農に分配しないで四〇乃至五〇%の如き法外の手數料を徵（と）るのは、自作農政策の趣旨に反しはしないか

然もチエツク當局者は賣渡價格は決して高いのでないと云ふのは此一面に於て土地所有者からの徵收價格が法外に低價なることを裏書するもので、建國早々財政難の同國としては止むを得ないかもしれないが、小農に對し稍〻酷だと思ふ。

五、土地獲得者の最も困難を感じて居る點は土地の分配が意外に手間取る點である

此は播種耕作等に手違ひを生ずることが少くない。同樣に土地所有者に對しても不利を與へることが多い。要するに空前の大事業に對しては用意が不充分で唯法規の制定に急で此が實行的

用意が伴はなかつたのは事實である。

六、法律に疑義が多く、其手續について不公平が少くないこと

建國早々の際とて充分の研究の遑がないから、止むを得まいが法令の不備なるのを機會とし、種々(いろく)不公平の處置をするのは土地改革の様な個人の權利に關する重大なる施設に關しては一般國民の疑惑を買つて、折角の事業をして豫期しない困難を來すであらう。

七、政黨の黨勢擴張の具に供せられたこと

此はチエツクの土地改革が農民、社會兩黨の妥協に成つて徹底を欠いた所以で政黨を超越した國家的人物が建國の際になかつたのは同國の不幸である。

八、經濟的技術的方面を充分に考究しなかつたこと

建國早々の事とて此等生産經濟方面の注意足らなかつた。

九、小農創設後の保護策は遺憾ながら充分でないために、折角の土地改革の成果に非常なる影響を與へてゐる。

此點は將來同國當局者の最も改善苦心を要する所である。此理由は土地改革を急いで創設後の維持保護方法については行届かないし、就中資金の供給はチエツク當局者の云ふが如く充分でない。殊に近年農産物價格の下落により小農は大に困難して居る。

要するに種々の非難もあるけれども、如斯大事業を行ふ際には往々免れ難きことであつて殊に建國多事の際とて恕すべき點も尠くない。小農政策を敢然遂行したのは同國百年の大計であつて、此がために多數の國民が社會上、經濟上得た利益は莫大であつて、又人類の幸福の爲めに大に喜ぶべきことである。

三、ヨーロツパ各國の土地改革の概況

所謂世界を聳動てし居る土地改革の何ものであるかは、チエツクの例で分明したことと思ふから、玆には單に各國の概況を略述する。

ブルガリア(一九二一年の土地改革法) 一家族約卅町歩强、獨身者には約四町歩、自作しない家族は約十町歩。

ルーマニア(一九一八年十二月の土地改革法) 一家族二百五十町歩以內。

ユーゴースラビア(一九一九年二月の土地改革法) 一家族に對し七十五町歩から五百町歩まで

で地方により異る。

ハンガリー（一九二〇年三月の法律）一家族に約五十八町歩以内で二十九町歩以上の賣買に際しては政府に先買權がある。

ポーランド（一九二〇年七月の法律）貴族、僧侶、不在地主、戰時成金及ロシア土地銀行等の所有地は全部强制徵收をして小作農勞働者等に分配する。

ロシア　全國の土地は國有と宣言されたが、實際農民丈には私有を認めてゐるらしい。目下或程度の私有制に移らんとしてゐる。

ドイツ　一八九一年七月以來內地殖民の名の下に東プロシアに土地改革が行はれ、一九一六年迄に四萬五千百廿戶の自作農が出來た。一九一九年新法律制定され、一切の國有地荒蕪地、沼澤地及び廿五町歩以上の土地の賣買につきては政府に先買權を與へ、斯くして出來た土地は農業プロレタリアートに與へる。若しこの方法による土地が盡き、然も一地方において百町歩以上の土地所有者がその地方の土地の一割以上の面積を占むる時は、これを强制徵收をする。斯くて二百十五萬町歩の土地により二十萬乃至三十萬の自作農を作らんとしてゐる。

ラトビア（一九二〇年十二月の法律）五十町歩以上の土地は强制徵收さる

大體內容骨子は前述の通りであるが、唯此中特筆すべきはドイツの耕地の徵收及分配方法で、同國は原則として土地の强制徵收をやらないで、丁抹と同樣普通市場の賣買に委ねて居る。然し公益協會の樣な民間團體が其間にあつて、恰度丁抹の土地分割組合の樣に大地主と自作農希望者との間に斡施して居るから好都合に運んで居る。價格も勿論强制價格でなく普通の市場の値段である。卽ちドイツは中歐、東歐の諸國と違つて最も穩健主義で丁抹に似て居る。ポーランドやエストニア、リトニア等は賠償とは名のみで大地主、貴族から徵收して居る。此はロシアと似かよつた國情のためである。

第三節　自作農創設維持の具體案

國民の一大決心　自作農創設維持は國策の根本である。爲政者や政黨の人氣取りに其場逃れにやるべき性質のもので斷じてない。國策の根本から出發し、農業無產階級の救濟を本位とする永遠の大事業である。從つて終始一貫した政策の下に愼重の用意を以つてかゝらねばならぬ。現在

の如き大地主本位の考を腹の中から洗ひ去つて、至公、至平の立場から案すべきである。眞に國民の一大決心を要する事業で農民の死活問題と云つてよい。

自作農政策の重點は前述した如く、土地購入のために巨額の資金を要することと、創設後の自作農の維持發展策とである。この二個の難點を切り抜けるために、自分の最も適當と信ずる具體案は先づ一個人の所有し得べき土地の最高限度を定めて、最高限以上はこれを有償的に强制徵收し、土地の兼併を防ぐと共にこれにより得たる土地及公有地、社寺有地等を併せて小作農及勞働者に供給して自作農たらしめ、强制徵收費は公債により、自作農の購入費は長期の年賦償還により、その額は小作料以下とし、國家と契約締結當日に處分權を除く外、所有者と同等の權利を付與する。

左に內容について詳細に說明すると

一、土地所有制限、强制徵收權及先買權の設定

自作農政策の第一要件は土地の所有制限である。土地の所有制限なき自作農政策は籠に水をもるが如きもので、土地は自ら兼併せられ易きものでるあから、これが兼併は絕對に禁止せねばならぬ。殊にわが國の如く耕地が全面積の僅に一割五分七厘で農家一戶當り僅々一町步といふ極小農國においてはなほ更である。ヨーロツパの小農國の評あるデンマークですら一戶當り十一町四段步餘で、ヨーロツパでは最少限度四町步なくては粥がすゝれないとは、ドイツのゼーリング教授、チエツクのブルドリツク教授、デンマークのラルセン教授の等しく自分に語られた所で、僅に一町步で生活してゐる日本の農民には驚異の眼を見張つてゐた。

而して一個人所有の最高限度はわが國農業の實際的見地と、近代農業の機械化の現狀とから考慮して廿町步に限定したいと思ふ。この根據は一個人の自作しうる範圍を大體標準としたものであるが、從來の土地所有の情況をも相當考慮したのである。從つて世間の大多數並に公平の第三者からは大きに過ぐるとの非難もゝとよりあらうと思ふが、實は急激の變化を避けて地主の立場もへ考たのである。又一方大地主からは猛烈な抗議が豫期出來る。

前述せる如く我國は人口多く耕地狹小の國であるから、土地所有制限に伴ひ相當の賠償を以て强制徵收するのは止むを得ない處置であるから、地主もヨーロツパの樣に暴風雨の至らない先に、進んで斯くの如き改革に贊成するのが明哲保身の道である。個人所有の限度を二十町步と定めて

も、自作農政策の趣旨に副ふ共同耕作組合には二十町歩を超ゆるも差支ないが、法人や組合の所有面積に嚴重の制限を加へない時は、かの所得稅の脫稅の如き結果を恐れるのである。こゝには二十町歩以上所有者の統計はないから、五十町歩以上所有地主の總數を見ると三千二百二十三人で全國總地主の〇・六六三%に當り、總面積、田十八萬六千三百八町二反、畑二十三萬三千四百三十六町九段、合計四十一萬九千七百四十五町一段で總耕地面積の六・九五%に當る。

右地主に屬する小作人の數は五十七萬六千九百五十四人の驚くべき數に上り、總小作人の一五・六四三%である。しかして右大地主の自作面積は僅に八千八百七十二町七段のみで、他の無慮四十一萬八百七十二町四段歩は小作人が耕作してゐる。右大地主の自作者は千百三十五名で三五%で、不在地主は六百名に上り一割八分四厘を占めてゐる。土地により衣食し農業に最も熱心であるべき大地主が、如何に農業に怠慢であるかを知るに足りる。今この大地主に二十町歩以上の所有制限をするときは、三十五萬五千二百八十五町一段の土地を買上げて、一町歩當りの自作農を卅五萬五千二百八十五戸の創立が出來、一家五人平均とする時は百七十七萬六千四百廿五人の農民を養ふ事が出來る。この外廿町歩以上五十町歩未滿の地主は相當多數あるし、公地、御料地、社寺有地等を分配する時は多數の自作農を作る事が出來る。

二、强制徵收價格の決定

二十町歩以上の土地及公有地、社寺有地等の買上げ價格の決定は市價による。市價とはこの法律提案時の市價をいふのでその後の高値は參考としない。しかして四分利付公債を以て交付し三十八年後全部償還、五年後より一部買入れ償還とする。この價格の決定及び公債交付については色々の議論があらうが、前述した自作農政策の一番困難な巨額の資金を一時に支拂ふ事は財政上許さないから、公債支辨とし、償還の年限は後述する自作農の年賦償還と一致せしめんがためで、五ケ年後からは元本の年賦償還金が入るから、買入れ償還とする。田畑の價格についてはデンマークの如く、單に時をかまはず市價では、この法律適用により價格の變動があるに違ひないから、提案當時の市價と定むるが公平と思ふ。

只利子の四分について市場利率より大に低いと非難するかも知れないが、現在土地の利廻りを考へて定めたので、現在耕地の利廻りは小作地は二分か辛うじて三分位で、四分に上るものは殆どない有樣だから、市場利率の點も考へ地主の實際收入も考慮して四分と定めたので、この點は

地主にやゝ有利である。農業爭議の烈しい今日、平均年々四分の利廻りの耕地は稀であるし、現在の利廻りは低くも將來元本たる土地の價格の騰貴を豫想に入れるかも知れないが、元來小作地は三分以下の利廻りだから、四分の中一分は將來土地價格の漸騰を見越して此に當て、年一分宛の金を六朱の複利で計算すれば、三十二ヶ年半で土地價格が二倍となればよいのである。

三、自作農の創設方法、利子並償還方法

自作農の創設方法は耕地は平均一町歩とし、後述する様な資格者にこれを分與し、年賦償還の方法による。耕地の賣却交換等の處分權はないが、國家と契約した時からデンマークの一九一九年法の如く、該耕地に關し所有者と同等の權利を與へる。卽ち自己の土地として使用改良をさせる。價格は國家の買上價格と同樣で、小作料として價格の四分に相當する金の外、元本償却として一分、計五分づゝを納付させる。年四分の小作料は畢竟公債の利子に充當せんがためで、年一分の元本償却費はこれを年六分の複利で計算する時は三十二年六ヶ月で十割となるから、償還年限は三十三ヶ年とし、當初五ヶ年間は自作農保護のために利子のみの支拂ひとし、六ヶ年目から元本の償却をする。結局元利の償還年限は三十八ヶ年間、元本は每年一分づゝ年賦支拂ひとする。三十七ヶ年六ヶ月で元本全額に達するから公債償還を三十八ヶ年後とした。元本償却金の利子を六分の複利としたのは市場利率を參考としたので、公債利子とはその決定の根據を異にするから同じでない。

此價格の決定並元利償還の方法は自作農の將來成功如何に大に影響するから、少くともその根據は元利償還併せて現行の小作料以下であらねばならぬ。小作料以上なるときにはその負擔に堪へないで、却つてかれ等を苦しめ、土地を結局手放さしむる運命を招來する。前述の方法による と今田を平均七百圓、畑を平均五百圓とすると、元利五分の償却費は田三十五圓畑二十五圓に當り、現在田小作料一石一斗、畑小作料二十五圓に比するときは畑は同樣で、田は石三十五圓相場とすれば小作料以下である。而も三十八年の後には完全なる所有者となり、契約の瞬間から現在の小作農に比すると雲泥の權利者となることが出來るから、彼等は眞の自作農の心意氣を以て、自由獨立の精神で農業の經營改良が出來る。

自作農の面積一町歩にいつては帝國農會あたりでは二町歩說もあるが、成程多々益々よいに違ひないけれども、わが國の耕地人口の現情では至難の希望で理想案にすぎない。

なほ一町歩でも一戸五人の家族の生活には農業經營方法を改善し、産業組合を發達させ、現在の原始的單一農業を變じて自分の主唱する工業的農業とするならば充分である。工業的農業の何たるかについては既に詳說した。要するに面積の限度はわが國耕地の現情を考慮して「自己の家族の力により、自己の家族をさゝふる」てふ點に基準を置いた。もとより耕地面積の廣い又經營法の異なる北海道は一町歩以上適當に定めてよい。

四、住宅農舍等の建築資金の貸付

自作農をして自由獨立の生活を營ませるには、住宅農舍の建築が必要であるから、この資金の十分の九を政府が貸付け、土地と同じく利子を四分とし、元本の銷却を一分として年五分づゝ元利償還する。勿論當初五ケ年間は据ゑ置きである。ヨーロツパ各國は總て建築費の九割を貸付け、しかも丁抹の如きは前述の如く一定額以上は無利子で、なほ利子の部分も割引制になつてをる位。丁抹の低利資金による農家も視察したが、食堂兼應接間一、寢室二、炊事場一が住宅で農舍は豚、牛、馬の畜舍各一農具室と收穫室を兼ねたのが一つ、その外に堆肥室がある。わが國の中流農家でも如斯淸潔な心地よい農家は見られない。ドイツでは勞働者のアロットメントをハレ附近で見たがこれは更によく出來てゐた。

五、自作農の選定要件並に資格者

自作農の選定要件は自作農政策の要點である。その要件を述べると。

1　性質善良勤勉で農業に三ケ年以上の經驗があり、引續き農業を營み自作農として適當なる者

2　一家をなす者

3　土地購入費用の一割以上の貯蓄を有すること

全然農業に經驗のない者は不適當であるから、少くとも三ケ年以上の農業上の經驗を要件とし、農業に趣味を有し勤勉な農民に限る。一家をなすことは農業の樣に勞力本位の仕事には相當の家族數が必要で、一町歩の農業經營には少くも三人は働き盛りの人間が要る。なほデンマークの經驗の如く賢い妻君が必要で、相談相手たり、激勵者たり、慰安者たる妻君をほしい。家族數が少いと結局經營に骨が折れて失敗する。貯蓄も相當必要で、貯蓄の少い者は全部借金では經營の當初相當の金を要するから、失敗しないまでも骨が折れること夥しく終始苦しまねばならぬ。土地購入費

の一割では一町歩の水田ならば約七百圓、水田五反畑五反とすれば六百圓位の貯蓄は是非共必要。この貯蓄の多い程成功は容易であるが、この貯蓄が又困難だから一割と最小限定を示した。次ぎに資格者は

1　從來の小作者(自作兼小作者も含む)

2　一町歩未滿の自作者

3　農業勞働者

第一順位としては買上げられた土地の小作人を資格者とし、その小作人が選定要件に滿たぬ時は他の小作農でもよい、成るべく失業の憂ひもあるから從來の小作農に優先權を與へる。一町歩未滿の自作者は一町歩を自作農の標準としたからである。第三順位に農業勞働者も、自作農として適當な希望者があれば權利を與へる。然して最初から必ず一町歩と限る必要はなく、五反歩以上ならばその資力と境遇に應じて權利を與へる。

六、創設後の保護發展策

自作農政策の最も大切な要點は此創設後の保護策にある。此保護が充分でないと前述した様に籠に水をもるの失敗を演ずる。ヨーロッパ各國の自作農政策の中で丁抹、ドイツ等が成功して、中歐諸國を初め其他の國々が失敗しつゝあるのは此點の施設の如何による。その保護策としては

1　創設後の土地處分の制限

2　農業經營の助勢

土地の處分とは、賣却、贈與、交換、相續、物權の設定等で、相續は一町歩以下の土地については包括的相續に限り認め、その他の家族に對しては土地だけは分割相續を認めない。抵當權等の設定は國家の認可を要し、資力に困る者に對しては政府の低利資金又は産業組合等の助力にまつ。なほその他の處分については國家に先買權を認め以て土地の兼併を防ぐ。如斯保護方法は私有財産自由の原則に反するけれども、自作農政策の如き國家の興亡に大關係ある根本政策に對しては止むを得ない。なほこれと同時に必要なることは自作農にして勤勉努力せず、又は經營に堪へないか、國法に遵由しない場合には、その土地を國家に回收する規定を設け、自作農政策の施行上寛嚴宜しきを得ねばならぬ。たゞ實際問題としては三十八年間は國家に名義上の所有權を保留してゐるから、この點の保護は完全で、この期間滿了後完全に所有權が移つてからが問題であ

る。

第二の農業經營上の助勢に關しては、丁抹の如く産業組合の助力が最も肝要である。丁抹小農政策の權威者で、オーデンズ小農々學校長たるランゲ氏の「産業組合の助勢なくしては丁抹の自作農政策は今日の成功を見ることは絶對に不可能である」との言は誠に尊い經驗である。卽ち創設後早々は經濟上は勿論、農業の經營上最も難儀する。肥料、農具、家畜、飼料等の購入及び生産物の販賣について、是非共産業組合の完備した組織の力を借りねばならぬ。これ等資金の借入、購買、販賣の道は創設早々の自作農の最大の弱點である。販賣購買については一般の産業組合の力でよいが、資金の借入については、丁抹の如く小農特別信用組合を設けることも、聊か事情が異つて出來ないから、其地方の信用組合に政府より、府縣の信用組合聯合會を通じて、其土地價格の一割限度の年四分位の低利資金を供給すべきである。

斯くして創設された自作農は唯生産だけに從事して居り、購入販賣資金の調達等は地方の産業組合に面倒を見て貰ふ樣にすべきである。凡そ物の發達には下地が肝要である。自作農の成功には産業組合の組織網が絶對要件で、この下地を作るには相當の年月が要るが、此點に充分の意を注がない現在の自作農政策は、赤子の産み放しの樣なものである。

七、特別會計の設置

自作農創設維持には前述の如く莫大の資金を要し、低利資金の運用、償還金の收入等があり、これが運用の如何は收支に大影響を及すし、元來一般會計とその收入支出を區別すべきものであるから、是非共特別會計とせねばならぬ。

八、費用の負擔

前述の如き方法による自作農政策には、買上げと交付との間に些少の時期があり、從つて買收公債のその間の利子は國家が負擔する。卅八ケ年間の地租は勿論自作農から徵收せぬ。地租に自分の唱ふる二町步以下の自作農に免稅點を設くるとすればこの問題は起らぬ。

以上述べた具體案に就ては世間或は過激にすぐると云ふ者があるかも知れないが、十年前普選を唱へた時には突飛過激と云はれたものが、今日では何人も當然中の當然と考へてゐる樣なもので、始めての耳には少し異樣に響く位が中正公平を得たものであるし、愚案は實に耕地面積の少い我國に於て、地主小作兩者の立場を考へた最少限度の改革である。

第四章　小作法制定の急務

小作法案の批評

隙だらけの法律　現在我國に於ける內政上の最も重大問題である。農業爭議瀕發の原因の最も主なる一が國法の不備にあり、從つて農業爭議防止の對策如何など、雨の如き訓令や諮問案を提出して居る當の政府や貴衆兩院議員、卽ち立法者の怠慢が農業爭議激發の主因の一なりと喝破したならば、嘸ぞかし其矛盾に驚く人々が多いだらうが、事實は依然として事實だから詮方ない。若し我國の地主小作間の權利義務を規定して居る法律が能く地主小作の實情に適し、其間の權利義務を明確に定めて居るならば、今日の小作爭議の如きは恐らく半減以下になつて居るに違ひない。後述する樣に現在、地主小作間の權利義務を規定して居る民法が極めて不備で曖昧で、云はゞ隙だらけだから却つて小作爭議を煽ふる樣な形になつて居る。若しヨーロッパ各國の樣に所謂小作法が詳細明確に地主小作間の權利義務を規定して居るならば、日本の小作爭議に最も多い掟米の授受の如きは迅速簡易に決定され、一年も二年も未決のまゝに厄介な爭議を繼續する要はないのである。

例へば現行民法上小作料の強制徵收は出來るかどうかと研究すると、法文上は一見容易に出來る樣であるが、仔細に調べると、それからそれへと色々の疑問が起つて來て、果して可能なりや不可能なりや、全く五里霧中に迷はざるを得ぬ樣な結論になつて來る。斯かることを云へば「何の馬鹿な、立憲法治國の現代に於て小作料の強制徵收が出來ぬなど戲けた事があるか」と威猛高になる者が十人中恐らく十人あるに違ひないが、此等の人々は形を見て物事も判斷する浮すべりの連中で、物事の根本からぢいつと考へることを知らぬ附和雷同の徒である。立憲法治國なればこそ、却つて小作料の強制徵收が不可能なる場合が想像されるのである。卽ち法律も何もかまはず、暴力で強制出來る封建時代なら、小作料の強制徵收こそ強者の權力で、或は易々たるかも知れないが、暴力を排斥して一切の權利義務を法律による外、定めることの出來ない立憲法治國だからこそ大變。云ふが如き小作料の強制徵收の出來ない樣なこと其一番大切の法律に不備があつたら之とも出來るのである。人間の作つた法律を以て萬能と心得るのは大間違ひ、況んや條約改正を急ぐの結果日本の古來の土地法制を調査する遑なく、急遽して外國の小作法を飜譯的に學者が作つたのが現行民法と云ふに於ておやさ。

飜譯的法律　成程日本の民法には賃貸借や永小作權の規定があつて、賃貸料や小作料に就て色々規定はあるが、極くざつとしたもので云はゞ疑問だらけの法律である。日本古來の土地制度や法制を充分に調べて作つた民法でなく、獨逸民法や佛蘭西民法の體裁そのまゝに取つたものだから、自然外國と違ふ日本の小作制度を規定すべき法律に就ては一夜作りに到底出來ない。從つてそこは流石に法律屋だけあつて網を潜くるのは心得たもの。永小作權に就て規定した民法第二百七十七條に曰く「前六條の規定に異りたる慣習あるときは其慣習に從ふ」と甘く逃げて居る。併し立法者は巧く逃げたつもりで居るかも知れないが、民衆には迷惑此上もない法律。慣習法と云ふと大變民意を尊重した有難い法律の樣に聞ゆるが、慣習など云ふものは結局どうにでも考へられる一名曖昧法とも云ふべきものだから、愈々具體的の訴訟事件になると、此適用について大に困ると云ふもの。殊に小作の如き各地方特有の慣習があるものに於て尚更である。

例へば玆に地主と小作との小作料に就ての爭があると假定する。小作農は團結を作つて今年は不作だから五割歩引をしてくれと云ふ。地主はいや不作は少々不作だが小作連の云ふ程豪い不作ぢやないから、最大限度一割負けると主張する。小作は不作の際には歩引するのが慣習だから小作米はやらないと頑張る。玆に所謂農業爭議が出來するが、なまぬるい一方が拒絶すれば口を開いて見て居らねばならない程度の力しかない小作調停法の如きは、役にたゝないとして愈々訴訟になるとする。

偖て裁判になつて裁判官が如何に力氣んでも、小作料の强制徵收は法律の形式上は立派に出來る樣になつてゐるが、實際の運用上から云ふと至難と不可能との間にぶらついており、結局和解にしたらと裁判官から折れて出るのが眞の內幕、然し立憲法治國の世の中にさりとは不埒至極と力氣まれる人々も多分にあらうが、隙だらけの法律とは此ことで、現行民法によると普通小作の賃貸借に就ては第五百四十一條に

當事者ノ一方カ其債務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ相當ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間內ニ履行ナキトキハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

とあるし。又永小作權に就ては第二百七十六條に

永小作人カ引續キ二年以上小作料ノ支拂ヲ怠リ又ハ破產ノ宣告ヲ受ケタルトキハ地主ハ永小作權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

とあつて多分地主は小作料の請求と同時に土地返還の請求をも訴へる。

此訴狀を受けた裁判所は地主の請求と小作契約を調べた上に直に尤もと判決するかと云ふに、第一此小作契約と云ふものが書面であるものはせい〳〵五割位もやつと。他は多く口頭契約だから頗る曖昧のもの。文書であつた所で、文切り型の形式一點張りのもので、左程參考にはならぬ程度。

然も亦我現行民法は小作に關しては極めて僅かの規定があるばかりで、他は慣習に總て委ね、尚ほ其上に民法に異りたる慣習ある時は、其慣習に從ふとしてあるから慣習の力は偉大の譯。それもその筈、前述した様に日本の土地法制や慣習を充分に調べずに飜譯的に出來た民法だから充分の自信はないので、慣習を尊重したのは當然である。

小作料の決定が難關　先づ第一に裁判官が訴訟の目的である小作料支拂の判決をしようと思つた所で、小作料額の決定が難關。たとへ文書により或は口頭により、小作料額は定めてあつたにせよ、我國の永年の慣習では小作料は年の豐凶によつて左右されるのが不文律。此慣習に依つて小作人は小作料を五割負けろと云ひ、地主は一割より負けぬと云ふのだから、裁判官は先づ此小作料の額を定めねば支拂の命令は不可能。此額の決定をしようとした所で裁判官には至難の話。と云ふのはうか〳〵安請合をして凶作の度合を調べて二割が至當とか一割五分がよいとか決定したならば、それこそ大騷動。裁判官が法律を作つたも同樣。裁判にかゝつた事件は勿論、其年の凶作歩合を定めたら、其地方一體の他の裁判にかゝらない澤山の小作關係にまで大影響を及ぼして地方は鼎の沸く様な大騷動。裁判官の斷定によつて却つて地方に小作爭議が殖へることになる。此點は誠に困まつた無責任の話の様であるが、隙だらけの現行民法では何とも詮方がない。小作料額の決定の様な地方の民心に重大の影響を及ぼす事は、裁判官としても成るべく避けたがるとか何とか云ふ專ら噂の高い位であるから、從來大抵の裁判所は小作料額の決定などはやらないで、寧ろ溫和しく出て双方合意の和解を勸める。併し何しろ段々裁判官の足下を知つて居る小作人だ。なか〳〵容易に和解などに應じない者も數多い中にはあるから、小作料額の決定も出來ない場合があり、從つて小作料支拂の命令も出ない譯。

土地返還請求の能否　偖て第二の土地返還の請求は如何かと云ふに前に揭げた民法第五百四十一條と第二百七十六條にある通り、小作料は其性質に從つて一年乃至二年引續き小作料の支拂を

怠らない中は、土地返還の請求は許されない。而して前述した通り小作料額の決定せぬ中は永久に小作料の支拂を怠ると云ふ事實は起らない。卽ち法律的に云ふと遲滯の責任が生ずるには小作料額が決定し、賃貸借たる小作では一度小作料を支拂はず、然も地主が相當の期間を定めて小作に小作料の支拂を請求し、尙ほ其期間內に小作料を支拂はない時に、始めて土地返還の請求が出來るもの。單に支拂を一年せぬと云ふ事實だけでは土地返還の請求は出來ないし、又永小作では小作料の支拂を引續き二ケ年怠らなければ土地返還の請求はやれないことになつて居る。何れにしても小作料額の定まらぬ中は第一支拂は不可能だから、此點になると契約であつて一方行爲でない以上、小作料額のきまらない責任は地主小作兩者に半分宛ある譯。先づ小作料額をきめて來いと裁判官に云はれゝばそれ迄である。或は又裁判官に立毛の坪刈りをして見て凶作の程度を定めろとか、夫れには縣廳の技師か農會の技師を鑑定人にしてやらせろと云つても、爭議の起るのは多くは收穫後で立毛の坪刈は出來ないし、さうなると知事も役人もウカ〳〵凶作の程度など容易に斷定せぬし、農會の技師に就ても同樣、結局善い加減のものとなつてしまふ。論より證據

愛知縣鳴海の事件　が何よりの雄辯に其間の事實を物語つて居る。鳴海の事件は大正八年より始まつて小作人は團結して小作料を支拂はず、地主も團結して小作に對抗し、組合を作つて機械農具を使つて共同耕作を始めると云ふ騷ぎ。穩便に土地を返したものは極めて僅かで、多くは小作料を支拂はずに耕作して居る有樣。此が二年と續いてとう〳〵地主も堪まり兼ね名古屋裁判所に小作料支拂土地返還の訴訟を提起し、一方小作側は永小作權確認の反訴を提起し、京都大學の雉本博士始め門下の辯護士が後援者となつて爭つた。兩方共容易に讓らないで、裁判所もホト〳〵手を燒き、さりとて判決をする勇氣もなく、和解和解と呼出しては相談を持ちかけるだけ。一方小作人は團結して訴訟費用として一反歩から米一升を出すと三百町歩餘あつたから、一石三十五圓にして千圓以上の訴訟費用が直に出來る譯。然も地主側は小作料は一文も取れず生活費はかゝる。稅務署に陳情しても凶作の外地租の免除輕減は取り上げられない。ために租稅は出さねばならず、おまけに訴訟費用は辯護士にとられる。土地は小作に出してある以上賣りたくも賣れないし、遂々家重代の書畵骨董を竊に夜持ち出すと云ふ有樣。訴訟が四年も續いた結果は實に地主側には悲慘極まる場面をあらはし、小作側よりも寧ろ地主側に此世の中には法律も何もあつたものでないと云ふ樣な過激思想を抱く者が續出して來たのは誠に同情すべき話。事實國法の不備のために地主は

四ケ年の長い間言語に絶する苦悶を嘗めた。立憲法治國とは名ばかりてあつた。斯くて最初はさしも強硬であつた地主側も長びけば長びく程不利であるから、四ケ年の後には止むなく大讓歩をして、裁判所の和解に應じて左の如く決定した。地主の主唱よりも大體に於て實質上小作人の云ひ分が多く通つた形になつた。

即ち一反歩の收穫を二石五斗と計算し、收穫の分配率は地主四分五厘小作五分五厘と定め、若し收穫が減ずる場合には一斗毎に地主が一厘減じ小作が一厘增す。

結局二石に減じた場合には小作六分地主四分と云ふ割合になる。而して爭のあつた土地は平均反當り二石の收穫だから裁判所の實際の腹は四分六と云ふにあつたが、地主の顏をたてゝ地方に及ぼす影響も大きいから、四分五厘と五分五厘と決めたと云ふ噂のたつた位、裁判所の苦心も大に買つてやらねばならぬ。

耕地の立入禁止や立毛の差押の是非　小作側の團體交涉や土地返還拒絕等の武器に刺激せられて、地主側の新戰術として現はれたものに耕地の立入禁止と立毛の差押があり、此兩武器は實の所小作側の虛を衝くに充分であつて、小作側の狼狽は非常なるものであつた。地主側が小作側の執拗なる戰法に對し、憤りの餘り此等の新戰法によるの止むを得なかつた種々の理由に對しては勿論同情すべき點も少くないが、冷靜なる第三者として殊に農村改革の大旗幟を提げ、地主と云はず小作と云はず、均しく農民の生くべき道を考ふる我等としては、這般の耕地立入禁止や立毛の差押が果して得策なりや否や、更に進んで其是非如何に就て愼重に考慮せねばならぬと思ふ。

此等の手段は小作側の戰法に對する報復戰として確に威力はあるが、端的に云へば、地主側の鬱憤晴らしと云ふ外に、地主側に、對し何れだけの利益があるかと云ふに、小作側を苦むるに依つて彼等を屈服せしむる効力があると云ふかも知れないが、小作側をして憤激せしめ、或は最後の手段たる不祥事に出でしむる如き事態を激成し、ために兩者の關係を極端に惡化せしむるとしたならば、其利害得失は何れであるかは餘り多くを云ふの必要はないと思ふ。要するに感情の奴隸となつて一時的の腹癒せのために總計算に於て大なる不利を——勿論小作側も同樣に——蒙ると斷言して差支ない。彼の伏石事件の如き其他瀕々として起る流血の慘事は最も雄辯に此間の消息を物語つて居る。更に又其是非に就て考へても、耕地の立入禁止や立毛の差押は、折角の作物の收穫を減少又は皆無に終はらせ、小作農を苦めるばかりでなく、地主も何等の益はないばかりか

結局は損害を蒙り、國家的見地、卽ちさなきだに食糧の不足に苦む我國の食糧政策から見れば、非常なる損失と云はねばならぬ。然も前述の様に結局に於て小作爭議を急轉直下的に激發するとすれば、其非なることは明瞭である。尙ほ末弘博士の如く國法は社會的正義の反映であり、其適用につき疑義があるならば、小作農の生活を直接に脅威する如き耕地の立入禁止や立毛の差押は、局に當る裁判官として最も考慮を要し、寧ろ消極說を執るべしと主唱せらるゝのは、地主側の云ふ如く一概に過激說として葬るべきでなく、國家問題として大局より見るならば其贊否につき充分玩味すべき說である。

要するに小作料の未交付や土地返還拒絶に對する報復戰として、耕地の立入禁止や立毛の假差押は主として不備極まる現行民法の罪であり、政府並に立法者の負ふべき責任と斷言して差支ない。地主や小作農は此缺陷を惡用したと云ふ責任はあるが、死活の生存戰に喘ぐ彼等としては眞に止むを得ざる手段であり、國法の不備が彼等を驅つて玆に至らしむるとするならば、爲政者たり立法者たる者は、寧ろ肅然襟を正して自ら省むべきではあるまいか。

片手落は禁物　以上述べた所に依つて地主小作の權利義務を明確に規定すべき小作法制定が差し迫まつて居る。小作爭議の解決上は勿論、我國の農村改革の上に實に焦眉の急務たることは明瞭である。然し乍ら玆に小作法の制定に當つて最も考慮せねばならぬ點は、小作法の大眼目たる小作權の確立と同時に地主權の確保とである。

云ふ迄もなく小作法の目的は地主小作の權義を明瞭にするにある。小作の權利を確保伸張するは、過去現在の地主小作間の情勢に鑑みて大に贊成する所であるが、小作のみの權利を伸張確保した所で、正當なる地主の權利を確立し、以て善良なる地主を保護しないでは日本の農業は丸つぶれである。問題の重點は要するに非道なる地主を膺懲すると同時に、惡辣なる小作農を排擊し以て善良なる小作人、地主を生かし而して農業全體の繁榮を圖るにある。

多年虐げられた小作農の爲めに小作權の確立と同時に、近時漸くフラ〳〵しつゝある地主權を確立せしむるのが小作法制定の大目的と云はねばならぬ。地主權の確立とは何であるかと云へば、現今農業爭議の實情を顧みて、主として小作料徵收權の確保である。正當なる小作料の徵收權は小作法に於て徹底的に確保する必要がある。現行民法の樣に地主と小作との權義が不明瞭で、肝腎の點になると地方の慣習に讓ると逃げて居るから、小作料は强制徵收しうるのだが得られない

のか、然も訴訟になれば數年もかゝつて結局小作米は小作人が食ひ盡した時分に、和解位になつて地主の立場は全くない。斯かる狀況であるから小作法を制定する以上は善良なる地主のために正當なる小作料は簡易迅速に交附を受けうる樣に明確な規定をせねばならぬ。

過去現在に亘つて長く奴隷的の境遇に置かれた小作農の擁護に就ては、吾等は決して人後に落ちぬつもりである。小作法制定に際して從來殆と認められなかつた小作權を確立することは當然のことであるが、小作法は地主小作の權義を明瞭にして兩者の共存共榮と、一國農業の健全なる發達とを目的とするものであつて、決して兩者の爭鬪を前提とし目的とするものでないから、飽までも法規は公平に兩者の正當なる權利を認めて、斷じて片手落であつてはならぬ。勿論從來虐げられ勝であつた小作農の爲に地主に對するよりも多くの保護を加ふる必要はあるが、角を矯めんとして牛を殺すは賢明なる立法者のなすべきことでないから、地主の正當なる權利までも剝奪する如きは、決して農村及び農業の繁榮を招來するものでない。

此點より見て土地の不買同盟や、自作農創設の絶對反對や、爭議權の確立を高唱する全國農民組合や勞農黨の態度は、今日に至らしめた經過については勿論同情の餘地大にあるが、決して正當と云へない。農業プロレタリアートの大なる將來のために大山、杉山、中澤等の幹部諸君の猛省を促したい。大衆を首肯せしむるに足るべき道理と信念の上にたゝない運動は、之がよし革新の美名をもつにせよ畢竟天下を動かしうるものでない。

小作法の制定に就ては、小作法制定のため設けられた小作法調査會に、政府から小作法草案が提出されて審議に附せられたから、草案につき批評することは小作法の內容を說明する上に便宣である。依つて以下大體に就て述べよう。

小作權の性質　小作法制定の大眼目は小作權を確立するために小作權なる權利を認め、或點迄共賣買讓渡を自由にし、究極の目的は小作權に價格を生ぜしめ、以て小作人の生活を確保安定ならしむる資源の少くも一部としての小作權を認むるにある。

從來の如く、何年小作をしても殆んど何等の權利らしいものも得られなかつた薄弱なる小作權では、到底小作農の生活を安定向上せしむることが出來ないから、玆に小作權に正當なる價格を生ぜさせる樣立法するのが小作法の大精神である。從つて小作權の價格の存在を否定せんとする如き一切の要求は小作法と兩立しないので、唯問題は何の程度で此を認むるかの程度にある。

凡そ小作權の價格を生ずるのは小作料が時價以下に安いためで、小作人は小作中既に此恩典に浴したのだから、小作權に價格を認める如きことは全然不合理であると云ふ岐阜縣農事協會の主唱は、所謂問ふに落ちずして語るに落つるの類で、かゝる有利なるものなるが故に小作權の價格あるは當然で、かゝる小作權に價格を認めないと云ふ主唱は、全く經濟の原則を知らぬものと云はねばならぬ。東京や名古屋に於ても明治初年舊大名や大地主等と契約した安き地代の地上權が、今日所有權と同等若くは以上の價格を有して居るのは如何なる理由であるか。

地主團體が小作權を否認する思想の根底には、小作權の存在は所有權の絶對權を脅威するが故に不當なりと云ふにあるが、元來此所有權萬能の考へは今日多くの人々が陷つて居る非常なる誤謬で、所有權は決して絶對權でなく、地上權、永小作權、質權、抵當權、賃借權等と同じく法律の範圍内に於て成立する所謂制限せられたる權利である。所有權は成程比較的強い權利には違ひないが、何も所有權が必ず他の權利より強いと云ふのでない證據には、所有權が三百圓で地上權、永小作權が五百圓七百圓の場合はあるし、例へば左前の銀行會社の株券は零所か却つて未拂込金のある場合には一株マイナス三十七圓五十錢と云ふマイナスの所有權すらある。土地に就ても同

様で、維新の際には土地一反に酒一升を添へて呉れたと云ふ事例すらあるではないか。要するに所有權萬能說は根本的の誤謬であつて、近代の法律思想より云へば、所有權の効力は社會的立法、民衆的立法の影響を受けて益々弱められると云ふのが一般の傾向である。從つて小作權の確立によつて耕地の所有權の効力がそれだけ弱められると云ふのは當然の話である。地主團體が憲法によつて保證せられたる神聖なる所有權を犯すが如きは云々と呼號して居る如き、立憲法治の時代に於て一顧の價値なき愚論である。帝國憲法は暴力による所有權の不可侵をこそ保障しておれ、法律による所有權の制限は元來廣大無邊である。

我等は地主團體の前述せる我田引水の主唱を排すると同時に又小作團體の高唱する小作權、即ち生活保障權と云ふ樣な超物權的効力を認むることは絶對に贊成出來ない。耕地の立入禁止や立毛差差押へは不當に小作農の生存を脅かすと共に、農業生産の減少を來す無法處分なるが故に、小作團體の主唱に共鳴するが、最高小作料額の制定の基準や、天災其他不可抗力に減收の際分配の基準を小作農の生活に必要なるだけ、其收穫物につき先取特權ありとの主唱は、小作地の廣狹收穫の大小を斟酌せずに無條件に容認さるべき議論では到底ありえないのである。小作權はもと

より認むべきであるが、所有權の存在を蔑視する如き議論はもとより正當でない。

小作權の存續期間　小作權の存續期間に就ては地主小作兩派から大分議論がある。現行民法では物權たる永小作權に就ては二十年以上五十年以下とし、期間滿了の時は更新し得る事を認め、尙期間の定めない時は三十年とし、而して債權たる普通小作に就ては別段に期間の制限はない。從つて一年二年の短期小作をも認めて居るので、今回の小作法草案によると小作權の存續期間は七年以上五十年以下とし、期間を定めず或は期間に疑ひある場合は七年と決定し、原則として七年以下の小作權を認めない。兵役疾病其他止むを得ざる事由か又は爾後三年以內に其小作地が公衆の利益となるべき、道路、水路、建築、自作の目的に使用されることが明かなため、短期の小作權を設定すること明確な場合に限り、小作審判所の判定を以て七年以下の小作權を設定し得るとし、尙是等の小作權は更新出來るが、期間は七年を下ることは禁ぜられて居る。勿論永小作權は此範圍外である。此に對し大日本地主協會は存續期間を三年以上二十年以下と修正し、岐阜縣の農事協會や愛知縣の農村調査會は五年以上二十年以下を至當として居る。一方全國農民組合は別に期間につき何年と云ふ意見は示して居らぬが、長期小作權認定の必要を擧げて居るから、期

間を長くして少しでも小作權の確立を鞏固にしたいと云ふ考へは覗ふことが出來る。

吾等は法案の小作保護農業發達と云ふ根本の趣旨には勿論贊成であるが、存續期間を七年以上と限り、其他極めて窮屈なる例外規定の外認めないことに對しては若干の修正を必要と認める。極めて短期の小作は小作權の不安定を來し、小作料其他につき地主に乘ずる機會を與へ、耕地の改良等が不可能となり、農業の生產上不利なることは認めるが、農村の實際生活の上に於て例外で認められた以外の事情から獨り地主の立場ばかりでなく、小作農の立場からも三年四年の小作を必要とする場合が少くない。若し地主小作兩者が短期の小作を便利とし、又は小作農が便利とする場合があれば、七年以下の小作權を認めても何等支障はないのである。或は斯くの如くすれば地主の强要により比較的弱き立場にある小作農は止むなく此に從ふ結果、折角小作法制定の趣旨を沒却する樣な事例が瀕々と起るだらうと云ふ心配も尤もであるが、此等の利害は要するに比較の問題であるから、農村の實際生活に顧みて成るべく弊害を少からしむる樣に規定する外はない。

地主團體が存續期間を三年或は五年以上二十年以下と修正した理由は、勿論自己の利害の上より成るべく小作權を短期にする方が利益であると云ふ考へからであるが、原則として三年と云ふ

が如き短期の小作を認むることは小作權の確立や農業發達の上から見て望ましいことでなく、尙又後述する様な小作法案に規定せらるゝ小作權の各種の効力を認むる上に不合理のことであるから、吾等は地主小作の要求と一方農業發達に必要なる條件を考慮して、小作權の存續期間は五年以上五十年以下とし、期間の定めなきもの又は期間につき疑ひあるものは五年以上と推定し、五年以下の特別の短期小作に就ては短期を必要とする地主又は小作に期間につき擧證の責任と同時に、小作審判官を正當と思考せしむる理由開陳の責任とを負はせる。此場合多くは實際上地主に雨者の責任が負はさるゝに違ひない。從つて文書契約があれば勿論、口頭にせよ確乎たる反證があがり、尙短期小作を必要とする正當の理由があれば、五年以下の小作權を認むるのである。唯斯くの如き五年以下の小作權の効力に就ては其効力につき小作法中特別の規定を要するは勿論である。短期小作を正當とする理由に就ては法文に列擧主義を執ると同時に概括的に「其他正當なる理由あるとき」として小作審判官に裁量の餘地を與へ、劃一的の規定を避け、農村の實際に適する様にしたい。

小作權の對抗力　小作權の第三者に對する對抗力につき其登記のない場合でも小作地のに引渡しを要件として、爾後其小作地につき物權を取得したものに對しても對抗力を有する様に草案には規定して居る。現行民法によれば元來不動産に關する物權の得喪及び變更は登記をせなければ第三者に對抗し得ないので、永小作權は勿論、債權たる小作權に就ては特に第六百五條に於て登記したる場合には、尙ほ物權に對しても對抗力を認めて居るが、登記なくして小作權に對抗力を認めんとする草案の規定は、兎角登記を厄介とする小作農の實際取引に顧みて特に小作農の爲に考慮した立法者の精神は大に諒とするが、爾後其小作地につき所有權其他の物權を取得した善意の第三者に對し不當の損害を與へ、現代の法的思想に於て公平の觀念に反する嫌ひはなからふか。小作農を保護することも必要であるが、善意なる小作農以外の國民をも保護する必要あることは言を俟たない。一方を犧牲に供して小作農のみを保護するのは斷じて正當でない。

此點に於て地主團體が登記を對抗要件としたのは正當である。但し前述せる特に小作農を保護せんとする草案の起案者の精神も實際取引に於て或點迄酌量する必要もあり、尙ほ國家は惡意なる第三者を保護する必要もないから、小作權の對抗要件に關しては特に小作權は其登記なきも小作地の引渡しがあつた時は惡意の第三者に對しては對抗しうる様に規定したらよからうと思ふ。

地主團體が登記不要の規定に對して所有權以上の効力を與ふるは大それ事の様に叫んで居るが、此は前述せる如く所有權萬能説の誤つたる前提の下に出發した議論で、深く論ずるの價値はない。

小作權の讓渡轉貸　小作權の讓渡に就ては草案によると永小作權を除いた小作權に就ては地主の承諾を條件として讓渡を認め、然も地主は正當の事由ある場合の外承諾を拒むことが出來ないし、尚ほ一週間内に確答をしない時は其承諾あるものと看做して居り、小作權の讓渡を禁止又は制限する契約は一切無効とし、更に又承諾不要の慣習ある時は承諾を要しないと規定して居る。斯様に法文には地主の承諾を條件として居るものゝ、地主は正當なる事由ある外拒めないから、而して正當なる事由とは結局自作其他極めて局限された理由の外あるまいから、小作權の讓渡は大體自由と云つてよい。

現行民法によると永小作權は設定行爲で禁じてない限りは讓渡は勿論、其他權利の存續期間内に於て耕作又は牧畜のために其土地の賃貸をも認めて居るし、普通の小作に就ては地主の承諾を條件として讓渡及轉貸を認めて居る。

前揭の地主團體は永小作權も普通の小作權も讓渡は現行通りとして草案に反對し、然も其反對は頗る强硬である。小作權の讓渡を認めるならば、地主側の最も恐るゝ小作權の價格を生ずることゝなり、從つてそれだけ所有權の價格を失はせるから此點の反對は口にこそ云はねど殆んど、必死的と云つてよい。小作權の讓渡を出來得る限り自由にし、從つて小作權に價格を生ぜしめ小作農の生活を幾分にても安定向上せしめんとするのは小作法の大骨子である。若し此條項を抹消し去るならば小作法は殆んど骨抜きである。若し地主側の主唱の様に現行法通りに止めて置くならば、小作法制定の必要は大半を失するのである。故に問題は如何なる程度に於て小作權の讓渡を認むべきかで、現行法通りに止めようとする地主團體の要求の如きは無理難題と云はざるを得ない。

從つて小作權の讓渡に關する草案の規定は大體正當と云つてよい。小作法を制定し小作權を認むる以上小作權の讓渡を妨ぐる條件は出來得るかぎり排除ねば、折角の小作權も有名無實に歸する憂ひがある。若し小作權の讓渡が主として地主の意向により左右せらるゝ場合には、自然隱密の間に讓渡が行はれるか、轉貸若しくは此に類する事柄が行はれて、中間小作の弊害のために却つて地主も小作も共に苦しみ農業の發達を阻害するに違ひない。

然し問題は要するに小作人の正當なる權利を保護するにあるのだから、單に小作權の賣買によ

りて利益を貪らんとする、所謂小作ブローカーなる者に對しては相當取締りの規定を設けないと却つて地主のみならず眞に農業を營まんとする小作農をも苦しむる結果を來すから、小作權の設定又は取得後五ケ年を經ざる間は讓渡を禁ずることし、以て小作ブローカーに乘ずる餘地なからしむることが必要である。尙ほ地主の承諾期間を一週間と限定したのは酷にすぐるから、小作地賣却に對し小作人の買取に認めたると同樣一ケ月の期間が公平である。

若し斯くの如く原則として小作權の讓渡を認める時は、元來小作契約は對人的信用の下に設定したものを、小作料の徵收又は耕地の改良上懸念ある第三者に讓渡する虞が出來て、地主の利益を不當に侵害すると地主團體は主唱するが既述せし通り、小作料の徵收を確保する充分の規定を設け、小作料を常に怠る如き小作人に對しては所謂正當の事由中に含ませて、讓渡の承諾を拒絕し得ることゝし、一定の條件の下に小作料の怠納を小作權の消滅原因とするならば、强慾ならざる地主に對しては小作權の讓渡は決して權利の侵害とならないのである。

小作權の轉貸に關しては草案は原則として此を禁じ、唯兵役疾病其他止むことを得ざる事由により自ら小作をすることが困難な場合に限り、其事由の經續する間轉貸することを認めて居る。

而して小作地の轉貸又は賃貸は、當事者の一方又は双方が其旨を地主に通知しなければ地主に對抗することは出來ない。但し小作權者たる産業組合が組合員に轉貸するのはもとより當然である。

轉貸を原則として禁じたのは前述した中間小作を排斥することが最も必要だから適切の規定である。尙ほ轉貸人が其小作權を拋棄した時は轉借人に讓渡したるものと看做し、地主が小作權消滅の請求をなす場合に於て此を轉借人に通知しないときは其轉借權は消滅しないものとし、其通知あつた時は轉借權は通知後一年を經て始めて消滅する。但し收獲時期其他の關係も考慮して尙ほ一年の猶豫期間を置いてあるが此等の當否に就ては小作權消滅の項に說明する。

小作權の消滅　小作權の消滅は小作法上の重大事項であるから草案には詳細の規定を設けて居る。其要件は

一、小作人が引續き三ケ年間小作料を滯納し又は滯納額が二年分の小作料額以上に達したとき
二、小作人が小作地を著しく荒蕪せしめ其小作地に永久の損害を及ぼすべき行爲を爲したるとき
三、小作人が其小作地を耕作又は牧畜以外の目的に繼續使用したるとき

小作權は前項の請求ありたる後一年を經過したるに由りて消滅す。但し其消滅が收獲後、作付前

慣習によつて定まりたる時期、其他小作人の損害最も少き時期にあらざる時期に當る場合に於ては、其收穫の終りたるとき、慣習によつて定まりたる時期又は爾後一年內に損害最も少き時期迄存續するものと看做す

と規定して尙ほ小作權の消滅は小作審判所の判定を要し、消滅の際小作權に價格ある時は地主は其對價を提供して消滅を請求せねばならぬ。小作人は六ケ月前の豫告を以て小作權の拋棄をすることが出來るし、此より短い慣習ある時は必ずしも六ケ月の期間を要しないとしてゐる。

小作權の消滅に就ては地主團體は別に具體的條件を擧げず單に小作料を支拂はない時は期間內でも消滅するの請求が出來るし、小作農は豫告して小作權を拋棄出來ると云つてゐる。草案の第二、第三の消滅條件に就ては唯法の實際上の適用を如何にするかの問題、卽ち著しく荒蕪せしめ或は永久に損害を及ぼすべき行爲等の解決につき議論はあらうが、法の規定としては地主小作共に異議はないと思ふ。唯難問は第一の消滅條件で引續き三年間小作料を滯納し、又は二年分の小作料額以上の滯納と云ふが如き寬大の條件は到底地主の忍び得る所でない。一方に公租公課を强制徵收さるゝ地主としては二年分の小作料とか或は引續き三年の滯納とか云ふことは自己の生活上我慢出來ることでないと主唱し、少くとも現行法の如く永小作權は引續き二年間、普通小作は一年間小作料を怠る場合には消滅の請求をなしうる樣にしたいのである。

小作料の滯納に對する法の制裁に就ては曩に地主權の擁護が小作權の擁護と同樣に必要なる旨を力說し、地主權の擁護とは主として小作料の徵收にあることを說いた折に、明瞭して居ると思ふが、充分嚴重明確なる規定を設くる必要があると思ふ。從つて引續き三年間又は二年分の滯納と云ふ如きことは小作農のために小作權の重要性を認めるためとは云へ、地主に對しやゝ酷に失する嫌ひがある。勿論小作料の滯納は强制執行の手段があるから、決して今日の地主の唱ふる樣に滯納卽ち不納と云ふべきものでなく、損害賠償の請求も出來るのであるが、小作料の定期的收入は一面又地主の生活を安定するに必要な資源であるから、迅速適確に强制徵收の道を講ずると共に不當なる小作人に對しては地主を擁護する道を講ぜねばならぬ。又小作農としては故意又は過失によらない減少に對しては、小作料の一時的減免を請求しうるのだから、長期の滯納に對し一定の條件の下に小作權を消滅せられても決して不公平でない。唯前揭の小作料減免の理由に入らない小作人自身の一身上の理由、例へば一家の惡疫病氣等のため收獲の減少した場合には、減

免の請求は出來ないし、或は火災盜難其他一家の不幸により小作料を納付し得ない場合もあるから、一年滯納したから直に小作權の消滅を請求し得ることあるのは固より甚だ失當である。

吾等は小作料滯納に關する地主の窮狀より見て草案を修正し、小作權消滅請求權の條件として引續き三年間小作料を滯納するか、又は其滯納額が二ケ年に亘り一年分の小作料額以上に達するか、一年分の小作料を一年間滯納したることを以て適當なりと信ずる。小作農に對しては別に小作料減免の規定があり、不可抗力による減收に對しては法の保護もあるし、一方小作權を確立し自己の權利の確保伸張に努むる以上は、同時に自己の義務を正しく履行することが立憲政治の根本觀念である。自己の權利の確保のみを主唱してやゝもすれば義務を等閑に附する誤りたる近頃の流行思想は嚴正に排擊せねばならぬ。或は引續き三年間若くは一年分の小作料を滯納せねばならぬ破目に陷つた小作人には時として大に同情せねばならぬ事情があるかも知れないが、一方に公課協議費等を强制され、一家を支へねばならぬ地主の立場も亦均しく國民として適當の保護を與へねばならぬ。

小作權消滅請求に附隨する難問は、此場合地主より小作權に價格あるときには其對價を小作人に提供するの義務ありや否やである。此點に關し如何なる場合にも小作權を否定せんとする地主團體は猛烈に反對して義務不履行の小作人に對し、小作權の對價を支拂ふが如きは以ての外であるといきまいて居るが、情に於て多少諒とすべき點はあるが、義務は義務であつて權利は權利である。此場合義務の不履行は決して小作權價格の消滅とはならないのである。小作權の價格は義務の履行不履行に關せず、客觀的に存在する市價であつて地主小作人の關係により左右せらるべき相對的のものでない。此場合に小作人の義務不履行は決して小作人の財產の價格に影響はない。小作法は權利の水平を期する民法の一部であつて、懲罰を目的とする刑法では斷じてあり得ない。

而して小作料の滯納による地主の損害に對しては他に賠償請求の權利があるが、小作權の對價を支拂へばとて決して片手落の處置ではない。唯草案によると對價を提供して請求することを要すとあるが、實際に於ては對價を定めて請求することは至難のことであるから、小作權消滅の決定と同時に審判所は對價を決定して支拂を命ずることゝすればよい。

永小作權の消滅に就ては民法施行後五十年を經過した後、一年間に小作權者に於て相當の代價を支拂つて所有權を買取るか、又は其小作地につき相當なる割合の分割を請求することが出來、又

小作人が前述の權利を拋棄し、或は一年間に行使しないときは爾後一年間に所有者が相當の代價を支拂つて買取ることが出來る。

而して地主小作人が共に前述の權利を拋棄し又は行使しないときは、永小作權は消滅しないものと看做すと規定して居り、現行法とは地主と小作人の立場を正反對にして小作人に云はゞ優先權を與へて居る。此草案の改正は永小作權に就ては地主よりも小作人の權利を重しとしたもので、自ら開墾熟地にした小作人の權利を認めたのは立法の改善と云つてよい。

小作地の賣却　小作地賣却の規定も草案の新規定である。卽ち地主が小作地を賣却する場合には先づ小作人の賣却の相手方と價格を明示して、小作人が買取る意思ありや否やを確答すべき事を催告する義務がある。此場合小作人が爾後一ケ月內に此を買取るか或は其賣却に異議を申述べたときには、地主は賣却出來ないのである。但し小作人は正當の理由なくして異議を申述べることは禁ぜられて居る。而して小作人が前述の催告を受けた後一ケ月內に確答をしないときは異議なきものと看做し、又小作人が買取るべき旨を申述べた後二ケ月內に代價を提供しない時、及び小作人が賣却に對して異議ないときは、地主は爾後一ケ月內に當初の相手方に、小作人に明示した價格を以て賣却することが出來る。之等の手續をしないで小作地を賣却したときは小作人は其賣買の無效を申請出來るのである。

小作人の先買權に就ては前揭の地主團體も認めて居るが、草案の如き嚴重なる制限には反對して、單に好意的の通告又は義務的の通告を以て足れりとしてゐる。然しながら好意的の通告の如きは勿論、義務的の通告でも單に通告だけで小作人の先買權を或程度まで確保しなければ、經濟的に弱者たる小作人は實際に買取り得られぬ場合が多いに違ひない。小作權を確立する以上は小作人の先買權を確保するのは當然で、どうせ賣らねばならぬ地主としても第三者に賣却する價格を以て小作人に賣るならば經濟上損害はない譯であるし、既に小作權がある以上多少の制限を受けるのは當然である。唯問題は小作人の先買權は大によいが小作人の權利を保護するに急にして不當に地主の權利を迫害毀損して居りはせぬかどうか。

價格の明示は固より當然であるが、相手方の明示は實際の取引上に於て可なり地主に苦痛であるに違ひない。然し此れは明示させないと地主が駈引に利用する虞があるから地主に此責任は負はすべきである。けれども實際取引に於て最も必要なことは取引の敏速である。賣買は一面がら

云へば氣合ものであり。又相場物であるから決定の時期を長びかさるゝことは、多くは賣らねばならぬ弱味ある賣主に對し不利の結果を生じ易い。從つて賣買に要する期間は出來得る限り短縮せねばならぬとは云へ、一方に於て期間を餘り短縮するときは折角買ふ意思のある小作人の折角の先賣權はフイにするか少くも不利に陷らせる虞がある。

此等兩者の利害を考察して吾等は玆に小作人の確答乃至異議期間を二十日間に、代價提供の義務を一ケ月內に、地主の賣却は爾後二十日間內に短縮し小作人の先買權を認むると共に地主の賣却權の制限を出來得る限り少くしたいと思ふのである。所有權の移轉があつても小作權は依然として前同樣の條件を以て存在することは固より言を俟たない。

小作料　小作料に關し草案の重なる規定は第一に小作料の滯納の場合地主は其最後の二年分の小作料に付其小作地の生產物で其小作人の占有する物の上に先取特權があり、國稅其他についで優先權がある。

第二に地主の變更等により小作料の支拂場所變更の結果、運搬困難になつた場合には、從前の場所に於て支拂ひ得べく、支拂ふべき小作料は其の年其の地方に產した普通品でよい。普通品を持たない時は收穫後三ケ月間の平均相場に換算して金納で差支なく、此場合は收穫後六ケ月以內に支拂へば遲滯の責に任じなくもよい。尙小作料は分割支拂が出來る。

第三に小作料支拂に遲滯ある場合は地主は損害賠償として五分の利息を請求出來るが、特別の契約ある場合でも名義の如何に拘らず年一割以上の利息は禁ぜられてゐる。

第四に分益小作の場合小作料の割合につき爭ひがあつた時は、契約の如何に拘らず相當小作料を審判所は制定することを要し、此判定に就ては土地の生產力、風水害其他の災害の多少、小作人の勞力肥料其他の生產費、小作人の土地改良費地主の土地改良費等を斟酌すべしとしてゐる。尙審判所は當事者双方の請求又は地方の慣行により、不可抗力の際でも減免なき一定金額の相當小作料を判定出來る。

第五に小作料の減免に關しては小作人の故意又は過失によらないで、收穫減少の場合には一時的減額を請求し、其減收の著しい時は一時的免除の請求が出來る。尙法令により地租の免除又は徵收猶豫のあつた年には小作料免除又は支拂の猶豫を請求出來る。

前揭の草案に對し地主團體は不可抗力による一時的減免は認むるが、其前提として減免の請求

には小作審判所及當事者双方立會の上立毛檢査を條件とし、小作人が收穫に着手した後には減免の交渉は一切不可能とし、小作料の減免の交渉整はない場合でも一定の期日には小作料又は相當する金額を供託すること。若此の供託なきときは減免を受け得られないと叫んで居る。

同時に年の豐凶に關係なく一定の小作料を支拂ふ小作契約を有効とし、又分益小作を認めて居る。

要するに地主團體の要求は最近の小作爭議の體驗に鑑み、小作料徵收の確保に全力を注ぎ又豐凶に拘らず一定の小作料を徵收し得る小作契約の如きは、小作料の減免に惱まされつゝある地主の自然の叫びである。

小作料の先取特權、小作料支拂に對する規定、小作料の分割支拂、遲滯小作料の利子並に利率小作料の減免規定、相當小作料以外敷金其他一切の請求の禁止等は何れも至當の規定である。唯小作料の品質を普通品としたのはよいが金納の場合收穫後六ケ月以內に支拂へばよいと云ふのは過當に地主の權利を侵害するもので、收穫後四ケ月に短縮すべきで、期間の猶豫を餘り長く認むる時は爭議を却つて瀕發せしめる原因となる。相當小作料の判定を單に分益農のみに限定した樣であるが、理想としては爭ある場合普通小作に就ても判定して然るべきものである。而して相當小作料判定の標準が擧げられて居るが右の中に地主の負擔たるべき公租公課協議費等が見えないが、此は生產費の一部として當然斟酌せらるべきものである。

小作料に關する究極の問題は度々繰返す通り小作料徵收の確保にある。而して小作料徵收の難關は主として小作料減免の爭ひにある。故に此減免に關する實際上の取扱につき周密なる規定を設けないで、單に現行法並に草案の如き抽象的の規定だけでは小作料徵收の確保は期し得られないし、從つて農業爭議の頻發は抑止出來ない。此點につき地主の立毛檢査を減免請求の條件としたのは正當である。宜しく小作法は減免請求を小作人の利益に認むると共に收穫前少くも一週間以內に地主に減免請求をなす事を要する。此場合地主から立毛檢査の要求があつたら拒むことを得ないことゝし、小作よりの立毛請求に對しても同樣である。立毛檢査に就ては當事者の外に立會人を求める、若し一方が應じない時は小作審判所若くは小作調停委員會に立毛檢査の立會の請求をなしうる樣に規定する。

勿論立毛檢査を減免の條件とする時は審判所は煩に堪へぬ迄に忙殺されるか知れないが、個々

の田畑を全部しないでも其地方地方に依つて不可抗力による收穫狀況は大體に判定しうるのである。減免の交涉中支拂期日には小作料の供託を要件とするか否やに就ても、契約小作料額の供託は酷としても小作人主唱の小作料額の供託は勿論至當である。立毛檢査や供託は小作人に不當なる責任を負はするものとして、小作人側の反對があるかも知れないが、自己の正當なる權利の主唱には、同時に他人の正當なる權利を認むることが不可缺の要件である。新に制定せらるべき小作法は此點に關し周到嚴正なる規定を設けねば善良なる地主の保護に缺けるし、小作爭議の解決は益々困難となるのみである。

相當小作料の決定に就ては經濟學上の分配原則を應用し大體米作に就ては收穫の地主四分小作六分を適當と信ずることは後述する。

費用の償還、損害賠償　費用の償還に就て問題となるのは、小作權消滅の際小作人が小作地に盛土、灌漑、排水工事等の土地改良を爲し又は其他の有益費を支出し、小作地返還の際其價格が現存するときは地主は其選擇に從ひ、其費用又は增加額を小作人に償還せねばならぬ。又小作人が小作地に施した工作物や作物に就ても、現存して居る場合には地主は買取の義務があり、法令による小作料の品質、俵裝、荷造等に制限を受け、小作人の負擔を增したときは契約の有無に拘らず地主に對し請求權がある。

而して一方に於ては小作人が故意又は過失により著しく小作地を荒廢又は毀損した時は損害賠償の責任がある。

小作人が小作地に投じた必要費改良費等に對し、地主に償還の義務あることは當然の規定で、現行法の如く此の規定が充分でないときは、小作人により耕地の改良農業の發達は企圖することが出來ず、當事者はもとより國家的見地より云ふも大なる損害である、此規定は小作法制定の一主要件であるに拘らず、地主團體は地主の承諾若くは尠くとも地主へ通告を要件としてゐるが、其增加額が現存せるときに、然も其增加額、若くは其投じた費用を地主の選擇に從ひ償還するのだから、承諾或は通告の如きは固より必要でない。殊に承諾或は通告を求むれば今日の實情では地主から多く故障が申込まれて折角の改良は困難勝であるから、——但し其土地の改良は第三者が判斷して其土地につき適當のものを要する——前述の賠償なき間は小作權は勿論存續すべきものであるが、此場合小作權の讓渡は草案に二年間禁ぜられて居るが至當である。

小作人の故意又は過失により小作地の荒廢又は毀損に就ては、小作人に賠償の責任あるは言を俟たない。

小作審判所の仲裁　小作に關する爭ひの審判のために小作審判所を設け、區裁判所を以て此に充て、參與員として

一、農業に關する知識又は經驗ある地主

二、引續き三年以上農業に從事し現に自作人にして地主又は小作人に非ざる者

三、引續き三年以上農業に從事し現に小作人にして地主に非ざる者

の中から一人乃至三人を選んで事實の判斷及意見の陳述をなさしめねばならぬ。卽ち地主、自作、小作の三者から參與員を選定するので、此場合自作農が地主側に偏する處があると云ふものがあるかも知れないが、現在の趨勢では必ずしもさうのみとも限らんから、此點は公平な審判官の選定に任せるより方法はあるまい。地主小作人は各審判所の判定に對し控訴院に上訴が出來るし、審判所の判決は通常裁判所の判決と同一の効力がある。尙ほ審判所は判定に先だち各當事者に一應仲裁契約を締結すべきことの勸告も出來る。

小作審判所に對する吾等の心配は、兎角机上の空論に陷り易い比較的農村の實情に暗い裁判官に、果して小作爭議の如き土地の慣行地小作の關係、思想的鬪爭、其他複雜な問題の解決が正當に出來るかどうか、更に又最も必要のことは簡易迅速に裁きうるかどうかで、今日の如く何年越で尙ほ解決しない樣では切迫せる小作爭議の解決に間に合はないし、農民の信賴をつなぐ事は絶對に不可能である。司法當局に此用意と反省とがなくては結局小作審判所は階級鬪爭激成の因をなすかも知れない。

仲裁の規定に就ても同樣の希望がある、小作法は爭議の決定を審判所の判定に附する前に先づ仲裁人に依つて裁判上の和解をさせ樣とするのは至當の措置である。

第五章　どうして小作農は解放されるか

本題に入るに先つて、農業爭議についての日本とヨーロツパとの小作農の地位に關し、更に日本の小作料とヨーロツパのそれとの比較を述べ如何に日本の小作農が悲慘の境遇にあるかを明かにする必要がある。

勞働會議の喜劇　ジユネーブで開かれたある年の國際勞働會議に、日本の勞働代表から現在日本に於ける小作人は勞働者なりや否やといふ議案――この問題の重大性については政府當局と少數の勞働運動者の外にはよく知られてゐない――を提出したことがある。その目的は日本においては、小作人は勞働者であるに拘はらず、政府はこれを否認し、從つて勞働代表の選擧權を、小作人組合に與へないのは失當であるから勞働總會の名において、日本政府に警告を與へられたといふにある。

ところが議案を總會に提案する前に、豫め提案の價値ありや否やを認定する詮衡委員會に懸かつたが、不思議にも從來日本の勞働代表に常に好意を持つて、寧ろ日本政府虐めに共鳴して居つた英國勞働代表のプールトンはじめ佛國のヂユオー、ベルギーのマルテンス等の歐洲勞働運動界の大立物が、一齊に反對して、日本の政府代表が本國政府から與へられた詳細なる反對論の筋書を、一口もいふ餘裕と必要とすら與へられない中に壓倒的の大多數を以て、總會に提案の要なしと暗から暗に葬られて仕舞ひ、內地の杉山元治郎君はじめ今か今かと吉報を待つてゐた日本農民組合の幹部連中をロアングリとさせてしまつた。

この經緯を調べて見ると、要するに日本の農民組合の幹部連中はもとより當の勞働代表の一行まで日本の小作農とヨーロツパの小作農との性質の相違を、充分に知らなかつたと同時に、ヨーロツパの勞働代表連が、日本の小作農の實況を夢にも知らないためで、いはゞ錯誤の喜劇であつた。

日本の小作農とヨーロツパの小作農　ヨーロツパの小作農は立派な資本家であり、企業家である。日本の農民のやうに一戶當り平均一町歩位の、猫の額のやうな狹い耕地を經營してゐるのと違つて、小農の多い國と稱せらる丁抹でも、一戶當り平均十一町四反歩餘り、十町歩以下は水呑み百姓、三十町歩以下が小農、三十町歩から百町歩が中農、百町歩から一萬町歩位が大農といふ國、

いはんや英國やフランスになると、農家一戸當り二十町歩以上だから推して知るべしである。從つて小作農といつても自分の視察したドイツのザンガーハウゼンのフイツク氏などは、四百町歩の小作農で豚四百頭、牛百頭、馬百二十頭、鷄二百羽を飼養し、監督技師長一人と勞働者五十家族、外に季節的にポーランドから二十人の勞働者を雇ふのである。而して技師長には立派な住宅と勞働者には六十戸許り住宅が附屬してをり、住宅は勿論畜舍、農舍悉くコンクリートで、實に堂々たるもの自動車も乘用が二台、貨物用が一台、乘用車の如きは暖房裝置のある大きいので自分の乘つた自働車の中では世界一であつた。

今一つ實例を紹介すると、キヤルフホルニアのロスアンゼル附近に愛媛縣人の佐々木君は、五百町歩の小作農でその內亙類が二百町より、馬糧その他が百三十町歩、しかも胡椒が百七十町歩といふから大したもので、その胡椒の乾燥場が、共同乾燥場だが十六棟あつた位、耕耘用のトラクターは六十馬力で一日五町歩の能率がある。歐米の小作農は、かやうな大規模の農業を營むのだから、資本も多く要るし、勞働者も澤山に使ふ。日本のやうな自家の勞力で間に合ふのと大變違ふから、全くの資本家たり、企業家である。

元來ヨーロツパやアメリカの農業には、地主と小作農との外に、非常に多い農業勞働者があつて工業勞働者のやうに單に勞力の供給だけして、農業の經營監督はしない。日本の農業は地主と小作農が半々で、他に僅に卅七萬人ぐらゐの農業勞働者があるだけで、これも純粹の農業勞働者でなく、他に雜業を營んでゐる。この點が日本と歐米の小作農との本質的の相違で、勞働會議において小作人は勞働者なりやといふ提案を試みるなぞは、プールトンの言ではないが、先方から見れば殆んど狂氣の沙汰で、ヨーロツパやアメリカなれば勞働者から大苦情が出る。いはゞ資本家と勞働者と同一なりやといふ提案だから、滿場一致で否決するのも無理はない。自分もヨーロツパやアメリカで、多數の農業關係者に日本の農業の狀況を說明したが、正解した者は極めて僅かで、ドイツのゼーリング教授、デンマルクのラルセン教授、チエツクのブルドリツク教授等自分の質問をよそに、僅か一町歩で五人の家族が如何にして生活出來るか。收穫の五十五パーセントの小作料で小作農はどうしてゐるかなど、大概一時間位質問されたものである。

農民組合の杉山君なぞが、眞にこの日本の勞働運動上、「小作人は勞働者なり」といふ事實を國際勞働總會で承認させるには、少くも英佛文で一ケ月前位に、詳細な日本小作農獨特の性質をパ

ンフレットにして分配せねば、納得せしむることは六ケしい。勞働代表が一場の提案で解決を期せんとするのは、百年河清を待つに等しい。

日本の農業爭議とヨーロツパの農業爭議　ヨーロツパの農業組織と小作農の地位は、略ぼ諒解されたから、次に彼我の農業爭議の差違を説明する。自分がヨーロツパ各國で、地主小作の農業爭議の狀況を質ねたところ、各國の連中が第一けげんな顏付をするには驚いた。日本にはさういふことがありますかには、全く面喰つた。それもその筈、ヨーロツパには前述の如く地主小作の外に澤山の農業勞働者があるから、地主小作は寧ろ共同戰線に立つて、この强敵たる農業勞働者の組合に對抗するのが大急務、些少利益の衝突があつても、地主小作が日本のやうに爭へば漁夫の利を農業勞働者に占められる。故にヨーロツパの農業勞働爭議は、地主對農業勞働者、小作對農業勞働者の賃銀その他の待遇條件のストライキが大問題で、地小作のストライキは極めて稀であるし、小問題にすぎない。

勿論後に小作料の際に述べるがフランス、イタリー、スペイン等のラテン諸國に多い、かの分益小作の場合には、地小作のストライキは可なり多い。分益小作人は元來勞働者の變形である

から——。

同時にヨーロツパに地小作のストライキの少い今一の理由は、各國共に小作法が出來てゐるから兩者の權利義務が明瞭で、從つて小作料の爭の如きは裁判で直に決定出來るためである。

幹なくして枝葉あるもの　自作農創設の內幕は前述したが、更に滑稽なのは小作調停法で、肝腎の本法たるべき實體法の小作法は海のものとも山のものとも一向解からない中に、手續法たる小作調停法は實施されて居ると云ふ矛盾（ホコトン）の話、僕が一昨年ローマの萬國農事協會を訪ねたら、日本の官報や新聞の解かる日本の農村問題通のペリス君なども居つて、此等の幹部の物笑ひの話に日本には小作法がなくて今度小作調停法の出來たのは如何なる譯かと、恰度出來た許りの小作調停法の英譯と佛譯を手にしながら大笑ひ、兎に角世界の珍談奇聞と相場が定まつた譯、幹や根がなくて枝葉があるとは評し得て妙ではあるまいか。

然し此を不思議がるのが御芽出度い話で日本の政治と云ふものは一枚剝いで見れば多くは斯樣な化物細工で、云はゞ間に合せもの、事態の根本（こんぽん）から考へて態（わざ）と遲くとも根本（ねもと）から培ひ、自然に而して徹底した施設をやる誠意と努力と餘裕がないのである。

小作農解放の條件　日本の小作農を解放する條件は、第一に自作農政策の徹底的實行、第二に小作法の制定、第三に合理的小作料の決定、第四に小作組合法の制定、第五に小農の特別金融機關の設置、第六に農村及農業教育の根本的革新、第七に産業組合による共同耕作の實行等で此七項が實行されれば、日本の小作農も玆に始めて人間らしい生活がなしうるのである。口を開くとよく近頃の自稱識者が此頃の農民は奢侈になつたの、敷島を吸つたりビールを飲んだり、麥藁帽を被つたりセルを着たりショールを掛けたり、直ぐ近所に行くにも自轉車に乗つたり電車に乗ると、農民特に小作農を特別人種の様に取扱はれるが何たる戯けた議論であらう。農民でも小作農でも人間的に見れば、さう云ふ自稱識者と同様、若くは同様以上の人間で、社會の進化と共に生活の樂みを求めて行くことは當然中の當然事である。

今更鹿爪らしい理屈は成るべく抜きとするが、人間の此世に生れた目的は廣き意味に於て樂むにあり、自己の生活内容を豊富にせんがためである。日本の國定教科書の様に人間は働くために生れたとか、或は佛教や古來日本人の動もすると陷り易い人生觀の様に、苦むために生れたなどは人間味のない云はゞ人生に徹せざる大間違ひの考へ方、生活を樂むのが人生の目的であつて働くのは此目的を達するための手段である。よく日本人は目的と手段とを混同するが、若し働くのが一生の目的とすれば機械は人間の理想と云ふべきもの。樂むと云ふ目的があればこそ汗水流して働くのも大に意義がある譯であり、大に樂むためには大に働かねばならぬことゝなる。近來世界の大問題たる勞働時間の制限や公休日の設定はかく考ふれば大に意義がある。ヨーロッパやアメリカで日曜や休日に農民が仕事を休んで野遊びをしたり、テニス、フットボール其他の運動をするのも彼等の人生觀がわれ〳〵日本人と根本的に異るためである。唯樂むと云へば直に酒や色と云ふ風の方面のみ考へたがるのが日本人の弊であるが、吾等の云ふ生活の樂とは斯様な狹義のものでなく、精神物質兩方面に亘り極めて範圍の廣いものである。

農民だけが朝から晩まで肥桶をかつぎ、粗服をまとつて世の進歩にも背いて、何時でもみじめな生活をせねばならぬものであらふか。デンマークやアメリカ其他の農民の様に日曜休日はもとより、夕刻六時頃——ヨーロッパでは日沒が八時か九時頃——仕事を終へて入浴後輕快なさつぱりした背廣に着換へ、テニスや散歩に興ずるのが果して國家の深憂と慨すべきことであらうか。吾等をして寧ろ端的に云はしむるならば日本の農民も勞働者も均しく人間として今少しく人間

らしい生活の出來得る様にするのが今日の急務であると確信する。

小作農の解放條件中の第一たる自作農の創設や、第二の小作法の制定に就ては既に詳しく述べたから玆には其以外のものに就て述べよう。

合理的小作料　前述せし様にわが國の小作料が世界無比高いとすれば、この小作料の引下げは勿論小作農の解放上必要であるが、然し漫然たる引下げ論では結局水掛論に終るから、こゝには合理的小作料として經濟學上の分配論からその標準を定めて見よう。

經濟學の分配論によると、凡そ分配は生産費を控除して剩餘のあつた場合にのみ起ることで、生産費以下の場合には損失補塡の問題となる。今假に米作の場合について考へると、米作の生産費は大體種子、肥料、勞力と公租負擔の四種で、この中地主の負擔は公課だけで他は悉く小作農の負擔である。

而して今この生産費の割合を見ると公租其他土地の負擔は、段當り約十二三圓で大面積になる程少く八圓位まで低下する。米作の肥料種子代は十三四圓、勞力は廿二三人で約三十圓に當る。先づこれを米價に換算すると公租負擔は約一俵弱、肥料種子勞力で約三俵でこれは生産費である

から先取特權がある。若し收穫が四俵以下なる時は分配の問題は起らないで、地主一俵小作人三俵の取り分であるが段二石が普通であるから、殘りの一俵は資本たる耕地代價の利子として地主に與へる。斯くすると地主が二俵小作農が三俵となり、分配率は地主四分、小作六分となり從來のほゞ正反對となる譯である。

この小作米の分配につき地主からは僅に二俵では、段六七百圓する米田の資本に到底引合はぬといふ苦情が出やうが、元來自作せずして懷手で食はうといふのが大間違であり、また自作し得ざる地主の弱味であるから、强い主唱は出來ぬのが當然であるし、如何なる株式會社でも利益なき所に配當はないし、資本さへ投下すれば配當あるものと定まつたものでないのみならず、土地の價格は年月と共に漸次高くなるものだから、資本の利子はその中に或部分迄包まれてゐるといつてよい。元來土地の生産が少いのだから此上は農業技術の進歩により生産の增加を計り一方に生産費の節約をして利益の增加を研究するより無い袖は振れぬの態令、止むを得ぬのである。

更に小作方面からは勞力の換算が低いとか、一文の企業所得もないとかいふ反對が起らうが、これは或程度迄道理ある主唱ではあるが、從來の慣例を全く無視して一時に急激に變化させるのも

如何かと思ふし、なほ小作農の勞力は自家の勞力で自由勞働であるから廿二三人を卅圓と換算するのも田植時か收穫時に二圓三圓の事を思へば不足であらうが、さればといつて彼等の勞力が二圓三圓で何時でも需要ある譯でなく、自由勞働たる自家の仕事たる點も考慮して約三十圓とし、企業所得は成程ないが、藁籾殼及裏作の利益も若干あるから、不足でもこれを企業所得とあきらめる。何れにしても地主小作双方に多少の不服はあらうが、この分配方法によれば理論實際の兩方面から考へて先づ公平の小作料と斷言してよからう。

愛知縣鳴海の四ケ年にわたる有名な農業爭議の訴訟における、結局の裁判上の和解でも、收穫平均二石五斗とし、平年作の場合には地主四分五厘と定め、收穫一斗を減ずる毎に小作は一厘を增し、地主は一厘を減ずることゝした。しかし同地方實際の平年收穫は平均二石だから、實際裁判所の腹は地主四分、小作六分にあつたといつて差支ない。愚見によればわが國に最も多い農業爭議の原因たる米作小作料は、地主四分小作六分と定むる樣にしたならば、以て合理的小作料といひ得ると思ふ。畑作についても大體同樣の理論を應用すべきである。

小作組合法の制定　小作農解放の條件としては小作組合法の制定が必要である。勞働組合法が必要であると同樣、經濟的に弱者たる小作農のために小作組合法は是非共作らねばならぬが、小作組合法を或方面の主唱の如く勞働組合法中に包含せしむべきや否やに就ては、愼重の研究を要する。それには先づ根本問題として小作農は勞働者なりや否やを決定せねばならぬが、此決定の如何は世間にまだ充分知られて居らないが、日本の農村問題中の大問題で、若し小作人が現在政府當局の見解と反對に勞働者なりといふことゝなると、日本の農業爭議は急轉直下する。何となれば小作人が勞働者たる以上、勞働組合の組織は小作人に對しても公然將來勞働組合法成るの日は認められもし、從つてストライキは其權利となり、團體交涉權は認められるゝから、爭議は局面を一變して大地主は對抗の力を大に弱められて來る。

更に又小作人が勞働者だとすれば、毎年行はるゝ國際會議に送るべき勞働代表の選擧權は、小作組合にも與へられ、世界的舞臺に其手を出しうべき事となつたと云ふ一大警鐘は、流石保守的な小作人をも大に刺戟して全國一齊に團體運動の機運に入るし、近頃出來た勞農勞働黨などの樣に生やさしいものでなく、小作爭議と國際勞働代表選擧權と云ふ二の實際的の武器が認められるれば、其勢や實に燎原の火を燒くが如きものがあるに違ひない。更に小作組合の强味と云ふべきものは、

小作人の結合は工業勞働者の様に職業の異るためや色々の原因で大同團結が出來ないのと異り、其目的は小作料の遞減、其他小作條件の改善や生活の向上と云ふにあるのだから、小作階級全體共通であり、解かり安い明瞭簡單のもの故、其結果や速かで恐るべきものがあり、人數も三百三十萬餘で彼の工業勞働者の七花八裂と全然結束力も會員數も異るから、勞働代表選擧の如きも一擧にして彼等の手に握ることが易々たるものである。

小作人が勞働者なりや否やは、從つて日本の農村問題中の劃時代的の大問題、此に就ては他日詳細に論ずることゝし、玆には唯結論だけを述べると、河田博士始め學者の大多數は小作人は勞働者なりとし、其根據は主として形式上よりも實質上に重きを置き、小作人の收益は彼等の働く勞働に對する賃銀にも及ばない程少いし、日本にはヨーロツパの如き農業勞働者は僅に三十七萬弱で、小作人は實際僅かの小作地を耕すと共に、他の自作農のために勞働者として働くものであり、其生活や社會上の地位、總て勞働者と全く違ひはなく、彼の勞働法規の主目的が社會上憐むべき地位にある勞弱者たる勞働階級を助くるにありとするならば、小作人も同樣に保護されねばならぬと云ふにある。卽ち實質上から小作人は勞働者なりと云ふのである。

一方反對說は主として政府當局の主張で、形體論と政策論から出發して居る。曰く小作人は自己の費用と計算に依つて獨立的に農業を經營して居るものであつて、決して他に雇はれて勞働するものぢやない。勿論微力ではあらうが自ら農業を經營して居るもので、此點は自作農と何等異らない。從つて小作人は勞働者ではないと、成程其境遇は憐むべきものがあるけれども境遇論から云ふならば、現在の自作農中にも隨分困難な生活をして居るものもあれば、下級官吏中にも苦しいものは少くないが、彼等を何人も勞働者と云はない如く、生活境遇の苦しいことは全く別の社會問題として考究さるべきものであると、職業の形體方面より論じて居るが、更に口にしては云はないが、政府當局の小作人勞働者論に反對する眞實の腹は、前述した小作組合を勞働組合と認定し、勞働代表の選擧權を與ふることゝなつては、さなきだに團結して地主に對抗する處ある今日、薪に油を注ぐものとして、極力勞働者說を政策上より否認して居るのである。

此點は皮肉のことには既に工業勞働組合の幹部中にも小作人の勞働者、從つて農民組合の勞働組合說には反對者の意外に多いことで、其理由は三百三十萬の壓倒的多數を有し、然も大同團結の易々たる小作組合の出現は、既成勞働組合の分野に非常なる衝動を與へ、勢力の均衡を打破り、

從來の優越的地位が保たれないものが多くなるからで、たとへば我國の勞働組合中比較的團結も強く資金も多い海員組合などにしても、農民組合の前には誠に微々たるものになるからである。彼の國際勞働會議に對し、小作人は勞働者なりと云ふ抗議が年々提出されるが、其反響の割合に少い理由は、前述した代表者が日本やヨーロッパの小作狀況に盲目であるにもよるが、眞の理由の那邊にあるかは以上で想像がつかう。

小作人が勞働者なりや否やに就ての贊成論反對論は以上の通りであるが、贊成論反對論共に純眞の理論から此問題を取扱はないで、贊成論者は勞働組合中に入れんが爲めに、或は國際勞働會議に代表選擧權を與へんがために、些少無理でも勞働者に引き入れやうとするし、又反對論は勞働者と肯定する其結果の影響を恐るゝことが主眼となつて議論して居るので、各々腹に一物あつて議論して居るから、公正な意見は兩者に求め難いのである。

吾等は小作農を以て勞働とは認めない。日本の小作農を以て勞働者と認むるのは政策上は兎も角純眞の理論としては認め難いことで、元來勞働者なりや否やと云ふことは政策論を放れて純然たる經濟上の理論から決すべきものである。さり乍ら小作農は勞働者にあらざるが故に小作組合法を認むるの要なしとか、勞働組合法は急務だが小作組合法はゆつくりでよいと云ふ如き政府の見解には全然同意出來ない。今日小作爭議の現情に鑑み、小作組合法の制定は勞働組合法と同樣に急務である。何もこぢつけの理論までして勞働者と云ふ必要は少しもない。小作農は小作農として組合團結權を認め、農業の進步小作農の生活向上に必要なる組合組織を認むべきである。日本の小作農は前述せる如く、ヨーロッパの小作農と異り、又農業勞働者と異るのだから、此に相應すべき日本獨得の組合法を制定するのが急務で、現行民法の如き飜譯流の一夜作りの法律は眞平御免である。更に又小作組合法は政府の恐るゝ如き小作爭議を惡化せしむるものでなく、却つて地主小作間の關係に體系を與へ、爭議の惡化を防ぎ爭議の合理的解決に一步を進むるものである。

小農の金融機關　現在小農に對する金融機關の不備は、全く甚しいもので、大農中農に對しては勸業銀行、農工銀行等があるが、小農は全く捨子も同樣である。金融機關のないために、小作農の蒙る損害は莫大で、彼等が勤勉にして力量ある人間であつても、金融關係から自作農たる機會は殆んど與へられぬのである。たとひ低利資金の供給等により、自作農になれても、金融機關の應援がないために、小作農に逆轉し勝ちである。農村に信用組合はあるけれども、これとて結局

信用狀態のよい中農以上に利用せられる。

かゝる現狀であるから、矢張りデンマークのやうに小農、小作農に特別なる金融機關を設くる必要がある。デンマークの金融機關といふのは、小農、小作農のために特に設けられた信用組合のことで、元來デンマークの信用組合は日本の信用組合と全く組織を異にして全組合員が自己の有する家屋土地を組合に提供し、組合はこの財産を信用として成立する。しかして組合員から資金借入の申込ある時は、その組合員の提供した不動產價格の五分の三を限度として四分利付の證券を交付する。この證券を受けた組合員はこれを銀行その他の市場に賣却して資金を調達する。證券を買つた者は、信用組合に對して年四分の利子を請求し、借入れた組合員は組合に四分の利子を支拂ふ。なほこの外元本償却として、四十五ケ年賦で返濟する。また組合員全部は各組合員の債務に對し連帶責任を負ふ組合員は組合に對しその外僅少の負擔があるのみ、また組合員が早く償却したいと思へば、市場にて組合の發行した證券を購入の上償還すればよい。

小農特別信用組合も同樣の組織で、たゞ異る點は年四分の利子支拂ひを、組合のために政府が保證することゝ、組合の會計監督者は政府に指名權があることである。組合證券の價格は非常に

信用が厚く、國債同樣に見られてをり、公金の投資も許されてゐるから、獨り國內のみならずロンドンの取引所でも取引される。自分の滯在中普通信用組合のものが八十二圓、小農信用組合が八十三圓であつた。後者の高いのは政府の保證があるからで、これ等の相場は每日の新聞に詳しく出てゐる。デンマークの農民はかくして一戶當り平均五千七百圓餘の借入金があつて、この多額の資金を、わが國の農民の如く生計資金ならざる生產資金に活用しうるほど、大規模の工業的農業を營んでゐるのである。

我國でも速にデンマークの如く小農や小作農のために、特別金融機關の設置を必要とする。これにはまづ小農、小作農に限る低利資金の供給が必要で、やはり郵便貯金利子と同じき四分八厘程度の低利資金を供給し、農工銀行か信用組合を經て貸付くべきである。小農とは大體面積二町步以下地價六百圓以下の農民とし、その手續を簡易にし、償還は二ケ年据置、十五ケ年賦ぐらゐにするが適當である。

農村及農業教育機關の根本的革新　農村教育と農業教育機關の根本的革新が小作農の解放に就て必要なることは、現在の樣に形式萬能敎育では農業に最も大切な愛農心の涵養上は固より、町

村並に個人の經濟上より考へても改善革新を要することが多いのに見ても明かである。卽ち農村及農業の實際に卽した教育が目下の急務である。其根本的革新策に就ては第十章農村教育の革新中に詳述してある。

產業組合による共同耕作の實行　產業組合による共同耕作の經營に就ては、第七章第二節伊太利の共同耕作及第十二章將來の農村中の產業機關の章に詳說してある。此共同耕作による時は、地主は主として土地を提供し、小作人は勞力を提供し、兩者共に平等なる組合員で、地主、小作と云ふ關係はなくなるから小作爭議は絕對になくなると云ふより、寧ろ想像だにせられないことゝなる。從つて小作農の完全なる解放は產業組合による共同耕作に依つて實現せらるゝのである。

第六章　生產費の半減は不可能か

我國の農業が經濟的に行詰つて居るのは生產費の如何にも高いためである。故に我國の農民の生くる道としては是非共生產費の節減を實行せねばならぬ。農村を危機に瀕せさせて居る農業爭議の對策の一半も亦生產費節約にある。

自分は玆に生產費の半減を提案する。我國の農業は前述せる樣に高天ケ原農業卽ち人力的農業であるから、生產費節約の餘地は頗る多い。而して農業生產費半減の具體案としては

一　勞　力
二　肥　料
三　負　擔
四　運輸機關

の四に亘つて從來の經費を半減すればよい。

一、勞力の半減

農業の機械化　勞力の半減策としては第一に農業の機械化である。前述の如く我國の農具はエヂプトの博物館に現存するものと大同小異數千年來餘り改善を加へられない。所謂原始的農具である。如斯人力中心の農具を使つて居ては勞賃の節約は思ひもよらない。今此を我國農業の過半を占むる米作に就て考へて見ると、普通我國の米作は反當二十人乃至二十四人を要するから、此を十人乃至十二人に減ずればよい。其實行案としては

一、機械の使用
二、畜力の利用
三、共同耕作
四、耕地整理及び土地交換法の實施
五、耕作道路の改善

右の五項を實行すればよいので第一の機械の使用としては耕耘機（トラクター）、除草機、刈取機、脫穀機、籾摺機、乾燥機、精米機の七つの機械があればよい。この中脫穀機、籾摺機、精米機は既に立派なものが實用に供せられて居るし、除草機は人力用のものは既に出來て居るが、岡山縣に畜力用のものも

ので一度に五柵（さく）乃至七柵（さく）出來るのがあるが未だ充分でない。此畜力用の善いものが發明出來れば勞力を省くことは非常のものである。乾燥機は愛知縣の農事試驗場で製作されて、既に同縣の機械農場に据付け實用に供され、一日二十石の能率があるから、從來の様に日光で乾かす様な原始的な勞力浪費のことは避けられて勞力の大節約になる。我國の米作で最も困難なのは耕耘機と刈取機の發明であるが、伊太利の米作には此兩者共使はれて居るから、我國でも此等兩機の實用は決して至難ではない。愛知縣の機械農場の試驗によると耕耘機は相當の乾田たることが第一要件で、目下使つて居るシーマーの二―三馬力の機械では要するに馬力が少ないのが缺點である。伊太利で使つて居るのは少くとも十馬力以上のものであるから、我國の田地としても五馬力位のものがほしい。尚ほ紫雲英や麥作の後にはシーマーでは力が足りない憾が殊に多い。刈取機は未だ實際に使用されたものがない有様であるが、伊太利では盛に使つて居るから此も早晩出來るに違ひない。耕耘機や刈取機の使用など到底日本に出來ないと云ふ論者もあるが、

眼の開いた盲目　世の中に盲目は氣の毒であり、眼の見えないために色々の間違もあるが、然し耳がよく聞えるとか、頭がよいとか塙保己一の様な大學者も出來て夫々分に應じて役立つが、